

(別紙)

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	改正前
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱
(通則) 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第61条、検疫法（昭和26年法律第201号）第33条、予防接種法（昭和23年法律第68号）第 <u>51</u> 条第3項、 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「令和4年一部改正法」という。）第6条による改正前の予防接種法第27条第3項</u> 及び予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号。以下「昭和51年一部改正法」という。）附則第3条第2項に係る国庫負担金並びに感染症対策特別促進事業、特定感染症検査等事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、予防接種センター機能推進事業、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業、ワクチン副反応相談体制構築事業、マイナンバー情報連携体制整備事業、エイズ対策促進事業、抗菌薬確保支援事業、感染症臨床研究体制構築事業、感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業、病原体検査体制訓練事業、肝炎情報センター戦略的強化事業、肝炎研究基盤整備事業、全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業、予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）、 <u>新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業</u> 、リウマチ・アレルギー特別対策事業、療養生活環境整備事業、難病特別対策推進事業、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業、特定疾患治療研究事業、脳卒中・心臓病等特別対策事業、難病等制度推進事業、 <u>腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業、腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業、腎不全医療に関する情報提供体制整備事業、</u> 地域保健医療等推進事業、健康的な生活習慣づくり重点化事業、特殊な調理に対応できる調理師研修事業、がん診療連携拠点病院機能強化事業、都道府県健康対策推進事業、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業、がん検診従事者研修事業、がんゲノム情報管理センター事業、希少がん診断のための病理医育成事業、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法	(通則) 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第61条、検疫法（昭和26年法律第201号）第33条、予防接種法（昭和23年法律第68号）第 <u>27</u> 条第2項、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）（以下「昭和51年一部改正法」という。）附則第3条第2項に係る国庫負担金並びに感染症対策特別促進事業、特定感染症検査等事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、予防接種センター機能推進事業、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業、 <u>新型コロナ</u> ワクチン副反応相談体制構築事業、マイナンバー情報連携体制整備事業、エイズ対策促進事業、 <u>公費負担医療対応システム改修事業、</u> 抗菌薬確保支援事業、感染症臨床研究体制構築事業、感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業、病原体検査体制訓練事業、肝炎情報センター戦略的強化事業、肝炎研究基盤整備事業、全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業、予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）、リウマチ・アレルギー特別対策事業、療養生活環境整備事業、難病特別対策推進事業、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業、特定疾患治療研究事業、脳卒中・心臓病等特別対策事業、難病等制度推進事業、 <u>脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業、慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業、</u> 地域保健医療等推進事業、健康的な生活習慣づくり重点化事業、特殊な調理に対応できる調理師研修事業、がん診療連携拠点病院機能強化事業、都道府県健康対策推進事業、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業、がん検診従事者研修事業、がんゲノム情報管理センター事業、希少がん診断のための病理医育成事業、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業、 <u>アピアランス支援モデル事業、子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業、</u> 予防接種事故発生調査事業、女性の健康支援事業及び健康増進法（平成14年法律第103号）第

研究促進事業、<u>重喫煙者に対する低線量 CT による肺がん検診実証事業、国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業</u>、予防接種事故発生調査事業、女性の健康支援事業及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2（健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 6 項を除く。）に基づく健康増進事業に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、感染症法、検疫法、予防接種法、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和 39 年法律第 155 号）、健康増進法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 労働省 （交付の目的） 2 （略） （交付の対象） 3 （1）～（2） （略） 3 （3） 予防接種対策費負担金 予防接種対策事業 予防接種事故救済給付費 予防接種法 <u>第 50 条第 2 項、令和 4 年一部改正法第 6 条による改正前の予防接種法第 26 条第 2 項</u>及び昭和 51 年一部改正法附則第 3 条第 2 項の規定により市町村が支弁する費用に対して都道府県が行う負担事業（ただし、予防接種法第 6 条第 3 項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症に係る予防接種によるものを除く） （4） アの（ア）～（オ） （略） （カ） ワクチン副反応相談体制構築事業 令和 <u>8 年 4 月 8 日</u>感発 <u>0408</u>第 <u>16</u>号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「ワクチン副反応相談体制構築事業実施要綱」により都道府県が行う事業 （キ）～（ク） （略）	17 条第 1 項及び第 19 条の 2（健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 6 項を除く。）に基づく健康増進事業に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、感染症法、検疫法、予防接種法、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）、保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法（昭和 39 年法律第 155 号）、健康増進法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 労働省 （交付の目的） 2 （略） （交付の対象） 3 （1）～（2） （略） 3 （3） 予防接種対策費負担金 予防接種対策事業 予防接種事故救済給付費 予防接種法 <u>第 26 条第 2 項</u>及び昭和 51 年一部改正法附則第 3 条第 2 項の規定により市町村が支弁する費用に対して都道府県が行う負担事業（ただし、予防接種法第 6 条第 3 項に基づき実施された新型コロナウイルス感染症に係る予防接種によるものを除く） （4） アの（ア）～（オ） （略） （カ） <u>新型コロナ</u>ワクチン副反応相談体制構築事業 令和 <u>6 年 1 月 25 日</u>感発 <u>0125</u>第 <u>6</u>号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「<u>新型コロナ</u>ワクチン副反応相談体制構築事業実施要綱」により都道府県が行う事業 （キ）～（ク） （略）
--	--

<u>(削除)</u> (ケ) 抗菌薬確保支援事業 令和8年4月9日感発0409第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「抗菌薬確保支援事業実施要綱」に基づき、別に定める抗菌薬確保支援事業公募要項（以下「抗菌薬確保支援事業公募要項」という。）により選出された法人等が行う事業 (コ) 感染症臨床研究体制構築事業 (略) (サ) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業 (略) (シ) 病原体検査体制訓練事業 (略) (ス) 肝炎情報センター戦略的強化事業 (略) (セ) 肝炎研究基盤整備事業 (略) (ソ) 全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業 (略) (タ) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分） (略) <u>(チ) 新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業</u> 令和8年4月7日感発0407第4号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業実施要綱」により都道府県が行う事業 イ (略) (5) ア ～ カ (略) キ 難病等制度推進事業 令和8年6月12日健生発0612第8号厚生労働省健康・生活衛生局長通知	<u>(ケ) 公費負担医療対応システム改修事業</u> 令和5年5月8日健発0508第9号厚生労働省健康局長通知の別紙「公費負担医療対応システム改修事業実施要綱」により公益社団法人国民健康保険中央会が行う事業 (コ) 抗菌薬確保支援事業 令和7年3月31日感発0331第5号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知の別紙「抗菌薬確保支援事業実施要綱」に基づき、別に定める抗菌薬確保支援事業公募要項（以下「抗菌薬確保支援事業公募要項」という。）により選出された法人等が行う事業 (サ) 感染症臨床研究体制構築事業 (略) (シ) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業 (略) (ス) 病原体検査体制訓練事業 (略) (セ) 肝炎情報センター戦略的強化事業 (略) (ソ) 肝炎研究基盤整備事業 (略) (タ) 全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業 (略) (チ) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分） (略) <u>(新規)</u> イ (略) (5) ア ～ カ (略) キ 難病等制度推進事業 令和7年6月23日健生発0623第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通
---	---

の別紙「令和<u>8</u>年度難病等制度推進事業実施要綱」に基づき、別に定める令和<u>8</u>年度難病等制度推進事業公募要領により選出された都道府県、指定都市及び法人が実施する事業 <u>ク 腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業</u> <u>令和8年4月7日厚生発0407第5号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別添「腎不全患者の症状緩和等に関する研修体制支援事業実施要綱」に基づき、別に定める腎不全患者の症状緩和等に関する研修体制支援事業公募要領により選出された法人等が行う事業</u> <u>ケ 腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業</u> <u>令和8年4月7日厚生発0407第25号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別添「腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業実施要綱」に基づき、別に定める腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業公募要領により選出された法人等が行う事業</u> <u>コ 腎不全医療に関する情報提供体制整備事業</u> <u>令和8年4月7日厚生発0407第26号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別添「腎不全医療に関する情報提供体制整備事業実施要綱」に基づき、別に定める腎不全医療に関する情報提供体制整備事業公募要領により選出された法人等が行う事業</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (6)～(7) (略) (8)のア(ア)～(ケ) (略)	知の別紙「令和<u>7</u>年度難病等制度推進事業実施要綱」に基づき、別に定める令和<u>7</u>年度難病等制度推進事業公募要領により選出された都道府県、指定都市及び法人が実施する事業 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>ク 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業</u> <u>令和7年4月1日厚生発0401第23号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別添「脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業実施要綱」に基づき、別に定める令和7年度脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業公募要領により選出された法人等が行う事業</u> <u>ケ 慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業</u> <u>令和7年4月1日厚生発0401第22号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別添「令和7年度慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業実施要綱」に基づき、別に定める令和7年度慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業公募要領により選出された法人等が行う事業</u> (6)～(7) (略) (8)のア(ア)～(ケ) (略)
--	--

<u>(削除)</u> (コ) 女性の健康支援事業 (略) <u>(削除)</u> (サ) 重喫煙者に対する低線量 CT による肺がん検診実証事業 令和 8 年 3 月 31 日健生発 0 3 3 1 第 1 4 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別紙「重喫煙者に対する低線量 CT による肺がん検診実証事業実施要綱」に基づき、別に定める令和 8 年度重喫煙者に対する低線量 CT による肺がん検診実証事業公募要綱により選出された市区町村が行う事業 (シ) 国民健康・栄養調査のオンラインシステム化等事業 令和 8 年 4 月 1 日健生発 0 4 0 1 第 6 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別紙「国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業実施要綱」により、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う事業 イ (略) (交付額の算定方法) 4 の (1) ～ (2) (略) (3) 3 の (1) のアの (イ) の事業 3 の (1) のイ、ウ、(2)、(4) のアの (ア) の a、b、c、e、f、(イ) (肝炎ウイルス検査費 (委託医療機関) を除く)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、<u>(コ)</u>、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)、(5) のア、エ、カ、キ、ク、ケ、<u>コ</u>、(6)、(7)、	<u>(コ) アピアランス支援モデル事業</u> 令和 7 年 4 月 1 日健生発 0 4 0 1 第 5 9 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別紙「令和 7 年度アピアランス支援モデル事業実施要綱」に基づき、別に定めるアピアランス支援モデル事業公募要綱により選定された医療機関が行う事業 (サ) 女性の健康支援事業 (略) <u>(シ) 子宮頸がん検診における HPV 検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業</u> 令和 7 年 4 月 1 日健生発 0 4 0 1 第 6 1 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知の別紙「子宮頸がん検診における HPV 検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業実施要綱」により市区町村 (地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 8 4 条に規定する地方公共団体の組合を含む。) が行う事業 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> イ (略) (交付額の算定方法) 4 の (1) ～ (2) (略) (3) 3 の (1) のアの (イ) の事業 3 の (1) のイ、ウ、(2)、(4) のアの (ア) の a、b、c、e、f、(イ) (肝炎ウイルス検査費 (委託医療機関) を除く)、(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、<u>(ケ)</u>、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)、(チ)、(5) のア、エ、カ、キ、ク、ケ、(6)、(7)、(8)
--	---

(8) の アの(ア)、(イ)、(ウ)のa(a)、(b)、b(a)、c、d、e、f、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)及びイの(ア)のbの事業 ア (略) イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額(3の(1)のウの事業にあつては、検疫法第32条第3項において準用する同条第1項又は2項の規定により徴収した実費の額を含む。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において3の(4)のア(サ)、(8)のア(ケ)及びイの(ア)のbの事業については、種目ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、別表4の対象団体が行う3の(4)から(8)の事業(ただし、3の(4)のアの(コ)、(シ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(5)のク、ケ、<u>コ</u>、(8)のアの(ア)のd、(イ)、(ウ)のa(b)、c、d、e、f、(オ)、(キ)、(ク)、<u>(シ)</u>及びイの(ア)の事業を除く。)にあつてはアにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。 (4)～(7) 略 (8) 3の(4)のアの(ケ)の事業 ア～イ (略) (9)～(13) 略 (交付額の下限) 5 (略) (交付の条件) 6 (1)～(12) (略) (13) 3の(1)のイ及び(2)の事業について、交付額が確定した後に、過	の アの(ア)、(イ)、(ウ)のa(a)、(b)、b(a)、c、d、e、f、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)及びイの(ア)のbの事業 ア (略) イ アにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額(3の(1)のウの事業にあつては、検疫法第32条第3項において準用する同条第1項又は2項の規定により徴収した実費の額を含む。)を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において3の(4)のア(シ)、(8)のア(ケ)及びイの(ア)のbの事業については、種目ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、別表4の対象団体が行う3の(4)から(8)の事業(ただし、3の(4)のアの(ケ)、(サ)、(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)、(5)のク、ケ、(8)のアの(ア)のd、(イ)、(ウ)のa(b)、c、d、e、f、(オ)、(キ)、(ク)及びイの(ア)の事業を除く。)にあつてはアにより選定された額と第2欄に定める種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。 (4)～(7) 略 (8) 3の(4)のアの(コ)の事業 ア～イ (略) (9)～(13) 略 (交付額の下限) 5 (略) (交付の条件) 6 (1)～(12) (略) (13) 3の(1)のイ及び(2)の事業について、交付額が確定した後に、過
---	---

誤調整等により保険医療機関等から返還されたこれらの事業に係る返還金に、診療年月の特定が困難である額があった場合には、別紙様式第14により速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて、診療年月の特定が困難である返還金の額に4の表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を国庫に返還しなければならない。

なお、令和5年度以前に保険医療機関等から返還された返還金に診療年月の特定が困難である額があった場合の取扱いについても同様とする。

(14) 3の(4)のアの(チ)の事業について、過誤調整等により保険医療機関等から返還された返還金がある場合には、保険医療機関等に支払った支払額と当該返還金を相殺して所要額を算出するものとする。相殺してもなお返還金が生じる場合には、別紙様式第15により速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて、当該返還金を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 7 この国庫負担(補助)金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)の
ア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、(イ)、
(キ)、(ク)、(サ)、(タ)、(5)のウの(ウ)、(6)、
(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(オ)及び(サ)の事業

ア～イ (略)

(2) (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

(負担(補助)金の概算払)

10 (略)

(交付決定の通知)

誤調整等により保険医療機関等から返還されたこれらの事業に係る返還金に、診療年月の特定が困難である額があった場合には、別紙様式14により速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて、診療年月の特定が困難である返還金の額に4の表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を国庫に返還しなければならない。

なお、令和5年度以前に保険医療機関等から返還された返還金に診療年月の特定が困難である額があった場合の取扱いについても同様とする。

(新規)

(申請手続)

- 7 この国庫負担(補助)金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)の
ア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、(イ)、
(キ)、(ク)、(シ)、(チ)、(5)のウの(ウ)、(6)、
(7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(オ)及び(シ)の事業

ア～イ (略)

(2) (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準的期間)

9 (略)

(負担(補助)金の概算払)

10 (略)

(交付決定の通知)

11 (略) (実績報告) 12 この国庫負担(補助)金の事業実績報告書は、次により行うものとする。 (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)の ア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、(イ)、 (キ)、(ク)、<u>(サ)</u>、<u>(タ)</u>、(5)のウの(ウ)、(6)、 (7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(オ)及び<u>(サ)</u>の事業 ア～イ (略) (2) 法人が行う3の(4)のアの<u>(ケ)</u>、<u>(コ)</u>、<u>(シ)</u>、<u>(ス)</u>、 <u>(セ)</u>、(5)キ、ク、<u>ケ及びコ</u>の事業 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書 に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日 又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>(3) 社会保険診療報酬支払基金が行う3の(4)のアの(ソ)の事業</u> 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書に 関係書類を添えて、翌年度の7月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>(4) (1)、(2)及び(3)以外の事業</u> 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書に 関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は翌年 度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (補助金の額の確定通知) 13 (略) (負担(補助)金の返還) 14 (略) (その他) 15 (略)	11 (略) (実績報告) 12 この国庫負担(補助)金の事業実績報告書は、次により行うものとする。 (1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区が行う3の(1)の ア、イ、ウ、(2)、(4)のアの(ア)のa、b、d、(イ)、 (キ)、(ク)、<u>(シ)</u>、<u>(チ)</u>、(5)のウの(ウ)、(6)、 (7)、(8)のアの(ア)のa、b、c、(オ)及び<u>(シ)</u>の事業 ア～イ (略) (2) 法人が行う3の(4)のアの<u>(コ)</u>、<u>(サ)</u>、<u>(ス)</u>、<u>(セ)</u>、 <u>(ソ)</u>、<u>(タ)</u>、(5)キ、ク、<u>ケ及びコ</u>の事業 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9<u>号</u>による事業実績報 告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過 した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に 提出するものとする。 <u>(新規)</u> <u>(3) (1)及び(2)以外の事業</u> 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書に 関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は翌 年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (補助金の額の確定通知) 13 (略) (負担(補助)金の返還) 14 (略) (その他) 15 (略)
--	--

以上	以上
----	----

(感染症予防事業費等負担金) (略)						(感染症予防事業費等負担金) (略)					
項	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	項	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
感 染 症 対 策 費	感染症 予防事 業費都 道府県 支弁分 費	1 手当	(略)	(略)	(略)	感 染 症 対 策 費	感染症 予防事 業費都 道府県 支弁分 費	1 手当	(略)	(略)	(略)
		2 旅費	(略)	(略)	(略)			2 旅費	(略)	(略)	(略)
		3 事務費	(略)	感染症予防事務 に必要な報酬、給料 (ただし会計年度 任用職員へ支給さ れるものに限る)、 職員手当等(ただし 会計年度任用職員 へ支給されるもの に限る)、賃金、報償 費、需用費(消耗品 費、燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱水 費、修繕料)、役務費 (通信運搬費、広告 料、手数料)、委託 料、使用料及び賃借 料、備品購入費	(略)			3 事務費	(略)	感染症予防事務 に必要な報酬、給料 (ただし会計年度 任用職員へ支給さ れるものに限る)、 職員手当等(ただし 会計年度任用職員 へ支給されるもの に限る)、賃金、報償 費、需用費、(消耗品 費、燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱水 費、修繕料)、役務費 (通信運搬費、広告 料、手数料)、委託 料、使用料及び賃借 料、備品購入費	(略)

				ただし、結核に係る感染症法第 17 条に規定する者に対する健康診断、感染症法第 18 条第 4 項、第 22 条第 4 項に規定する請求に基づき行う確認検査、感染症法第 53 条の 13 の規定による精密検査の実施に必要な経費を除く。						ただし、結核に係る感染症法第 17 条に規定する者に対する健康診断、感染症法第 18 条第 4 項、第 22 条第 4 項に規定する請求に基づき行う確認検査、感染症法第 53 条の 13 の規定による精密検査の実施に必要な経費を除く。			
		4 健康診断費（結核除く）	(略)	(略)	(略)			4 健康診断費（結核除く）	(略)	(略)	(略)		
		5 健康診断費（結核に限る）	(略)	(略)	(略)			5 健康診断費（結核に限る）	(略)	(略)	(略)		
		6 管理検診費	(略)	(略)	(略)			6 管理検診費	(略)	(略)	(略)		

		7 患者移送費	(略)	感染症法第 2 1 条及び第 4 7 条の規定に基づき行う感染症患者の移送のために必要な需用費（消耗品費、燃料費、修繕料、医療材料費）、 <u>役務費</u> （通信運搬費、手数料、自動車損害保険料、自動車重量税）、委託料、使用料及び賃借料	(略)				7 患者移送費	(略)	感染症法第 2 1 条及び第 4 7 条の規定に基づき行う感染症患者の移送のために必要な需用費（消耗品費、燃料費、修繕料、医療材料費）役務費（通信運搬費、手数料、自動車損害保険料、自動車重量税）、委託料、使用料及び賃借料	(略)	
		8 物件、建物に係る措置及び交通の制限及び遮断に要する防疫作	(略)	(略)	(略)				8 物件、建物に係る措置及び交通の制限及び遮断に要する防疫作	(略)	(略)	(略)	

		業諸費						業諸費					
		9 感染症の病原体に汚染された場所及び物件の消毒方法に要する経費	(略)	(略)	(略)			9 感染症の病原体に汚染された場所及び物件の消毒方法に要する経費	(略)	(略)	(略)		
		10 ねずみ族、昆虫等の駆除に要する経費	(略)	感染症法第28条第2項(法第50条第1項を含む)の規定に基づいて行うねずみ族、昆虫等の駆除に必要な賃金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計	(略)			10 ねずみ族、昆虫等の駆除に要する経費	(略)	感染症法第28条第2項(法第50条第1項を含む)の規定に基づいて行うねずみ族、昆虫等の駆除に必要な賃金、報酬、給料(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計	(略)		

				年度任用職員へ支給されるものに限る)、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、医薬材料費)、 役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費	
		11 防疫用備品費	(略)	(略)	(略)

※感染症予防事業費市町村支弁分、感染症発生動向調査事業及び密入国検疫等事業費は(略)

(感染症医療費負担金) (略)

(予防接種対策費負担金) (略)

(疾病予防対策事業費等補助金)

項	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
感 染	感染症 対策特	感染症予 防体制整	(略)	(略)	(略)

				年度任用職員へ支給されるものに限る)、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、医薬材料費) 役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費	
		11 防疫用備品費	(略)	(略)	(略)

※感染症予防事業費市町村支弁分、感染症発生動向調査事業及び密入国検疫等事業費は(略)

(感染症医療費負担金) (略)

(予防接種対策費負担金) (略)

(疾病予防対策事業費等補助金)

項	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
感 染	感染症 対策特	感染症予 防体制整	(略)	(略)	(略)

症 対 策 費	別促進 事業	備事業				症 対 策 費	別促進 事業	備事業			
		結核対策 特別促進 事業	(略)	(略)	(略)			結核対策 特別促進 事業	(略)	(略)	(略)
		新型イン フルエン ザ対策事 業	(略)	(略)	(略)			新型イン フルエン ザ対策事 業	(略)	(略)	(略)
		肝炎患者 等支援対 策事業	(略)	(略)	(略)			肝炎患者 等支援対 策事業	(略)	(略)	(略)
		肝炎治療 特別促進 事業（医 療費）	(略)	(略)	(略)			肝炎治療 特別促進 事業（医 療費）	(略)	(略)	(略)
		肝炎治療 特別促進 事業（事 務費）	(略)	(略)	(略)			肝炎治療 特別促進 事業（事 務費）	(略)	(略)	(略)
		地域薬剤	(略)	(略)	(略)			地域薬剤	(略)	(略)	(略)

		耐性対策 推進モデル事業						耐性対策 推進モデル事業				
	特定感 染症検 査等事 業費	性感染 症・H T L V－1 検査及び 相談事 業、風し ん抗体検 査事業、 麻しん抗 体検査事 業、エム ポックス 検査事業	(略)	(略)	(略)		特定感 染症検 査等事 業費	性感染 症・H T L V－1 検査及び 相談事 業、風し ん抗体検 査事業、 麻しん抗 体検査事 業、エム ポックス 検査事業	(略)	(略)	(略)	
		H I V抗 体検査及 びエイズ に関する 相談事業	(略)	(略)	(略)			H I V抗 体検査及 びエイズ に関する 相談事業	(略)	(略)	(略)	
		ウイルス	(略)	(略)	(略)			ウイルス	(略)	(略)	(略)	

		性肝炎患者等の重症化予防推進事業						性肝炎患者等の重症化予防推進事業				
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	(略)	(略)	(略)	(略)		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	(略)	(略)	(略)	(略)	
	予防接種センター機能推進事業	(略)	(略)	(略)	(略)		予防接種センター機能推進事業	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	(略)	次により算定した額の合計額 (1) 医療費 (略) (2) 医療手当 医療手当の支給	(略)	(略)		ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	(略)	次により算定した額の合計額 (1) 医療費 (略) (2) 医療手当 医療手当の支給	(略)	(略)	

			額は、1月につき、次の区分に従い、当該区分に定める額とする。 ア その月において（1）のアからエに規定する医療を受けた日数が3日以上の場合 <u>41,000</u> 円 イ その月においてアに規定する医療を受けた日数が3日未満の場合 <u>39,100</u> 円 ウ その月にお						額は、1月につき、次の区分に従い、当該区分に定める額とする。 ア その月において（1）のアからエに規定する医療を受けた日数が3日以上の場合 <u>39,900</u> 円 イ その月においてアに規定する医療を受けた日数が3日未満の場合 <u>37,900</u> 円 ウ その月にお		
--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--

			いて（１）のオ に規定する医療 を受けた日数が ８日以上の場合 <u>41,100</u> 円 エ その月にお いてウに規定す る医療を受けた 日数が８日未満 の場合 <u>39,100</u> 円 オ 同一の月に おいて（１）の アからエに規定 する医療と （１）のオに規 定する医療とを 受けた場合							いて（１）のオ に規定する医療 を受けた日数が ８日以上の場合 <u>39,900</u> 円 エ その月にお いてウに規定す る医療を受けた 日数が８日未満 の場合 <u>37,900</u> 円 オ 同一の月に おいて（１）の アからエに規定 する医療と （１）のオに規 定する医療とを 受けた場合		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			<u>41,100</u> 円 (3) 特別手当 ア 障害児の養育に対する特別手当 一 別表6に定める1級の障害の状態にある者 <u>982,800</u> 円 二 別表6に定める2級の障害の状態にある者 <u>786,000</u> 円 イ 18歳以上の障害者に対する特別手当 一 別表7に定める1級の障害						<u>39,900</u> 円 (3) 特別手当 ア 障害児の養育に対する特別手当 一 別表6に定める1級の障害の状態にある者 <u>952,800</u> 円 二 別表6に定める2級の障害の状態にある者 <u>762,000</u> 円 イ 18歳以上の障害者に対する特別手当 一 別表7に定める1級の障害		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			の状態にある者 <u>3,142,800</u> 円 二 別表 7 に定 める 2 級の障害 の状態にある者 <u>2,514,000</u> 円 (4) 死亡一時 金 ア 死亡した者 が生計維持者で あった場合の遺 族に対する一時 金 厚生労働大臣 が必要と認めた 額 イ 死亡した者 が生計維持者で						の状態にある者 <u>3,045,600</u> 円 二 別表 7 に定 める 2 級の障害 の状態にある者 <u>2,436,000</u> 円 (4) 死亡一時 金 ア 死亡した者 が生計維持者で あった場合の遺 族に対する一時 金 厚生労働大臣 が必要と認めた 額 イ 死亡した者 が生計維持者で		
--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--

			なかった場合の 遺族に対する一 時金 <u>8,244,000</u> 円 (5) 葬祭料 <u>222,000</u> 円					なかった場合の 遺族に対する一 時金 <u>7,992,000</u> 円 (5) 葬祭料 <u>219,000</u> 円			
	ワクチン副反 応相談 体制構 築事業	ワクチン 副反応相 談体制構 築事業費 (都道府 県設置副 反応相談 コールセ ンター)	(略)	ワクチン副反応 相談体制構築事業 (都道府県設置副 反応相談コールセ ンター)に必要な 報酬、給料(ただし 会計年度任用職員 へ支給されるもの に限る)、職員手当 等(ただし会計年 度任用職員へ支給 されるものに限 る)、共済費、賃金、 報償費、役務費(通	1 / 2		<u>新型コロナ</u> ワ クチン 副反応 相談体 制構築 事業	<u>新型コロナ</u> ワ クチン副反応 相談体制 構築事業 費(都道 府県設置 副反応相 談コール センタ ー)	(略)	<u>新型コロナ</u> ワクチン 副反応相談体制構築 事業(都道府県設置 副反応相談コールセ ンター)に必要な報 酬、給料(ただし会 計年度任用職員へ支 給されるものに限 る)、職員手当等(た だし会計年度任用職 員へ支給されるもの に限る)、共済費、賃 金、報償費、役務費 (通信運搬費、手数	1 / 2

				信運搬費、手数料、 保険料、保管料、広 告料)、委託費						料、保険料、保管料、 広告料)、委託費	
		ワクチン 副反応相 談体制構 築事業費 (副反応 相談協力 医療機 関)	(略)	ワクチン副反応 相談体制構築事業 (副反応相談協力 医療機関)に必要 な報酬、給料(た だし会計年度任用職 員へ支給されるも のに限る)、職員手 当等(ただし会計 年度任用職員へ支 給されるものに限 る)、共済費、賃金、 報償費、役務費(通 信運搬費、手数料、 保険料、保管料、広 告料)、委託費	(略)			<u>新型コロナ</u> <u>ナ</u> ワクチ ン副反応 相談体制 構築事業 費 (副反応 相談協力 医 療 機 関)	(略)	<u>新型コロナ</u> ワクチ ン副反応相談体制構 築事業 <u>費</u> (副反応相 談協力医療機関)に 必要な報酬、給料(た だし会計年度任用職 員へ支給されるもの に限る)、職員手当等 (ただし会計年度任 用職員へ支給される ものに限る)、共済 費、賃金、報償費、役 務費(通信運搬費、 手数料、保険料、保 管料、広告料)、委託 費	(略)
	マイナ ンバー 情報連 携体制	(略)	(略)	(略)	(略)		マイナ ンバー 情報連 携体制	(略)	(略)	(略)	(略)

	整備事業						整備事業					
	エイズ対策促進事業	エイズ対策促進事業費	(略)	(略)	(略)		エイズ対策促進事業	エイズ対策促進事業費	(略)	(略)	(略)	
		地方ブロックエイズ対策促進事業費	(略)	地方ブロックエイズ対策促進事業に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手	(略)			地方ブロックエイズ対策促進事業費	(略)	地方ブロックエイズ対策促進事業に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、賃金、報償費、国内旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、保管料、広告料）、委託費、使	(略)	

				数料、保険料、保管料、広告料)、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、 <u>補助及び交付金</u>					用料及び賃借料、備品購入費、負担金		
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		公費負担医療対応システム改修事業	公費負担医療対応システム改修事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	公費負担医療対応システム改修事業に必要な使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託費、備品購入費	10／10
	抗菌薬確保支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)		抗菌薬確保支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	感染症臨床研究体制構築事業	(略)	(略)	(略)	(略)		感染症臨床研究体制構築事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	感染症危機管理リー	感染症危機管理リー	(略)	(略)	(略)		感染症危機管理リー	感染症危機管理リーダーシ	(略)	(略)	(略)

	ダーシ ップ人 材育成 事業	ダーシ ップ人 材育成 事業					ダーシ ップ人 材育成 事業	ップ人材 育成事業			
		予防計 画訓練 等事業	1 都道府県、 政令市及び特別 区当たり <u>698,000</u> 円	(略)	(略)			予防計画 訓練等事 業	1 都道府県、政 令市及び特別区 当たり <u>642,000</u> 円	(略)	(略)
	病原体 検査体 制訓練 事業	(略)	(略)	(略)	(略)		病原体 検査体 制訓練 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	肝炎情 報セン ター戦 略的強 化事業	(略)	(略)	(略)	(略)		肝炎情 報セン ター戦 略的強 化事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	肝炎研 究基盤 整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)		肝炎研 究基盤 整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
	全国医 療情報	(略)	(略)	(略)	(略)		全国医 療情報	(略)	(略)	(略)	(略)

	プラットフォーム連携基盤調査事業						プラットフォーム連携基盤調査事業					
	予防接種事務デジタル化等事業 （地方公共団体分）	（略）	（略）	（略）	（略）		予防接種事務デジタル化等事業 （地方公共団体分）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	<u>新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業</u>	<u>新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業</u>	<u>適正な実支出額</u>	<u>往診等に要する経費</u>	<u>10/10</u>		（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	（新規）	

	予防接 種事故 発生調 査費	(略)	(略)	(略)	(略)		予防接 種事故 発生調 査費	(略)	(略)	(略)	(略)
特 定 疾 患 等 対 策 費	リウマ チ・ア レルギ ー特別 対策事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	特 定 疾 患 等 対 策 費	リウマ チ・ア レルギ ー特別 対策事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
	療養生 活環境 整備事 業	難病相談 支援セン ター事業	1 都道府県、指 定都市当たり <u>23,519,000</u> 円 とする。 ただし、厚生 労働大臣が必要 と認めた場合は 1 都道府県、指 定都市当たり	(略)	(略)		療養生 活環境 整備事 業	難病相談 支援セン ター事業	1 都道府県、指 定都市当たり <u>23,514,000</u> 円 とする。 ただし、厚生 労働大臣が必要 と認めた場合は 1 都道府県、指 定都市当たり	(略)	(略)

			厚生労働大臣 が認めた額とする。						厚生労働大臣 が認めた額とする。		
		難病患者 等ホーム ヘルパー 養成研修 事業	(略)	(略)	(略)			難病患者 等ホーム ヘルパー 養成研修 事業	(略)	(略)	(略)
		在宅人工 呼吸器使 用患者支 援事業	高齢者の医療 の確保に関する 法律（昭和 57 年 法律第 80 号）第 78 条 <u>等</u> に規定す る訪問看護療養 費 <u>又は診療報酬 の算定方法（平 成 20 年厚生労働 省告示第 59 号） に規定する在宅 患者訪問看護・ 指導料</u> を算定で きる回数を超え	(略)	(略)			在宅人工 呼吸器使 用患者支 援事業	<u>在宅患者訪問看 護・指導料又は</u> 高齢者の医療の 確保に関する法 律（昭和 57 年 法律第 80 号） 第 78 条に規定 する訪問看護療 養費を算定でき る回数を超える 訪問看護の費用 の額は、患者 1 人当たり年間 260 回を限度に	(略)	(略)

			る訪問看護の費用の額は、患者 1 人当たり年間 260 回を限度に次のとおりとする。 (1) 医師による訪問看護指示料 1 月に 1 回に限り 3,000 円 (2) 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1 回につき 8,450 円						次のとおりとする。 (1) 医師による訪問看護指示料 1 月に 1 回に限り 3,000 円 (2) 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1 回につき 8,450 円		
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

			(3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 1 回 に つ き 7,950 円						(3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額 1 回につき 7,950 円		
			(4) その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1 回につき 5,550 円						(4) その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額 1 回につき 5,550 円		
			(5) その他の医療機関が行う准看護師による						(5) その他の医療機関が行う准看護師による		

			訪問看護の費用 の額 1 回 に つ き 5,050 円 注：1 日につ き 3 回目の訪問 看護を前 2 回と 同一訪問看護ス テーションで行 う場合にあつて は、3 回目に対 して次の金額と する。 ①保健師、助産 師、看護師、理 学療法士、作業 療法士又は言語 聴覚士による訪 問の費用 1 回につき 2,500 円							訪問看護の費用 の額 1 回につき 5,050 円 注：1 日につ き 3 回目の訪問 看護を前 2 回と 同一訪問看護ス テーションで行 う場合にあつて は、3 回目に対 して次の金額と する。 ①保健師、助 産師、看護師、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士による 訪問の費用 1 回につ き 2,500 円		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

			②准看護師による訪問看護の費用 1回につき 2,000 円						②准看護師による訪問看護の費用 1回につき 2,000 円		
		指定難病要支援者証明事業	(略)	(略)	(略)			指定難病要支援者証明事業	(略)	(略)	(略)
	難病特別対策推進事業	難病医療提供体制整備事業等	(略)	(略)	(略)		難病特別対策推進事業	難病医療提供体制整備事業等	(略)	(略)	(略)
		難病患者地域支援対策推進事業	(略)	(略)	(略)			難病患者地域支援対策推進事業	(略)	(略)	(略)
		神経難病患者在宅医療支援事業	(略)	(略)	(略)			神経難病患者在宅医療支援事業	(略)	(略)	(略)

		難病指定 医等研修 事業	難病指定医等研 修事業 研修開催経費 1 都道府県・ 指定都市当たり <u>344,000</u> 円	(略)	(略)			難病指定 医等研修 事業	難病指定医等研 修事業 研修開催経費 1 都道府県・ 指定都市当たり <u>321,000</u> 円	(略)	(略)
		指定難病 審査会事 業	(略)	(略)	(略)			指定難病 審査会事 業	(略)	(略)	(略)
		指定難病 患者情報 提供事業	(略)	(略)	(略)			指定難病 患者情報 提供事業	(略)	(略)	(略)
		情報提供 ネットワ ークシス テム活用 環境整備 事業	(略)	(略)	(略)			情報提供 ネットワ ークシス テム活用 環境整備 事業	(略)	(略)	(略)
		臨床調査 個人票電 子化等推 進事業	(略)	(略)	(略)			臨床調査 個人票電 子化等推 進事業	(略)	(略)	(略)

	慢性腎臓病（CKD）特別対策事業	(略)	(略)	(略)	(略)		慢性腎臓病（CKD）特別対策事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	特定疾患治療研究事業	特定疾患治療研究事業	(略)	(略)	(略)		特定疾患治療研究事業	特定疾患治療研究事業	(略)	(略)	(略)
		スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究費	(略)	(略)	(略)			スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究費	(略)	(略)	(略)
		特定疾患治療研究事務費	(略)	(略)	(略)			特定疾患治療研究事務費	(略)	(略)	(略)
		スモンに対するはり、きゅう及びマ	(略)	(略)	(略)			スモンに対するはり、きゅう及びマ	(略)	(略)	(略)

		ッサージ 治療研究 事務費						ッサージ 治療研究 事務費				
	脳卒 中・心 臓病等 特別対 策事業	(略)	(略)	(略)	(略)		脳卒 中・心 臓病等 特別対 策事業	(略)	(略)	(略)	(略)	
	難病等 制度推 進事業	(略)	(略)	(略)	(略)		難病等 制度推 進事業	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>(削 除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>脳卒 中・心 臓病等 総合支 援セン ターモ デル事 業</u>	<u>脳卒中・ 心臓病等 総合支援 センター モデル事 業</u>	<u>厚生労働大臣が 必要と認めた額</u>	<u>脳卒中・心臓病等総 合支援センターモデ ル事業の実施に必要 な諸謝金、旅費、庁 費（備品費、消耗品 費、印刷製本費、通 信運搬費、借料及び 損料、会議費、賃 金、保険料、子ども 子育て拠出金、雑役 務費）、委託費</u>	<u>10／10</u>	
	<u>(削</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		慢性腎	慢性腎臓	厚生労働大臣	慢性腎臓病（ＣＫ	10／10	

	<u>除)</u>							臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業	病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業	が必要と認めた額	D）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業の実施に必要な報償費、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、会議費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
	<u>腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業</u>	<u>腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業の実施に必要な諸謝金、旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、子ど</u>	<u>10／10</u>		<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	

				<u>も子育て拠出金、 雑役務費）、委託 費</u>							
	<u>腎不全 患者の 在宅医 療等に 関する 医療連 携体制 モデル 事業</u>	<u>腎不全患 者の在宅 医療等に 関する医 療連携体 制モデル 事業</u>	<u>厚生労働大臣が 必要と認めた額</u>	<u>腎不全患者の在宅 医療等に関する医 療連携体制モデル 事業の実施に必要な 報償費、報酬、 給料、職員手当 等、旅費、需用費 (消耗品費、印刷 製本費)、役務費 (通信運搬費)、 賃金、保険料、子 ども子育て拠出 金、会議費、委託 費、使用料及び賃 借料</u>	<u>10／10</u>		<u>(新 規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
	<u>腎不全 医療に 関する 情報提 供体制</u>	<u>腎不全 医療に 関する 情報提 供体制</u>	<u>厚生労働大臣が 必要と認めた額</u>	<u>腎不全医療に関 する情報提供体 制整備事業の実 施に必要な諸謝 金、旅費、庁費</u>	<u>10／10</u>		<u>(新 規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

	<u>整備事業</u>	<u>整備事業</u>		<u>(備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、子ども子育て拠出金、雑役務費)、委託費</u>							
地域保健対策費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地域保健対策費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康危機管理推	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	健康危機管理推	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

進 費						進 費					
健康増進対策費	健康的な生活習慣づくり重点化事業	(略)	(略)	(略)	(略)	健康増進対策費	健康的な生活習慣づくり重点化事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	特殊な調理に対応できる調理師研修事業	(略)	(略)	(略)	(略)		特殊な調理に対応できる調理師研修事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	がん診療連携拠点病院機能強化事業費	がん診療連携拠点病院機能強化事業費	次により算出した額の合計額 (1) がん相談支援事業 対象経費のうち、報酬、給料、職員手当等	がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等 (通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、 共済費、会議費、賃金、報償費、旅	(略)		がん診療連携拠点病院機能強化事業費	がん診療連携拠点病院機能強化事業費	次により算出した額の合計額 (1) がん相談支援事業 対象経費のうち、報酬、給料、職員手当等	がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費(国内旅費)、	(略)

			(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額 ただし、上記以外の経費は厚生労働大臣が必要と認めた額 ア 7,800 件以下の場合 7,605,000 円 イ 7,801 件以上の場合 11,407,500 円と	費(国内旅費)、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保守料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、緩和ケア病床確保に係る経費 ただし、給料、職員手当等(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)及び共済費については、がん相談支援事業、病理医養成等事業、<u>がん患者の就労に関する総合支援事業、アピアランスケアに係る体制整</u>					(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額 ただし、上記以外の経費は厚生労働大臣が必要と認めた額 ア 7,800 件以下の場合 7,605,000 円 イ 7,801 件以上の場合 11,407,500 円と	需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保守料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、緩和ケア病床確保に係る経費 ただし、給料、職員手当等(通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当)及び共済費については、がん相談支援事業、病理医養成等事業<u>及び</u>がん患者の就労に関する総合支援事業に限る。 また、緩和ケア病床確保に係る経費については緩和ケア推進事業に限る。	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

			し、3,900 件増すごとに 3,802,500 円を加算する (2) 緩和ケア推進事業 対象経費のうち、緩和ケア病床確保費に係る経費 <u>16,480</u> 円× (緊急病床確保の実施日数－緊急病床確保の実施日数のうち病床利用日数) とし、<u>1,730,000 円</u> 以内で厚生労働大臣が必要と認めた額 ただし、上記以外の経費は厚生	<u>備支援事業及びがん医療提供体制の均てん化・集約化に関する事業</u>に限る。 また、緩和ケア病床確保に係る経費については緩和ケア推進事業に限る。					し、3,900 件増すごとに 3,802,500 円を加算する (2) 緩和ケア推進事業 対象経費のうち、緩和ケア病床確保費に係る経費 <u>15,550</u> 円× (緊急病床確保の実施日数－緊急病床確保の実施日数のうち病床利用日数) とし、<u>1,633,000 円</u> 以内で厚生労働大臣が必要と認めた額 ただし、上記以外の経費は厚生		
--	--	--	---	---	--	--	--	--	---	--	--

			労働大臣が必要 と認めた額						労働大臣が必要 と認めた額		
			(3) その他の 事業 厚生労働大臣 が必要と認めた 額						(3) その他の 事業 厚生労働大臣 が必要と認めた 額		
		地域がん 診療病院 等機能強 化事業	(略)	(略)	(略)			地域がん 診療病院 等機能強 化事業	(略)	(略)	(略)
		小児がん 拠点病院 機能強化 事業費	(略)	(略)	(略)			小児がん 拠点病院 機能強化 事業費	(略)	(略)	(略)
		小児がん 中央機関 機能強化 事業費	(略)	(略)	(略)			小児がん 中央機関 機能強化 事業費	(略)	(略)	(略)
		希少がん 中央機関 機能強化	(略)	(略)	(略)			希少がん 中央機関 機能強化	(略)	(略)	(略)

		事業						事業			
		がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業	(略)	(略)	(略)			がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業	(略)	(略)	(略)
		都道府県健康対策推進事業	(略)	(略)	(略)			都道府県健康対策推進事業	(略)	(略)	(略)
		新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	(略)	(略)	(略)			新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	(略)	(略)	(略)
		がん検診従事者研修	(略)	(略)	(略)			がん検診従事者研修	(略)	(略)	(略)

	事業						事業				
	がんゲ ノム情 報管理 センタ ー事業	(略)	<u>964,926,000</u> 円	(略)	(略)		がんゲ ノム情 報管理 センタ ー事業	(略)	<u>1,705,599,000</u> 円	(略)	(略)
	希少が ん診断 のため の病理 医育成 事業	(略)	(略)	(略)	(略)		希少が ん診断 のため の病理 医育成 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	小児・ AYA 世 代のが ん患者 等の妊 孕性温 存療法 研究促 進事業	(略)	(略)	(略)	(略)		小児・ AYA 世 代のが ん患者 等の妊 孕性温 存療法 研究促 進事業	(略)	(略)	(略)	(略)

	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>アピアランス支援モデル事業</u>	<u>アピアランス支援モデル事業</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>アピアランス支援モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料</u> <u>ただし、国立研究開発法人国立がん研究センターが実施するアピアランスケア研修（e-learning）の受講に要する経費及び</u>	<u>10/10</u>
--	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--	--	----------------------	----------------------	-----------------------	---	--------------

										<u>他の補助事業の対 象経費となってい る経費は除く</u>	
	女性の 健康支 援事業	(略)	(略)	(略)	(略)		女性の 健康支 援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(削 除)</u>	<u>(削 除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削 除)</u>		<u>子宮頸 がん検 診にお けるHP V 検 査 単 独 法 導 入 に 伴 う 健 康 管 理 シ ス テ ム の 改 修 事 業</u>	<u>子宮頸が ん検診に おける HPV 検査 単独法導 入に伴う 健康管理 システムの 改修事 業</u>	<u>厚生労働大臣 が必要と認め た額</u>	<u>子宮頸がん検診に おける HPV 検査単 独法導入に伴う健 康管理システムの 改修事業に必要な 使用料及び賃借 料、需用費、役務 費、委託費、備品 購入費、負担金</u>	<u>2 / 3</u>
	<u>重喫煙 者に対 する低 線量 CT に</u>	<u>重喫煙 者に対 する低 線量 CT による</u>	<u>厚生労働大臣 が必要と認めた 額</u>	<u>重喫煙者に対す る低線量 CT によ る肺がん検診実証 事業に必要となる 以下の経費。</u>	<u>10 / 10</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>よる肺がん検診実証事業</u>	<u>肺がん検診実証事業</u>		<u>報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当）、共済費、委託料（事務の委託に限る）、会議費、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、借料及び損料</u>								
	<u>国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業</u>	<u>国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業</u>	<u>厚生労働大臣が認めた額</u>	<u>国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業を行うために必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、</u>	<u>10／10</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

				<u>委託料、使用料及 び賃借料、備品購 入費、手数料、事 業費</u>								
	健康増 進事業 費	1 健康 教育費	(略)	(略)	(略)		健康増 進事業 費	1 健康 教育費	(略)	(略)	(略)	
		2 健康 相談費	(略)	(略)	(略)			2 健康 相談費	(略)	(略)	(略)	
		3 健康 診査費	次により算定 した額の合計額	(略)	(略)			3 健康 診査費	次により算定 した額の合計額	(略)	(略)	
			(1) (略)						(1) (略)			
			(2) 歯周 <u>病</u> 検 診費 (略)						(2) 歯周 <u>疾患</u> 検診費 (略)			
			(3) ～ (4) (略)						(3) ～ (4) (略)			
			(5) 健康診査 実施連絡等 費						(5) 健康診査 実施連絡等 費			

			ア 事業実施通知費 歯周病検診及び骨粗鬆症検診対象者に対する個別の実施通知費 52 円 × 通知人員						ア 事業実施通知費 歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者に対する個別の実施通知費 52 円 × 通知人員		
			イ 受診結果連絡費 歯周病検診及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る医療機関から市町村への精検受診結果の連絡費						イ 受診結果連絡費 歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る医療機関から市町村への精検受診結果の連絡費		

			158 円× 連絡人員 ウ 検診記録簿 作成費 健康診査 の詳細な健 診項目検査 対象者、歯 周病検診及 び骨粗鬆症 検診対象者 の要精検者 に係る記録 簿の作成費 48 円× 受診人員 (6) (略)						158 円 ×連絡人員 ウ 検診記録簿 作成費 健康診 査の詳細 な健診項 目検査対 象者、歯 周疾患検 診及び骨 粗鬆症検 診対象者 の要精検 者に係る 記録簿の 作成費 48 円× 受診人員 (6) (略)		
--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--

		4 訪問 指導費	(略)	(略)	(略)			4 訪問 指導費	(略)	(略)	(略)
		5 総合 的な保健 推進事業	(略)	(略)	(略)			5 総合 的な保健 推進事業	(略)	(略)	(略)

新

別表 1 ～ 3 （略）

別表4

財政力指数による調整表

対象団体	調整率
東京都	<u>0.83</u>
川崎市	<u>0.95</u>

旧

別表 1 ～ 3 （略）

別表4

財政力指数による調整表

対象団体	調整率
東京都	<u>0.91</u>
川崎市	<u>0.98</u>

別表5

健康診断(結核に限る)、管理検診単価表

事 項 区 分	基準単価	
	健康診断 (結核に限る)	管理検診
	円	円
(保健所実施分)		
1 ツベルクリン反応検査	313	
2 間 接 撮 影(レンズカメラ)	85	
3 " (70mmミラーカメラ)	97	
4 " (100mmミラーカメラ)	125	
5 精 密 検 査	131	
6 " (直接撮影省略)	78	
7 直 接 撮 影	131	131
8 特 殊 撮 影	131	131
9 断 層 撮 影	255	255
10 喀 痰 検 査	1,173	1,173
11 普 通 検 診	1,295	1,295
12 IGRA検査	8,547	
実施連絡通知書(検診)	23	23
実施連絡通知書(精密)	81	81
(医療機関実施分)		
13 ツベルクリン反応検査	451	
14 間 接 撮 影(レンズカメラ)	454	
15 " (70mmミラーカメラ)	478	
16 " (100mmミラーカメラ)	506	
17 精 密 検 査	8,020	
18 " (直接撮影省略)	6,521	
19 受 診(初診・要指導)	3,201	3,201
20 間 接 撮 影	1,341	
21 直 接 撮 影	1,821	1,821
22 特 殊 撮 影	4,099	4,099
23 断 層 撮 影	4,198	4,198
24 喀 痰 検 査	5,170	5,170
25 普 通 検 診	12,512	12,512
26 IGRA検査	8,547	

別表5

健康診断(結核に限る)、管理検診単価表

事 項 区 分	基準単価	
	健康診断 (結核に限る)	管理検診
	円	円
(保健所実施分)		
1 ツベルクリン反応検査	313	
2 間 接 撮 影(レンズカメラ)	81	
3 " (70mmミラーカメラ)	97	
4 " (100mmミラーカメラ)	125	
5 精 密 検 査	131	
6 " (直接撮影省略)	78	
7 直 接 撮 影	131	131
8 特 殊 撮 影	131	131
9 断 層 撮 影	255	255
10 喀 痰 検 査	1,173	1,173
11 普 通 検 診	1,295	1,295
12 IGRA検査	8,547	
実施連絡通知書(検診)	23	23
実施連絡通知書(精密)	81	81
(医療機関実施分)		
13 ツベルクリン反応検査	451	
14 間 接 撮 影(レンズカメラ)	454	
15 " (70mmミラーカメラ)	478	
16 " (100mmミラーカメラ)	506	
17 精 密 検 査	8,020	
18 " (直接撮影省略)	6,521	
19 受 診(初診・要指導)	3,201	3,201
20 間 接 撮 影	1,341	
21 直 接 撮 影	1,767	1,767
22 特 殊 撮 影	4,099	4,099
23 断 層 撮 影	4,198	4,198
24 喀 痰 検 査	5,170	5,170
25 普 通 検 診	12,512	12,512
26 IGRA検査	8,547	

別表 6

障害児養育**特別手当** 等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の用を全く廃したもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 6

障害児養育**年金**等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の用を全く廃したもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 7

障害者特別手当等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力が0.02以下のもの 2. 両上肢の用を全く廃したもの 3. 両下肢の用を全く廃したもの 4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力が0.04以下のもの 2. 一眼の視力が0.02以下で、かつ、他眼の視力が0.06以下のもの 3. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 4. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 5. 一上肢の用を全く廃したもの 6. 一下肢の用を全く廃したもの 7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 7

障害年金等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力が0.02以下のもの 2. 両上肢の用を全く廃したもの 3. 両下肢の用を全く廃したもの 4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力が0.04以下のもの 2. 一眼の視力が0.02以下で、かつ、他眼の視力が0.06以下のもの 3. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 4. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 5. 一上肢の用を全く廃したもの 6. 一下肢の用を全く廃したもの 7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 8

3の(4)から(8)に掲げる事業の交付額の下限額一覧

事業名	下限額
疾病予防対策事業費等補助金	
〔(項)感染症対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
(ア) 感染症対策特別促進事業	
a 感染症予防体制整備事業	
感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業	－
動物由来感染症予防体制整備事業	200千円
特定感染症対策事業	－
結核患者早期発見促進事業	－
b 結核対策特別促進事業	10千円
c 新型インフルエンザ対策事業	－
d 肝炎患者等支援対策事業	－
e 肝炎治療特別促進事業	－
f 地域薬剤耐性対策推進モデル事業	－
(イ) 特定感染症検査等事業	－
(ウ) 肝がん・重篤肝硬変治療研究促進事業	－
(エ) 予防接種センター機能推進事業	200千円
(オ) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	－
(カ) ワクチン副反応相談体制構築事業	－
(キ) マイナンバー情報連携体制整備事業	－
(ク) エイズ対策促進事業	210千円
(ケ)	(削除)
(コ) 抗菌薬確保事業	－
(サ) 感染症臨床研究体制構築事業	－
(シ) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	－
(ソ) 病原体検査体制訓練事業	－
(ズ) 肝炎情報センター戦略的強化事業	－
(セ) 肝炎研究基盤整備事業	－
(ゾ) 全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業	－
(タ) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	－
(チ) <u>新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業</u>	<u>－</u>
イ 予防接種対策事業費補助金	
予防接種対策事業	14千円

別表 8

3の(4)から(8)に掲げる事業の交付額の下限額一覧

事業名	下限額
疾病予防対策事業費等補助金	
〔(項)感染症対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
(ア) 感染症対策特別促進事業	
a 感染症予防体制整備事業	
感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業	－
動物由来感染症予防体制整備事業	200千円
特定感染症対策事業	－
結核患者早期発見促進事業	－
b 結核対策特別促進事業	10千円
c 新型インフルエンザ対策事業	－
d 肝炎患者等支援対策事業	－
e 肝炎治療特別促進事業	－
f 地域薬剤耐性対策推進モデル事業	－
(イ) 特定感染症検査等事業	－
(ウ) 肝がん・重篤肝硬変治療研究促進事業	－
(エ) 予防接種センター機能推進事業	200千円
(オ) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	－
(カ) <u>新型コロナウイルス</u> ワクチン副反応相談体制構築事業	－
(キ) マイナンバー情報連携体制整備事業	－
(ク) エイズ対策促進事業	210千円
(ケ) <u>公費負担医療対応システム改修事業</u>	<u>－</u>
(コ) 抗菌薬確保事業	－
(サ) 感染症臨床研究体制構築事業	－
(シ) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	－
(ソ) 病原体検査体制訓練事業	－
(ズ) 肝炎情報センター戦略的強化事業	－
(セ) 肝炎研究基盤整備事業	－
(ゾ) 全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業	－
(タ) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	－
(チ)	<u>(新設)</u>
イ 予防接種対策事業費補助金	
予防接種対策事業	14千円

[(項) 特定疾患等対策費]

疾病予防事業費等補助金

ア リウマチ・アレルギー特別対策事業

イ 療養生活環境整備事業

ウ 難病特別対策推進事業

(ア) 都道府県が行う難病医療提供体制整備事業等、難病患者地域支援対策推進事業、
神経難病患者在宅医療支援事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業、
指定難病患者情報提供事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子
化等推進事業

(イ) 指定都市が行う難病患者地域支援対策推進事業、難病指定医等研修事業、情報提供ネットワークシ
ステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子化等推進事業

指定難病審査会事業、指定難病患者情報提供事業

(ウ) 政令市（指定都市を除く。）及び特別区が行う難病患者地域支援対策推進事業

(エ) 国立大学法人、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構及び独立行政法人国立
病院機構が行う神経難病患者在宅医療支援事業

(オ) 医療機関が行う臨床調査個人票電子化等推進事業

エ 慢性腎臓病（ＣＫＤ）特別対策事業

オ 特定疾患治療研究事業

カ 脳卒中・心臓病等特別対策事業

キ 難病等制度推進事業

（削除）

（削除）

ク 腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業

ケ 腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業

コ 腎不全医療に関する情報提供体制整備事業

[(項) 地域保健対策費]

疾病予防事業費等補助金

地域保健医療等推進事業

ア 地域保健従事者現任教育推進事業

イ 地域・圏域連携推進事業

[(項) 健康危機管理推進費]

疾病予防事業費等補助金

地域保健医療等推進事業

ア 地域健康危機管理体制推進事業

イ 地域健康危機管理対策特別事業

５００千円

（削除）

（削除）

二

二

二

５０千円

１５０千円

都道府県 ３００千円

政令市及び特別区 １５０千円

２５０千円

[(項) 特定疾患等対策費]

疾病予防事業費等補助金

ア リウマチ・アレルギー特別対策事業

イ 療養生活環境整備事業

ウ 難病特別対策推進事業

(ア) 都道府県が行う難病医療提供体制整備事業等、難病患者地域支援対策推進事業、
神経難病患者在宅医療支援事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業、
指定難病患者情報提供事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子
化等推進事業

(イ) 指定都市が行う難病患者地域支援対策推進事業、難病指定医等研修事業、情報提供ネットワークシ
ステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子化等推進事業

指定難病審査会事業、指定難病患者情報提供事業

(ウ) 政令市（指定都市を除く。）及び特別区が行う難病患者地域支援対策推進事業

(エ) 国立大学法人、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構及び独立行政法人国立
病院機構が行う神経難病患者在宅医療支援事業

(オ) 医療機関が行う臨床調査個人票電子化等推進事業

エ 慢性腎臓病（ＣＫＤ）特別対策事業

オ 特定疾患治療研究事業

カ 脳卒中・心臓病等特別対策事業

キ 難病等制度推進事業

ク 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業

ケ 慢性腎臓病（ＣＫＤ）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

（新設）

（新設）

（新設）

[(項) 地域保健対策費]

疾病予防事業費等補助金

地域保健医療等推進事業

ア 地域保健従事者現任教育推進事業

イ 地域・圏域連携推進事業

[(項) 健康危機管理推進費]

疾病予防事業費等補助金

地域保健医療等推進事業

ア 地域健康危機管理体制推進事業

イ 地域健康危機管理対策特別事業

５００千円

二

二

（新設）

（新設）

（新設）

５０千円

１５０千円

都道府県 ３００千円

政令市及び特別区 １５０千円

２５０千円

別表 8

3の(4)から(8)に掲げる事業の交付額の下限額一覧

事業名	下限額
疾病予防対策事業費等補助金	
〔(項) 感染症対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
(ア) 感染症対策特別促進事業	
a 感染症予防体制整備事業	
感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業	—
動物由来感染症予防体制整備事業	200千円
特定感染症対策事業	—
結核患者早期発見促進事業	—
b 結核対策特別促進事業	10千円
c 新型インフルエンザ対策事業	—
d 肝炎患者等支援対策事業	—
e 肝炎治療特別促進事業	—
f 地域薬剤耐性対策推進モデル事業	—
(イ) 特定感染症検査等事業	—
(ウ) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	—
(エ) 予防接種センター機能推進事業	200千円
(オ) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	—
(カ) ワクチン副反応相談体制構築事業	—
(キ) マイナンバー情報連携体制整備事業	—
(ク) エイズ対策促進事業	210千円
(削除)	(削除)
(ケ) 抗菌薬確保事業	—
(コ) 感染症臨床研究体制構築事業	—
(サ) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	—
(シ) 病原体検査体制訓練事業	—
(ス) 肝炎情報センター戦略的強化事業	—
(セ) 肝炎研究基盤整備事業	—
(ソ) 全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業	—
(タ) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	—
(チ) 新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業	二
イ 予防接種対策事業費補助金	
予防接種対策事業	14千円
〔(項) 特定疾患等対策費〕	
疾病予防事業費等補助金	
ア リウマチ・アレルギー特別対策事業	—
イ 療養生活環境整備事業	—
ウ 難病特別対策推進事業	—
(ア) 都道府県が行う難病医療提供体制整備事業等、難病患者地域支援対策推進事業、 神経難病患者在宅医療支援事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業、 指定難病患者情報提供事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子化等推進事業	—
(イ) 指定都市が行う難病患者地域支援対策推進事業、難病指定医等研修事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子化等推進事業	—
指定難病審査会事業、指定難病患者情報提供事業	—
(ウ) 政令市（指定都市を除く。）及び特別区が行う難病患者地域支援対策推進事業	—
(エ) 国立大学法人、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構及び独立行政法人国立病院機構が行う神経難病患者在宅医療支援事業	—
(オ) 医療機関が行う臨床調査個人票電子化等推進事業	—
エ 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業	—
オ 特定疾患治療研究事業	—
カ 脳卒中・心臓病等特別対策事業	—
キ 難病等制度推進事業	500千円
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
ク 腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業	二
ケ 腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業	二
コ 腎不全医療に関する情報提供体制整備事業	二
〔(項) 地域保健対策費〕	
疾病予防事業費等補助金	
地域保健医療等推進事業	
ア 地域保健従事者現任教育推進事業	50千円
イ 地域・職域連携推進事業	150千円
〔(項) 健康危機管理推進費〕	
疾病予防事業費等補助金	
地域保健医療等推進事業	
ア 地域健康危機管理体制推進事業	都道府県300千円 政令市及び特別区150千円
イ 地域健康危機管理対策特別事業	250千円
〔(項) 健康増進対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
(ア) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	—
a たばこ対策促進事業	—
b 受動喫煙対策促進事業	—
c 糖尿病予防戦略事業	—
d 地域の健康増進活動支援事業	—
(イ) 特殊な調理に対応できる調理師研修事業	—
(ウ) がん診療連携拠点病院機能強化事業	—
a がん診療連携拠点病院機能強化事業	—
(a) 都道府県の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
(b) 独立行政法人又は国立大学法人の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
(c) がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
b 地域がん診療病院等機能強化事業	—
(a) 都道府県の設置する地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業	—
(b) 地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
c 小児がん拠点病院機能強化事業	—
d 小児がん中央機関機能強化事業	—
e 希少がん中央機関機能強化事業	—
f がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業	—
(エ) 都道府県健康対策推進事業	—
(オ) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	—
(カ) がん検診従事者研修事業	—
(キ) がんゲノム情報管理センター事業	—
(ク) 希少がん診断のための病理医育成事業	—
(ケ) 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	—
(削除)	(削除)
(コ) 女性の健康支援事業	—
(削除)	(削除)
(サ) 重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業	—
(シ) 国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業	二
イ 健康増進事業費補助金	二
(ア) 健康増進事業	—
(a) 市町村（指定都市を除く。）及び特別区が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
(b) 指定都市が行う事業	—

別表 8

3の(4)から(8)に掲げる事業の交付額の下限額一覧

事業名	下限額
疾病予防対策事業費等補助金	
〔(項) 感染症対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
(ア) 感染症対策特別促進事業	
a 感染症予防体制整備事業	
感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業	—
動物由来感染症予防体制整備事業	200千円
特定感染症対策事業	—
結核患者早期発見促進事業	—
b 結核対策特別促進事業	10千円
c 新型インフルエンザ対策事業	—
d 肝炎患者等支援対策事業	—
e 肝炎治療特別促進事業	—
f 地域薬剤耐性対策推進モデル事業	—
(イ) 特定感染症検査等事業	—
(ウ) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	—
(エ) 予防接種センター機能推進事業	200千円
(オ) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	—
(カ) <u>新型コロナ</u> ワクチン副反応相談体制構築事業	—
(キ) マイナンバー情報連携体制整備事業	—
(ク) エイズ対策促進事業	210千円
<u>(ケ) 公費負担医療対応システム改修事業</u>	<u>—</u>
<u>(コ) 抗菌薬確保事業</u>	<u>—</u>
<u>(サ) 感染症臨床研究体制構築事業</u>	<u>—</u>
<u>(シ) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業</u>	<u>—</u>
<u>(ス) 病原体検査体制訓練事業</u>	<u>—</u>
<u>(セ) 肝炎情報センター戦略的強化事業</u>	<u>—</u>
<u>(ソ) 肝炎研究基盤整備事業</u>	<u>—</u>
<u>(タ) 全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業</u>	<u>—</u>
<u>(チ) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）</u>	<u>—</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
イ 予防接種対策事業費補助金	
予防接種対策事業	14千円
〔(項) 特定疾患等対策費〕	
疾病予防事業費等補助金	
ア リウマチ・アレルギー特別対策事業	—
イ 療養生活環境整備事業	—
ウ 難病特別対策推進事業	—
(ア) 都道府県が行う難病医療提供体制整備事業等、難病患者地域支援対策推進事業、 神経難病患者在宅医療支援事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業、 指定難病患者情報提供事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子化等推進事業	—
(イ) 指定都市が行う難病患者地域支援対策推進事業、難病指定医等研修事業、情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業、臨床調査個人票電子化等推進事業	—
指定難病審査会事業、指定難病患者情報提供事業	—
(ウ) 政令市（指定都市を除く。）及び特別区が行う難病患者地域支援対策推進事業	—
(エ) 国立大学法人、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構及び独立行政法人国立病院機構が行う神経難病患者在宅医療支援事業	—
(オ) 医療機関が行う臨床調査個人票電子化等推進事業	—
エ 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業	—
オ 特定疾患治療研究事業	—
カ 脳卒中・心臓病等特別対策事業	—
キ 難病等制度推進事業	500千円
<u>ク 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業</u>	<u>—</u>
<u>ケ 慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業</u>	<u>—</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
〔(項) 地域保健対策費〕	
疾病予防事業費等補助金	
地域保健医療等推進事業	
ア 地域保健従事者現任教育推進事業	50千円
イ 地域・職域連携推進事業	150千円
〔(項) 健康危機管理推進費〕	
疾病予防事業費等補助金	
地域保健医療等推進事業	
ア 地域健康危機管理体制推進事業	都道府県300千円 政令市及び特別区150千円
イ 地域健康危機管理対策特別事業	250千円
〔(項) 健康増進対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
(ア) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	—
a たばこ対策促進事業	—
b 受動喫煙対策促進事業	—
c 糖尿病予防戦略事業	—
d 地域の健康増進活動支援事業	—
(イ) 特殊な調理に対応できる調理師研修事業	—
(ウ) がん診療連携拠点病院機能強化事業	—
a がん診療連携拠点病院機能強化事業	—
(a) 都道府県の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
(b) 独立行政法人又は国立大学法人の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
(c) がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
b 地域がん診療病院等機能強化事業	—
(a) 都道府県の設置する地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業	—
(b) 地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
c 小児がん拠点病院機能強化事業	—
d 小児がん中央機関機能強化事業	—
e 希少がん中央機関機能強化事業	—
f がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業	—
(エ) 都道府県健康対策推進事業	—
(オ) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	—
(カ) がん検診従事者研修事業	—
(キ) がんゲノム情報管理センター事業	—
(ク) 希少がん診断のための病理医育成事業	—
(ケ) 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	—
<u>(コ) アピアランス支援モデル事業</u>	<u>—</u>
<u>(サ) 女性の健康支援事業</u>	<u>—</u>
<u>(シ) 子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業</u>	<u>—</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
イ 健康増進事業費補助金	
(ア) 健康増進事業	—
(a) 市町村（指定都市を除く。）及び特別区が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
(b) 指定都市が行う事業	—

新

旧

別紙様式第 1 (略)

別紙様式第 1 (略)

新

別紙様式第 2 ←

交付要綱（申請手続） 7 の（1）の ア による ←

旧

別紙様式第 2 ←

交付要綱（申請手続） 7 の（1）の ア による ←

別紙様式第2

番
年 月 日

厚生労働大臣殿

市区町村長

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の交付申請について

標記について、次により感染症予防事業費等に係る国庫負担（補助）金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(2) (項) 特定疾患等対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(3) (項) 地域保健対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(4) (項) 健康危機管理推進費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(5) (項) 健康増進対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調査書（別紙1）

3 所要額内訳等及び事業実施計画書	
(1) 感染症予防事業	(別紙2)
(2) 感染症発生動向調査事業	(別紙3)
(3) 密入国検疫等事業	(別紙4)
(4) 感染症患者入院等医療費	(別紙5)
(5) 感染症対策特別促進事業	(別紙6)
(6) 特定感染症検査等事業	(別紙7)
(7) マイナンバー情報連携体制整備事業	(別紙8)
(8) エイズ対策促進事業	(別紙9)
(9) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	(別紙10)
(10) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	(別紙11)
(11) 難病特別対策推進事業	(別紙12)
(12) 地域保健医療等推進事業	(別紙13)
(13) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	(別紙14)
(14) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	(別紙15)
(15) 重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業	(別紙16)

添付書類

- (1) 令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
(2) その他参考となる資料

4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円(A)

別紙様式第2

番
年 月 日

厚生労働大臣殿

市区町村長

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の交付申請について

標記について、次により感染症予防事業費等に係る国庫負担（補助）金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(2) (項) 特定疾患等対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(3) (項) 地域保健対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(4) (項) 健康危機管理推進費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(5) (項) 健康増進対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調査書（別紙1）

3 所要額内訳等及び事業実施計画書	
(1) 感染症予防事業	(別紙2)
(2) 感染症発生動向調査事業	(別紙3)
(3) 密入国検疫等事業	(別紙4)
(4) 感染症患者入院等医療費	(別紙5)
(5) 感染症対策特別促進事業	(別紙6)
(6) 特定感染症検査等事業	(別紙7)
(7) マイナンバー情報連携体制整備事業	(別紙8)
(8) エイズ対策促進事業	(別紙9)
(9) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	(別紙10)
(10) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	(別紙11)
(11) 難病特別対策推進事業	(別紙12)
(12) 地域保健医療等推進事業	(別紙13)
(13) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	(別紙14)
(14) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	(別紙15)
(15) 子宮頸がん検診における HPV 検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業	(別紙16)

添付書類

- (1) 令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
(2) その他参考となる資料

4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円(A)

別紙	2	感染症予防事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙2に準じて作成すること)
別紙	3	感染症発生動向調査事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙3に準じて作成すること)
別紙	4	密入国検疫等事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙4に準じて作成すること)
別紙	5	感染症患者入院等医療費所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙5に準じて作成すること)
別紙	6	感染症対策特別促進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙7に準じて作成すること) ただし、政令市(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区にあっては、 感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業に係る部分を除いて作成すること。
別紙	7	特定感染症検査等事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙8に準じて作成すること)
別紙	8	マイナンバー情報連携体制整備事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙13に準じて作成すること)
別紙	9	エイズ対策促進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙14に準じて作成すること)
別紙	10	感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙17に準じて作成すること)
別紙	11	予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙22に準じて作成すること)
別紙	12	難病特別対策推進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙26-1に準じて作成すること) ただし、政令市(指定都市を除く。)及び特別区にあっては、 難病患者地域支援対策推進事業についてのみを作成すること。
別紙	13	地域保健医療等推進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙34に準じて作成すること)
別紙	14	健康的な生活習慣づくり重点化事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙35-1に準じて作成すること)
別紙	15	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙39-8に準じて作成すること)
別紙	16	重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙45に準じて作成すること)

別紙	2	感染症予防事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙2に準じて作成すること)
別紙	3	感染症発生動向調査事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙3に準じて作成すること)
別紙	4	密入国検疫等事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙4に準じて作成すること)
別紙	5	感染症患者入院等医療費所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙5に準じて作成すること)
別紙	6	感染症対策特別促進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙7に準じて作成すること) ただし、政令市(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区にあっては、 感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業に係る部分を除いて作成すること。
別紙	7	特定感染症検査等事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙8に準じて作成すること)
別紙	8	マイナンバー情報連携体制整備事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙13に準じて作成すること)
別紙	9	エイズ対策促進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙14に準じて作成すること)
別紙	10	感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙18に準じて作成すること)
別紙	11	予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙23に準じて作成すること)
別紙	12	難病特別対策推進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙26-1に準じて作成すること) ただし、政令市(指定都市を除く。)及び特別区にあっては、 難病患者地域支援対策推進事業についてのみを作成すること。
別紙	13	地域保健医療等推進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙33に準じて作成すること)
別紙	14	健康的な生活習慣づくり重点化事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙34-1に準じて作成すること)
別紙	15	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙38に準じて作成すること)
別紙	16	子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業所要額内訳等及び事業実施計画書 (様式は別紙様式第4の別紙45に準じて作成すること)

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金所要額調書

		(市区町村名)				
項	目	区 分	国庫負担(補助)基本額 (A)	国庫負担(補助)所要額(申請額) ((A)×補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付(一部取消)申請額 (D)
感染症対策費	感染症予防事業費等負担金	感染症予防事業費				
		感染症発生動向調査事業費				
		密入国検疫等事業費				
		(10)感染症対策費計(a)				
		感染症患者入院等医療費				
感染症対策費	感染症対策費負担金	(10)感染症対策費計(b)				
		感染症対策特別促進事業費				
		特定感染症検査等事業費				
		エイズ対策促進事業費				
		マイナンバー情報連携体制整備事業				
感染症対策費	市民予防対策事業費等補助金	感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業				
		予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)				
		(10)感染症対策費計(c)				
		難病特別対策推進事業費				
		(10)特定疾患等対策費計(d)				
感染症対策費	地域医療対策費	地域保健従事者現任教育推進事業費				
		地域・圏域連携推進事業費				
		(10)地域医療対策費計(e)				
		地域健康危機管理体制推進事業費				
		地域健康危機管理対策特別事業費				
感染症対策費	健康増進対策費	(10)健康危機管理推進費計(f)				
		健康的な生活習慣づくり重点化事業費				
		たばこ対策促進事業費				
		受動喫煙対策促進事業費				
		糖尿病予防戦略事業費				
感染症対策費	健康増進対策費	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業				
		重症疾患に対する低コストによる働き方改革推進事業				
		(10)健康増進対策費計(g)				
		補助金合計h((c)+(d)+(e)+(f)+(g))				
		合計(a)+(b)+h				

(注) 1 本調書は、別紙2から別紙15の区分欄の金額と一致するものであること
2 (C)欄及び(D)欄は、交付要綱の8による手続きの妨けは科線を引くこと
3 該当しない事業の区分は空白にすること。

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金所要額調書

項	目	区 分	国庫負担(補助)基本額 (A)	国庫負担(補助)所要額(申請額) ((A)×補助率) (B)	既交付決定額 (C)	(市区町村名) 差引追加交付(一部取消)申請額 (D)
感染症対策費	感染症予防事業費等負担金	感染症予防事業費				
		感染症発生動向調査事業費				
		密入国検疫等事業費				
		(項)感染症対策費計(a)				
		感染症患者入院等医療費				
感染症対策費	感染症対策費負担金	(項)感染症対策費計(b)				
		感染症対策特別促進事業費				
		特定感染症検査等事業費				
		エイズ対策促進事業費				
		マイナンバー情報連携体制整備事業				
感染症対策費	市民予防対策事業費等補助金	感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業				
		予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)				
		(項)感染症対策費計(c)				
		難病特別対策推進事業費				
		(項)特定疾患等対策費計(d)				
感染症対策費	地域医療対策費	地域保健従事者現任教育推進事業費				
		地域・圏域連携推進事業費				
		(項)地域医療対策費計(e)				
		地域健康危機管理体制推進事業費				
		地域健康危機管理対策特別事業費				
感染症対策費	健康危機管理推進費	(項)健康危機管理推進費計(f)				
		健康的な生活習慣づくり重点化事業費				
		たばこ対策促進事業費				
		受動喫煙対策促進事業費				
		糖尿病予防戦略事業費				
感染症対策費	健康増進対策費	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業				
		子宮頸がん検診におけるPCV検査普及導入に伴う健康増進システムの改善事業				
		(項)健康増進対策費計(g)				
		補助金合計h((c)+(d)+(e)+(f)+(g))				
		合計(a)+(b)+h				

(注) 1 本調書は、別紙2から別紙15の区分欄の金額と一致するものであること
2 (C)欄及び(D)欄は、交付要綱の8による手続きの妨けは科線を引くこと
3 該当しない事業の区分は空白にすること。

新

旧

別紙様式第 4

別紙様式第 4

交付要綱（申請手続） 7 の（2）による

交付要綱（申請手続） 7 の（2）による

別紙様式第 4

別紙様式第 4

交付要綱（申請手続） 7 の（2）による

交付要綱（申請手続） 7 の（2）による

別紙様式第4-1

番
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事（市長）

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の交付申請について標記について、次により感染症予防事業費等国庫負担（補助）金を交付されるよう
関係書類を添えて申請する。

1 申請総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
予防接種対策費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
予防接種対策費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(2) (項) 特定疾患等対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(3) (項) 地域保健対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(4) (項) 健康危機管理推進費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(5) (項) 健康増進対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調書（別紙1）

3 所要額内訳等及び事業実施計画書

(1) 感染症予防事業	(別紙2)
(2) 感染症発生動向調査事業	(別紙3)
(3) 密入国検疫等事業	(別紙4)
(4) 感染症患者入院等医療費	(別紙5)
(5) 予防接種対策事業	(別紙6)
(6) 感染症対策特別促進事業	(別紙7)
(7) 特定感染症検査等事業	(別紙8)
(8) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	(別紙9)
(9) 予防接種センター機能推進事業	(別紙10)
(10) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	(別紙11)
(11) ワクチン副反応相談体制構築事業	(別紙12-1, 12-2)
(12) マイナンバー情報連携体制整備事業	(別紙13)

別紙様式第4-1

番
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事（市長）

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の交付申請について標記について、次により感染症予防事業費等国庫負担（補助）金を交付されるよう
関係書類を添えて申請する。

1 申請総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
予防接種対策費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
予防接種対策費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(2) (項) 特定疾患等対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(3) (項) 地域保健対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(4) (項) 健康危機管理推進費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(5) (項) 健康増進対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調書（別紙1）

3 所要額内訳等及び事業実施計画書

(1) 感染症予防事業	(別紙2)
(2) 感染症発生動向調査事業	(別紙3)
(3) 密入国検疫等事業	(別紙4)
(4) 感染症患者入院等医療費	(別紙5)
(5) 予防接種対策事業	(別紙6)
(6) 感染症対策特別促進事業	(別紙7)
(7) 特定感染症検査等事業	(別紙8)
(8) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	(別紙9)
(9) 予防接種センター機能推進事業	(別紙10)
(10) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	(別紙11)
(11) 新型コロナウイルスワクチン副反応相談体制構築事業	(別紙12-1, 12-2)
(12) マイナンバー情報連携体制整備事業	(別紙13)

- (13) エイズ対策促進事業 (別紙 14) ←
 (14) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業 (別紙 17) ←
 (15) 予防接種事務デジタル化等事業補助金 (地方公共団体分) (別紙 22) ←
(16) 新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業 (別紙 23) ←
 (17) リウマチ・アレルギー特別対策事業 (別紙 24) ←
 (18) 療養生活環境整備事業 (別紙 25) ←
 (19) 難病特別対策推進事業 (別紙 26-1) ←
 (20) 慢性腎臓病 (CKD) 特別対策事業 (別紙 27) ←
 (21) 特定疾患治療研究事業 (別紙 28) ←
 (22) 脳卒中・心臓病等特別対策事業 (別紙 29) ←
 (23) 難病等制度推進事業 (別紙 30-1) ←
 (24) 地域保健医療等推進事業 (別紙 34) ←
 (25) 健康的な生活習慣づくり重点化事業 (別紙 35-1) ←
 (26) がん診療連携拠点病院機能強化事業 (別紙 37-1) ←
 (27) 都道府県健康対策推進事業 (別紙 38) ←
 (28) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 (別紙 39) ←
 (29) がん検診従事者研修事業 (別紙 40-1) ←
 (30) 小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 (別紙 43) ←
(31) 重喫煙者に対する低線量 CT による肺がん検診実証事業 (別紙 45) ←
 (32) 健康増進事業 (別紙 41-1、41-2)

4 添付書類 ←

- (1) 令和 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本 ←
 (2) その他参考となる資料 ←

5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする ←

申請総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (A) ←
感染症医療費負担金	金	円 (B) ←
予防接種対策費負担金	金	円 (C) ←
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (D) ←
(1) (項) 感染症対策費 ←		
感染症予防事業費等負担金	金	円 (I) ←
感染症医療費負担金	金	円 (J) ←
予防接種対策費負担金	金	円 (K) ←
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (L) ←
(2) (項) 特定疾患等対策費 ←		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (M) ←
(3) (項) 地域保健対策費 ←		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (N) ←
(4) (項) 健康危機管理推進費 ←		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (O) ←
(5) (項) 健康増進対策費 ←		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (P) ←

- (13) エイズ対策促進事業 (別紙 14) ←
 (14) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業 (別紙 18) ←
 (15) 予防接種事務デジタル化等事業補助金 (地方公共団体分) (別紙 23) ←

(新設) ←

- (16) リウマチ・アレルギー特別対策事業 (別紙 24) ←
 (17) 療養生活環境整備事業 (別紙 25) ←
 (18) 難病特別対策推進事業 (別紙 26-1) ←
 (19) 慢性腎臓病 (CKD) 特別対策事業 (別紙 27) ←
 (20) 特定疾患治療研究事業 (別紙 28) ←
 (21) 脳卒中・心臓病等特別対策事業 (別紙 29) ←
 (22) 難病等制度推進事業 (別紙 30-1) ←
 (23) 地域保健医療等推進事業 (別紙 33) ←
 (24) 健康的な生活習慣づくり重点化事業 (別紙 34-1) ←
 (25) がん診療連携拠点病院機能強化事業 (別紙 36-1) ←
 (26) 都道府県健康対策推進事業 (別紙 37) ←
 (27) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 (別紙 38) ←
 (28) がん検診従事者研修事業 (別紙 39-1) ←
 (29) 小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 (別紙 42) ←
(30) 子宮頸がん検診における HPV 検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業 (別紙 45) ←
 (31) 健康増進事業 (別紙 41-1、41-2)

4 添付書類 ←

- (1) 令和 年度歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本 ←
 (2) その他参考となる資料 ←

5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする ←

申請総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (A) ←
感染症医療費負担金	金	円 (B) ←
予防接種対策費負担金	金	円 (C) ←
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (D) ←
(1) (項) 感染症対策費 ←		
感染症予防事業費等負担金	金	円 (I) ←
感染症医療費負担金	金	円 (J) ←
予防接種対策費負担金	金	円 (K) ←
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (L) ←
(2) (項) 特定疾患等対策費 ←		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (M) ←
(3) (項) 地域保健対策費 ←		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (N) ←
(4) (項) 健康危機管理推進費 ←		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (O) ←
(5) (項) 健康増進対策費 ←		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (P) ←

前回までの交付決定額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (E)
感染症医療費負担金	金	円 (F)
予防接種対策費負担金	金	円 (G)
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (H)
前回までの交付決定額内訳		
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (Q)
感染症医療費負担金	金	円 (R)
予防接種対策費負担金	金	円 (S)
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (T)
(2) (項) 特定疾患等対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (U)
(3) (項) 地域保健対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (V)
(4) (項) 健康危機管理推進費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (W)
(5) (項) 健康増進対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (X)
差引今回変更増△減額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (A) - (E)
感染症医療費負担金	金	円 (B) - (F)
予防接種対策費負担金	金	円 (C) - (G)
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (D) - (H)
変更増△減額内訳		
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (I) - (Q)
感染症医療費負担金	金	円 (J) - (R)
予防接種対策費負担金	金	円 (K) - (S)
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (L) - (T)
(2) (項) 特定疾患等対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (M) - (U)
(3) (項) 地域保健対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (N) - (V)
(4) (項) 健康危機管理推進費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (O) - (W)
(5) (項) 健康増進対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (P) - (X)

前回までの交付決定額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (E)
感染症医療費負担金	金	円 (F)
予防接種対策費負担金	金	円 (G)
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (H)
前回までの交付決定額内訳		
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (Q)
感染症医療費負担金	金	円 (R)
予防接種対策費負担金	金	円 (S)
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (T)
(2) (項) 特定疾患等対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (U)
(3) (項) 地域保健対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (V)
(4) (項) 健康危機管理推進費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (W)
(5) (項) 健康増進対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (X)
差引今回変更増△減額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (A) - (E)
感染症医療費負担金	金	円 (B) - (F)
予防接種対策費負担金	金	円 (C) - (G)
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (D) - (H)
変更増△減額内訳		
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円 (I) - (Q)
感染症医療費負担金	金	円 (J) - (R)
予防接種対策費負担金	金	円 (K) - (S)
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (L) - (T)
(2) (項) 特定疾患等対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (M) - (U)
(3) (項) 地域保健対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (N) - (V)
(4) (項) 健康危機管理推進費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (O) - (W)
(5) (項) 健康増進対策費		
疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (P) - (X)

別紙様式第 4 - 2（独立行政法人及び国立大学法人の場合）

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿

独立行政法人〇〇〇〇
国立大学法人〇〇〇〇

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の交付申請について

標記について、次により感染症予防事業費等国庫負担（補助）金を交付されるよう
関係書類を添えて申請する。

- 1 申請総額
- | | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 疾病予防対策事業費等補助金 | 金 | 円 |
| (1) (項) 感染症対策費
疾病予防対策事業費等補助金 | 金 | 円 |
| (2) (項) 特定疾患等対策費
疾病予防対策事業費等補助金 | 金 | 円 |
| (3) (項) 健康増進対策費
疾病予防対策事業費等補助金 | 金 | 円 |

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調書 （別紙 1 - 2）

- 3 所要額内訳等及び事業実施計画書
- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 感染症臨床研究体制構築事業 | (別紙 18) |
| (2) 難病特別対策推進事業 | (別紙 26- 2) |
| (3) がん診療連携拠点病院機能強化事業 | (別紙 37- 2) |
| (4) がんゲノム情報管理センター事業 | (別紙 41) |
| (削除) | |
| (5) 女性の健康支援事業 | (別紙 44) |
| (6) 国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業 | (別紙 48) |

- 4 添付書類
- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 令和 年度歳入歳出予算書（又は見積書）抄本 | |
| (2) その他参考となる資料 | |

5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする

別紙様式第 4 - 2（独立行政法人及び国立大学法人の場合）

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿

独立行政法人〇〇〇〇
国立大学法人〇〇〇〇

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の交付申請について

標記について、次により感染症予防事業費等国庫負担（補助）金を交付されるよう
関係書類を添えて申請する。

- 1 申請総額
- | | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 疾病予防対策事業費等補助金 | 金 | 円 |
| (1) (項) 感染症対策費
疾病予防対策事業費等補助金 | 金 | 円 |
| (2) (項) 特定疾患等対策費
疾病予防対策事業費等補助金 | 金 | 円 |
| (3) (項) 健康増進対策費
疾病予防対策事業費等補助金 | 金 | 円 |

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調書 （別紙 1 - 2）

- 3 所要額内訳等及び事業実施計画書
- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 感染症臨床研究体制構築事業 | (別紙 17) |
| (2) 難病特別対策推進事業 | (別紙 26- 2) |
| (3) がん診療連携拠点病院機能強化事業 | (別紙 36- 2) |
| (4) がんゲノム情報管理センター事業 | (別紙 40) |
| (5) アピアランス支援モデル事業 | (別紙 43) |
| (6) 女性の健康支援事業 | (別紙 44) |
| (新設) | |

- 4 添付書類
- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 令和 年度歳入歳出予算書（又は見積書）抄本 | |
| (2) その他参考となる資料 | |

5 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする

申請総額	金	円
(1) (項) 感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (A)
(2) (項) 特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (B)
(3) (項) 健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (C)
前回までの 交付決定額	金	円
(1) (項) 感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (D)
(2) (項) 特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (E)
(3) (項) 健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (F)
差引今回変更 増減額	金	円
(1) (項) 感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (A) - (D)
(2) (項) 特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (B) - (E)
(3) (項) 健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (C) - (F)

申請総額	金	円
(1) (項) 感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (A)
(2) (項) 特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (B)
(3) (項) 健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (C)
前回までの 交付決定額	金	円
(1) (項) 感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (D)
(2) (項) 特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (E)
(3) (項) 健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (F)
差引今回変更 増減額	金	円
(1) (項) 感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (A) - (D)
(2) (項) 特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (B) - (E)
(3) (項) 健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円 (C) - (F)

別紙様式第 4 - 3 (地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人以外の場合) ←

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿 ←

住 所
名 称
代表者

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担 (補助) 金 ←
の交付申請について ←

標記について、次により感染症予防事業費等国庫負担 (補助) 金を交付されるよう
関係書類を添えて申請する。 ←

1 申請総額 ←

疾病予防対策事業費等補助金 金 円 ←

(1) (項) 感染症対策費 ←
疾病予防対策事業費等補助金 金 円 ←

(2) (項) 特定疾患等対策費 ←
疾病予防対策事業費等補助金 金 円 ←

(3) (項) 健康増進対策費 ←
疾病予防対策事業費等補助金 金 円 ←

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担 (補助) 金所要額調書 (別紙 1 - 3) ←

3 所要額内訳等及び事業実施計画書 ←

(削除) ←

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 抗菌薬確保支援事業 | (別紙 15) |
| (2) 感染症臨床研究体制構築事業 | (別紙 16) |
| (3) 病原体検査体制訓練事業 | (別紙 18) |
| (4) 肝炎情報センター戦略的強化事業 | (別紙 19) |
| (5) 肝炎研究基盤整備事業 | (別紙 20) |
| (6) 全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業 | (別紙 21) |
| (7) 難病等制度推進事業 | (別紙 30 - 2) |
| (8) 腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業 | (別紙 31) |
| (9) 腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業 | (別紙 32) |
| (10) 腎不全医療に関する情報提供体制整備事業 | (別紙 33) |
| (11) 健康的な生活習慣づくり重点化事業 | (別紙 35 - 2) |
| (12) 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 | (別紙 36) |
| (13) がん診療連携拠点病院機能強化事業 | (別紙 37 - 2) |
| (14) がん検診従事者研修事業 | (別紙 40 - 2) |
| (15) 希少がん診断のための病理医育成事業 | (別紙 42) |

別紙様式第 4 - 3 (地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人以外の場合) ←

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿 ←

住 所
名 称
代表者

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担 (補助) 金 ←
の交付申請について ←

標記について、次により感染症予防事業費等国庫負担 (補助) 金を交付されるよう
関係書類を添えて申請する。 ←

1 申請総額 ←

疾病予防対策事業費等補助金 金 円 ←

(1) (項) 感染症対策費 ←
疾病予防対策事業費等補助金 金 円 ←

(2) (項) 特定疾患等対策費 ←
疾病予防対策事業費等補助金 金 円 ←

(3) (項) 健康増進対策費 ←
疾病予防対策事業費等補助金 金 円 ←

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担 (補助) 金所要額調書 (別紙 1 - 3) ←

3 所要額内訳等及び事業実施計画書 ←

- | | |
|--|-------------|
| (1) 公費負担医療対応システム改修事業 | (別紙 15) |
| (2) 抗菌薬確保支援事業 | (別紙 16) |
| (3) 感染症臨床研究体制構築事業 | (別紙 17) |
| (4) 病原体検査体制訓練事業 | (別紙 19) |
| (5) 肝炎情報センター戦略的強化事業 | (別紙 20) |
| (6) 肝炎研究基盤整備事業 | (別紙 21) |
| (7) 全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業 | (別紙 22) |
| (8) 難病等制度推進事業 | (別紙 30 - 2) |
| (9) 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 | (別紙 31) |
| (10) 慢性腎臓病 (CKD) 重症化予防のための診療体制構築
及び多職種連携モデル事業 | (別紙 32) |
| (新設) ← | |
| (11) 健康的な生活習慣づくり重点化事業 | (別紙 34 - 2) |
| (12) 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 | (別紙 35) |
| (13) がん診療連携拠点病院機能強化事業 | (別紙 36 - 2) |
| (14) がん検診従事者研修事業 | (別紙 39 - 2) |
| (15) 希少がん診断のための病理医育成事業 | (別紙 41) |

(削除)

4	添付書類			
	(1) 令和 年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本			
	(2) その他参考となる資料			
5	変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする			
	申請総額	金	円	
(1)	(項)感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(A)	
(2)	(項)特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(B)	
(3)	(項)健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(C)	
	前回までの 交付決定額	金	円	
(1)	(項)感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(D)	
(2)	(項)特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(E)	
(3)	(項)健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(F)	
	差引今回変 更増△減額	金	円	
(1)	(項)感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(A) - (D)	
(2)	(項)特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(B) - (E)	
(3)	(項)健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(C) - (F)	

(16) アピアランス支援モデル事業

(別紙48)

4	添付書類			
	(1) 令和 年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本			
	(2) その他参考となる資料			
5	変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする			
	申請総額	金	円	
(1)	(項)感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(A)	
(2)	(項)特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(B)	
(3)	(項)健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(C)	
	前回までの 交付決定額	金	円	
(1)	(項)感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(D)	
(2)	(項)特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(E)	
(3)	(項)健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(F)	
	差引今回変 更増△減額	金	円	
(1)	(項)感染症対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(A) - (D)	
(2)	(項)特定疾患等対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(B) - (E)	
(3)	(項)健康増進対策費 疾病予防対策事業費等補助金	金	円(C) - (F)	

別紙1

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金所要額調書

(都道府県、指定都市、中核市名)							
項	目	区 分		国庫負担(補助) 基 本 額 (A)	国庫負担(補助) 所要額(申請額) (A)×補助率 (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 (D)
感染症対策費	感染症予防事業費等負担金	直接補助	感染症予防事業費				
			感染症発生動向調査事業費				
			密入国検疫等事業費				
		感染症予防事業費等負担金直接補助計(a)					
		間接補助	感染症予防事業費				
	感染症予防事業費等負担金間接補助計(b)						
	感染症予防事業費等負担金計(c)(a+b)						
	感染症医療費負担金	直接補助	感染症患者入院等医療費				
			感染症医療費負担金計(d)				
	予防疫種対策費負担金	間接補助	予防疫種事故救済給付費				
予防疫種対策費負担金計(e)							
負担金計(f)(c+d+e)							
感封染策症費	直	感染症対策特別促進事業費					
		特定感染症検査等事業費					
		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業					
		予防疫種センター機能推進事業費					
		ワクチン副反応相談体制構築事業					
		マイナンバー情報連携体制整備事業					
		エイズ対策促進事業費					
		感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業					
		予防疫種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)					
		新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業					
		感染症対策費計(g)					
特等 定封 疾策 患費	直	リウマチ・アレルギー特別対策事業費					
		療養生活環境整備事業					
		難病特別対策推進事業費					
		慢性腎臓病(CKD)特別対策事業					
		特定疾患治療研究事業					
		脳卒中・心臓病等病特別対策事業					
		難病等制度推進事業					
		特定疾患等対策費計(h)					
地健 域封 保策 費	接	地域保健従事者現任教育推進事業費					
		地域・職域連携推進事業費					
		地域保健対策費計(i)					

別紙1

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金所要額調書

(都道府県、指定都市、中核市名)						
項	目	区 分	国庫負担(補助) 基 本 額 (A)	国庫負担(補助) 所要額(申請額) ((A)×補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 (D)
感染症対策費	感染症予防事業費等負担金	直接補助	感染症予防事業費			
			感染症発生動向調査事業費			
			密入国検疫等事業費			
			感染症予防事業費等負担金直接補助計(a)			
		間接補助	感染症予防事業費			
			感染症予防事業費等負担金間接補助計(b)			
			感染症予防事業費等負担金計(c)(a+b)			
	感染症医療費負担金	直接補助	感染症患者入院等医療費			
			感染症医療費負担金計(d)			
	予防接種推進補助金	間接補助	予防接種事故救済給付費			
		予防接種対策費負担金計(e)				
負担金計(D)(c+d+e)						
感染症費	直		感染症対策特別促進事業費			
			特定感染症検査等事業費			
			肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業			
			予防接種センター機能推進事業費			
			新型コロナウイルスワクチン副反応相談体制構築事業			
			マイナンバー情報連携体制整備事業			
			エイズ対策促進事業費			
			感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業			
			予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)			
			(新設)			
			感染症対策費計(g)			
	接		リウマチ・アレルギー特別対策事業費			
			療養生活環境整備事業			
			難病特別対策推進事業費			
			慢性腎臓病(CKD)特別対策事業			
			特定疾患治療研究事業			
			脳卒中・心臓病等病特別対策事業			
地域保健費	補		難病等制度推進事業			
			特定疾患等対策費計(h)			
			地域保健従事者現任教育推進事業費			
			地域・職域連携推進事業費			
		地域保健対策費計(i)				

健康管理 危機推進費	疾病予防対策事業費等補助金	助	地域健康危機管理体制推進事業費					
			地域健康危機管理対策特別事業費					
			健康危機管理推進費計(j)					
			健康的な生活習慣づくり重点化事業費					
			たばこ対策促進事業費					
			受動喫煙対策促進事業					
			糖尿病予防戦略事業					
			がん診療連携拠点病院機能強化事業費					
			都道府県健康対策推進事業					
			新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業					
			がん検診従事者研修事業費					
			小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業					
			健康増進事業					
感対策費	間接補助	助	重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業					
			健康増進対策費計(k)					
			疾病予防対策事業費等補助金直接補助計(l) (g+h+i+j+k)					
			ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費					
			予防接種事故発生調査費					
			感染症対策費計(m)					
			難病特別対策推進事業費					
			特定疾患等対策費計(n)					
			がん診療連携拠点病院機能強化事業費					
			健康増進事業					
			健康増進対策費計(o)					
			疾病予防対策事業費等補助金間接補助計(p)(x+m+n+o)					
			感染症対策費計(q)(g+m)					
健康増進費	助	助	特定疾患等対策費計(r)(h+n)					
			地域保健対策費計(s)(i)					
			健康危機管理推進費計(t)(j)					
			健康増進対策費計(u)(k+o)					
			疾病予防対策事業費等補助金計(v)(q+r+s+t+u)					
			合計(w)(f+v)					

- 1 本調書は、別紙2から別紙47の区分欄の金額と一致するものであること
- 2 (C)欄及び(D)欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。
- 3 該当しない事業の区分は設けないこと。

健康管理 危機推進費	疾病予防対策事業費等補助金	助	地域健康危機管理体制推進事業費					
			地域健康危機管理対策特別事業費					
			健康危機管理推進費計(j)					
			健康的な生活習慣づくり重点化事業費					
			たばこ対策促進事業費					
			受動喫煙対策促進事業					
			糖尿病予防戦略事業					
			がん診療連携拠点病院機能強化事業費					
			都道府県健康対策推進事業					
			新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業					
			がん検診従事者研修事業費					
			小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業					
			健康増進事業					
感対策費	間接補助	助	(新設)					
			健康増進対策費計(k)					
			疾病予防対策事業費等補助金直接補助計(l) (g+h+i+j+k)					
			ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費					
			予防接種事故発生調査費					
			感染症対策費計(m)					
			難病特別対策推進事業費					
			特定疾患等対策費計(n)					
			がん診療連携拠点病院機能強化事業費					
			健康増進事業					
			健康増進対策費計(o)					
			疾病予防対策事業費等補助金間接補助計(p)(x+m+n+o)					
			感染症対策費計(q)(g+m)					
健康増進費	助	助	特定疾患等対策費計(r)(h+n)					
			地域保健対策費計(s)(i)					
			健康危機管理推進費計(t)(j)					
			健康増進対策費計(u)(k+o)					
			疾病予防対策事業費等補助金計(v)(q+r+s+t+u)					
			合計(w)(f+v)					

- 1 本調書は、別紙2から別紙46の区分欄の金額と一致するものであること
- 2 (C)欄及び(D)欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。
- 3 該当しない事業の区分は設けないこと。

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調書

(法人名、医療機関名)					
項	区 分	国庫補助基本額 (A)	国庫補助所要額 (申請額) ((A)×補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 ((B)-(C)) (D)
感 染 症 対 策 費	感染症臨床研究体制構築事業				
	感 染 症 対 策 費 計(a)				
特 定 疾 患 等 対 策 費	難病特別対策推進事業				
	特 定 疾 患 等 対 策 費 計(b)				
健 康 増 進 対 策 費	がん診療連携拠点病院機能強化事業				
	がんゲノム情報管理センター事業				
	(削除)				
	女性の健康支援事業				
	国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業				
	健 康 増 進 対 策 費 計(c)				
疾病予防対策事業費等補助金計 (a)+(b)+(c)					

(注) 1 本調書は、別紙16、別紙26- 2、別紙37- 2、別紙41、別紙44及び別紙46の所要額内訳の金額と一致するものであること。
2 (C)欄及び(D)欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調書

(法人名、医療機関名)					
項	区 分	国庫補助基本額 (A)	国庫補助所要額 (申請額) ((A)×補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 ((B)-(C)) (D)
感 染 症 対 策 費	感染症臨床研究体制構築事業				
	感 染 症 対 策 費 計(a)				
特 定 疾 患 等 対 策 費	難病特別対策推進事業				
	特 定 疾 患 等 対 策 費 計(b)				
健 康 増 進 対 策 費	がん診療連携拠点病院機能強化事業				
	がんゲノム情報管理センター事業				
	アピアランス支援モデル事業				
	女性の健康支援事業				
	(新設)				
	健 康 増 進 対 策 費 計(c)				
疾病予防対策事業費等補助金計 (a)+(b)+(c)					

(注) 1 本調書は、別紙1 7、別紙2 6- 2、別紙3 6- 2、別紙4 0、別紙4 3及び別紙4 4の所要額内訳の金額と一致するものであること。
2 (C)欄及び(D)欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調書

(法人名、医療機関名)					
項	区 分	国庫補助基本額 (A)	国庫補助所要額 (申請額) ((A) × 補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 ((B) - (C)) (D)
感染症 対策費	<u>（削除）</u>				
	抗菌薬確保支援事業				
	感染症臨床研究体制構築事業				
	病原体検査体制訓練事業				
	肝炎情報センター戦略的強化事業				
	肝炎研究基盤整備事業				
	全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業				
	感 染 症 対 策 費 計(a)				

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金所要額調書

(法人名、医療機関名)					
項	区 分	国庫補助基本額 (A)	国庫補助所要額 (申請額) ((A) × 補助率) (B)	既交付決定額 (C)	差引追加交付 (一部取消)申請額 ((B) - (C)) (D)
感染症 対策費	公費負担医療対応システム改修事業				
	抗菌薬確保支援事業				
	感染症臨床研究体制構築事業				
	病原体検査体制訓練事業				
	肝炎情報センター戦略的強化事業				
	肝炎研究基盤整備事業				
	全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業				
	感 染 症 対 策 費 計(a)				

特定疾患等対策費	難病等制度推進事業	1 ページ			
	腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業				
	腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業				
	腎不全医療に関する情報提供体制整備事業				
特定疾患等対策費計(b)					

特定疾患等対策費	難病等制度推進事業	1 ページ			
	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業				
	慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業				
	（新設）				
特定疾患等対策費計(b)					

健康増進対策費	健康的な生活習慣づくり重点化事業				
	特殊な調理に対応できる調理師研修事業				
	がん診療連携拠点病院機能強化事業				
	がん検診従事者研修事業				
	希少がん診断のための病理医育成事業				
	<u>（削除）</u>				
健康増進対策費計(c)					
疾病予防対策事業費等補助金合計(a)+(b)+(c)					

（注）1 本調査は、別紙15、別紙16、別紙18、別紙19、別紙20、別紙21、別紙30－2、別紙31、別紙32、別紙33、別紙35-2、別紙36、別紙37-2、別紙40-2及び別紙42の所要額内訳の金額と一致するものであること。

2 (c)欄及び(D)欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

健康増進対策費	健康的な生活習慣づくり重点化事業				
	特殊な調理に対応できる調理師研修事業				
	がん診療連携拠点病院機能強化事業				
	がん検診従事者研修事業				
	希少がん診断のための病理医育成事業				
	<u>アピアランス支援モデル事業</u>				
健康増進対策費計(c)					
疾病予防対策事業費等補助金合計(a)+(b)+(c)					

（注）1 本調査は、別紙15、別紙16、別紙17、別紙19、別紙20、別紙21、別紙22、別紙30－2、別紙31、別紙32、別紙34-2、別紙35、別紙36-2、別紙39-2、別紙41及び別紙43の所要額内訳の金額と一致するものであること。

2 (c)欄及び(D)欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙12-1（交付の対票3の(4)の7の(ウ)）

自治体名

ワグチン副反応相談体制構築事業（都道府県設置副反応相談コールセンター）

1 所要額内訳

区 分	(単位:円)									
	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象総費 の支出 予定額	選定額 (D)とEの うち少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)とFの うち少ない方 の額	国庫補助 所要額 (G)×補助率	既交付 決定額	差引追加 交付(一部取 消)申請額 (H-I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
ワグチン副反応相談体制構築事業 (都道府県設置副反応相談コールセンター)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じるときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱3による手続きの妨かは斜線を引くこと。

別紙12-1（交付の対票3の(4)の7の(ウ)）

自治体名

新型コロナウイルス副反応相談体制構築事業（都道府県設置副反応相談コールセンター）

1 所要額内訳

区 分	(単位:円)									
	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)とEの うち少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)とFの うち少ない方 の額	国庫補助 所要額 (G)×補助率	既交付 決定額	差引追加 交付(一部取 消)申請額 (H-I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
新型コロナウイルス副反応相談体制構築事業 (都道府県設置副反応相談コールセンター)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じるときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱3による手続きの妨かは斜線を引くこと。

2 支出予定額内訳

ワクチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

(単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
共 済 費			
賃 金			
報 償 費			
役 務 費			
委 託 費			
計			

2 支出予定額内訳

新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

(単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
共 済 費			
賃 金			
報 償 費			
役 務 費			
委 託 費			
計			

3 事業実施計画書

ワクチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

自治体名

事業名	
所要額	千円(経算内訳は別紙)
事業実施 予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

3 事業実施計画書

新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

自治体名

事業名	
所要額	千円(経算内訳は別紙)
事業実施 予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

別紙12- 2 (交付の対象3の(4)のアの(イ))

自治体名

ワクチン 副反応相談体制構築事業 (副反応相談協力医療機関)

1 所要額内訳

(単位:円)										
区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)はEのいずれか 少ない方の額	国庫補助 基本額 (C)はFのいずれか 少ない方の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既 決 交 付 額	差引追加 交付一部取 消申請額 (H-I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
ワクチン副反応相談体制構築事業 (副反応相談協力医療機関)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要額8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙12- 2 (交付の対象3の(4)のアの(イ))

自治体名

新型コロナウイルスワクチン 副反応相談体制構築事業 (副反応相談協力医療機関)

1 所要額内訳

(単位:円)										
区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)はEのいずれか 少ない方の額	国庫補助 基本額 (C)はFのいずれか 少ない方の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既 決 交 付 額	差引追加 交付一部取 消申請額 (H-I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
新型コロナウイルスワクチン 副反応相談体制構築事業 (副反応相談協力医療機関)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要額8による手続きのほかは斜線を引くこと。

2 支出予定額内訳

ワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

(単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
共 済 費			
賃 金			
報 償 費			
役 務 費			
委 託 費			
計			

2 支出予定額内訳

新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

(単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
共 済 費			
賃 金			
報 償 費			
役 務 費			
委 託 費			
計			

3 事業実施計画書

ワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

自治体名

事業名	
所要額	千円(積算内訳は別紙)
事業実施 予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

3 事業実施計画書

新型コロナウイルスワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

自治体名

事業名	
所要額	千円(積算内訳は別紙)
事業実施 予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

別紙13 （略）
別紙14 1 シート （略）

2 エイズ対策促進事業費支出予定額内訳

経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	
報 酬		
給 料		
職 員 手 当 等		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
委 託 費		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
負 担 金		
計		

（注1）合計額を対象経費の支出予定額（E）欄に記入すること。

（注2）「3-1 エイズ対策促進事業実施計画書」の事業種別ごとに別表とすること。

別紙13 （略）
別紙14 1 シート （略）

2 エイズ対策促進事業費支出予定額内訳

経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	
報 酬		
給 料		
職 員 手 当 等		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
委 託 費		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
負 担 金		
計		

（注1）合計額を対象経費の支出予定額（E）欄に記入すること。

（注2）「3-1 エイズ対策促進事業実施計画書」及び「3-2 地方ブロックエイズ対策促進事業
実施計画書」の事業種別ごとに別表とすること。

2 地方ブロックエイズ対策促進事業費支出予定額内訳

経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	
報 酬		
給 料		
職 員 手 当 等		
共 済 費		
貸 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
委 託 費		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
負 担 金		
補 助 及 び 交 付 金		
計		

※1）合計額を対象経費の支出予定額（E）欄に記入すること。

※2）「3-2 地方ブロックエイズ対策促進事業実施計画書」の事業種別ごとに別表とすること。

（新設）

(削除)

別紙15(交付の対象30(4)のアのケ))

公費負担医療対応システム改修事業所要額内訳等及び事業実施計画書												法人名	
1 所要額内訳													
区 分		＜単位:円＞											
		総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	差 額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)(E)のいずれか少ない方の額	国庫補助 差本額 (C)(D)のいずれか少ない方の額	国庫補助 所定額 ((C)×補助率)	既 交 付 決 定 額	差引追加 交付(一部取 消)申請額 ((H)-(I))		
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)		
公費負担医療対応システム改修事業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

（注）1 「国庫補助所要額(H)」欄は千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに斜線を引くこと。

(削除)

2 支出予定額内訳

公費負担医療対応システム改修事業

(単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
使用料及び賃借料			
需用費			
役務費			
委託費			
備品購入費			
計			

(削除)

[illegible]

別紙15(交付の対象3の(4)のアの(ケ))

抗菌薬確保支援事業 所要額内訳等及び事業実施計画書

法人名

1 所要額内訳

区 分	基 準 額	基準額から 対象薬剤の 売上実績額 を減じた額	寄附金その他収入額	差引額 (B)-(C)	選 定 額 (A,D)のいずれ か少ない額	検討会における 適正性評価に よる調整率	国庫補助 基 本 額 (B)×(F)× 補助率	国庫補助 所 要 額 (H)=(G)	既交付 決定額	差引追加 交付(一部 取消) 申請額 (H)-(I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
抗菌薬確保支援事業	円	円	円	円	円		円	円	円	円

(注)「国庫補助所要額(G)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

別紙16(交付の対象3の(4)のアの(エ))

抗菌薬確保支援事業 所要額内訳等及び事業実施計画書

法人名

1 所要額内訳

区 分	基 準 額	基準額から 対象薬剤の 売上実績額 を減じた額	寄附金その他収入額	差引額 (B)-(C)	選 定 額 (A,D)のい れが小さい額	検討会におけ る適正性評価 による調整率	国庫補助 基 本 額 (E)×(F)× 補助率	国庫補助 所 要 額 (H)=(G)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
抗菌薬確保支援事業	円	円	円	円	円		円	円

(注)「国庫補助所要額(G)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

別紙16(交付の対象30(4)の7の(ロ))

(略)

感染症臨床研究体制構築事業所要額内訳等及び事業実施計画書

医療機関名

1 所要額内訳

区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)はDのいず れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)はCのいず れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 (D)×補助率	既交 付額	(単位:円)	
										差引追加 交付(-)算除 後申請額 (H-I)	差引追加 交付(-)算除 後申請額 (H-I)
感染症臨床研究体制構築事業											

〈注〉1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(-)一部取消」申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに斜線を引くこと。

別紙17(交付の対象30(4)の7の(サ))

感染症臨床研究体制構築事業所要額内訳等及び事業実施計画書

医療機関名

1 所要額内訳

区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)はDのいず れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)はCのいず れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 (D)×補助率	既交 付額	(単位:円)	
										差引追加 交付(-)算除 後申請額 (H-I)	差引追加 交付(-)算除 後申請額 (H-I)
感染症臨床研究体制構築事業											

〈注〉1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(-)一部取消」申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに斜線を引くこと。

別紙17（交付の対象3の（4）のアの（サ））

自治体名：

感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

区分	総事業費	収入予定額 【交付その他の収入予定額を含む】	差引額 （（A）-（B））	基準額	対象経費の支出予定額	選定額 （D）、（E）いずれか少ない額	国庫負担（補助）基本額 （C）、（F）いずれか少ない額	国庫負担（補助）所要額 （B）×（補助率）	既交付決定額	差引追加交付（一部取消）申請額 （H）-（I）
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業										
（1）感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業										
（2）予防計画訓練等事業				688,000						
計										

（注）1 「国庫負担（補助）所要額」（H）欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「収入予定額」（B）欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「選定額」（F）欄には、（D）欄と（E）欄のいずれか少ない額を計上すること。
4 「既交付決定額（I）」欄及び「差引追加交付額（一部取消）申請額（J）」欄は、交付要綱8による手続のほかは斜線を引くこと。

別紙18（交付の対象3の（4）のアの（シ））

自治体名：

感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

区分	総事業費	収入予定額 【交付その他の収入予定額を含む】	差引額 （（A）-（B））	基準額	対象経費の支出予定額	選定額 （D）、（E）いずれか少ない額	国庫負担（補助）基本額 （C）、（F）いずれか少ない額	国庫負担（補助）所要額 （B）×（補助率）	既交付決定額	差引追加交付（一部取消）申請額 （H）-（I）
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業										
（1）感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業										
（2）予防計画訓練等事業				642,000						
計										

（注）1 「国庫負担（補助）所要額」（H）欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「収入予定額」（B）欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「選定額」（F）欄には、（D）欄と（E）欄のいずれか少ない額を計上すること。
4 「既交付決定額（I）」欄及び「差引追加交付額（一部取消）申請額（J）」欄は、交付要綱8による手続のほかは斜線を引くこと。

2 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業支出予定額内訳書			
【1】感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業			
経費区分	支出予定額	積算内訳	備 考
	円		
総 計 全			
賃 金			
旅 費			
給 与			
職員手当等			
旅費			
役 務 費			
委託 料			
負担 金			
計			
【2】予防対策訓練等事業			
経費区分	支出予定額	積算内訳	備 考
	円		
総 計 全			開催予定回数 □□回
賃 金			開催予定期間 延□□日
旅 費			研修予定人員 延□□人
給 与			
職員手当等			
旅費			
費用 費			
消耗品費			
燃料費			
印刷製本費			
光熱水費			
医薬品材料費			
役 務 費			
委託 料			
使用料及び賃借料			
負担 金			
計			
注) 備考欄には開催予定回数、開催予定期間、研修予定人員を記入すること。			

感染症危機管理リーダーシップ人材育成計画書 （略）

2 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業支出予定額内訳書			
【1】感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業			
経費区分	支出予定額	積算内訳	備 考
	円		
総 計 全			
賃 金			
旅 費			
給 与			
職員手当等			
国内旅費			
役 務 費			
委託 料			
負担 金			
計			
【2】予防対策訓練等事業			
経費区分	支出予定額	積算内訳	備 考
	円		
総 計 全			開催予定回数 □□回
賃 金			開催予定期間 延□□日
旅 費			研修予定人員 延□□人
給 与			
職員手当等			
国内旅費			
費用 費			
消耗品費			
燃料費			
印刷製本費			
光熱水費			
医薬品材料費			
役 務 費			
委託 料			
使用料及び賃借料			
負担 金			
計			
注) 備考欄には開催予定回数、開催予定期間、研修予定人員を記入すること。			

感染症危機管理リーダーシップ人材育成計画書 （略）

別紙18(交付の対象30(4)の7の(シ))

1 所要額内訳

区 分	〈単位:円〉									
	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)と(B)のいずれ れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)と(B)のいずれ れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 [(C)×補助率]	既交付 決定額	差引追加 交付〔一部取 消〕申請額 [(H)-(I)]
病原体検査体制訓練事業	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円

〈注〉1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付〔一部取消〕申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙18(交付の対象30(4)の7の(ス))

1 所要額内訳

区 分	〈単位:円〉									
	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)と(B)のいずれ れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)と(B)のいずれ れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 [(C)×補助率]	既交付 決定額	差引追加 交付〔一部取 消〕申請額 [(H)-(I)]
病原体検査体制訓練事業	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円

〈注〉1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付〔一部取消〕申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかは斜線を引くこと。

2 支出予定額内訳

肝炎情報センターでを行う事業	
----------------	--

[illegible]

※①～⑤、⑪の事業の合計、⑥～⑩、⑫の事業の合計がそれぞれ「1. 所要額内訳」の「防災情報センターで行う事業」、「選定拠点病院等で行う事業」と一致するものであること

計画書～実施計画⑥シート (略)

2 支出予定額内収	
11 設備償却金の内一 不処分事業	

[illegible]

※①～⑤、⑪の事業の会計、⑥～⑩、⑫の事業の会計がそれぞれ「1. 所要額内訳」の「肝炎情報センターで行う事業」、「選定指定病院等で行う事業」と一致するものであること。

※⑤～⑧、⑩の事業の積算内訳については、「4 研修等事業経費所要額調査・明細書 支出計画区分表」に別途記載する。

計画書～実施計画⑥シート (略)

別紙22 交付の対象3の(4)の7の(タ))

予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）

自治体名

1 所要額内訳

区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)と(F)のい ずれか少ない方 の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交 付額	差引追加 交付(一部取 消)申請額 (H-I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙22 交付の対象30(4)の7の(チ))

予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）

自治体名

1 所要額内訳

区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)と(F)のい ずれか少ない方 の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交 付額	差引追加 交付(一部取 消)申請額 (H-I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙23（交付の対象3の（4）のアの（チ））										都道府県名	
新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業 事業所要額内訳及び事業実施計画書											
1 所要額内訳											
区 分	総事業費	寄 付 金 そ の 他 の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 支出予定額	予定額 ((D)と(E)のい ずれか少ないの額)	国庫補助基本額 ((C)と(F)のい ずれか少ないの額)	国庫補助所要額 ((G)×補助率)	既交付決定額	差引追加交付（一 部取消）申請額 ((H)-(I))	(単位：円)
新型コロナウイルス感染症患 者等に対する公費支援事業		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。											
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付（一部取消）申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに総線を引くこと。											

(新設)

3 事業実施計画書

都道府県名:

1. 事業実施目的

事業実施目的	
--------	--

2. 事業内容

(1) 都道府県循環器病対策推進事業

事業名	
所要額	円
事業内容	

(2) 循環器病医療提供体制の促進等に資する事業

事業名	
所要額	円
医師等への研修・会議の 実施予定回数	回
事業内容	

(3) 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業

事業名	
所要額	円
地域住民向け普及啓発に資するもの (市民公開講座等)の実施予定回数	回
事業内容	

3 事業実施計画書

都道府県名:

事業名		事業 区分	
所要額	円		
事業実施予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
事業実施目的			
事業の必要性			
事業内容			
事業の実施により期待される効果			

※ 1. 本表は事業ごとに作成すること。
2. 事業区分欄については、次の事業に該当する番号を記入すること。
①都道府県循環器病対策推進事業
②循環器病医療提供体制の促進等に資する事業
③循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
④循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業
⑤循環器病の相談に資する事業
⑥循環器病対策に資する多職種連携推進事業
⑦脳卒中・心臓病等総合支援センター事業
3. 事業内容については具体的に記載すること。

※ 2 枚にまたがるので、直下は同じ画像を掲載

(4) 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業		
事業名		
所要額		円
事業内容		
(5) 循環器病の相談に資する事業		
事業名		
所要額		円
事業内容		
(6) 循環器病対策に資する多職種連携推進事業		
事業名		
所要額		円
事業内容		
(7) 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業		
事業名		
所要額		円
医師等への研修実施予定回数		回
地域住民向け普及啓発に資するもの (市民公開講座等)の実施予定回数		回
事業内容		
3. 事業実施予定期間		
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
4. 事業実施により期待される効果		
事業実施により期待される効果		

※「事業内容」及び「事業実施により期待される効果」については具体的に記載すること。

3 事業実施計画書

都道府県名			
事業名		事業区分	
所要額	円		
事業実施予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
事業実施目的			
事業の必要性			
事業内容			
事業の実施により期待される効果			

※ 1. 本表は事業ごとに作成すること。
2. 事業区分欄については、次の事業に該当する番号を記入すること。
①都道府県循環器病対策推進事業
②循環器病医療提供体制の促進等に資する事業
③循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
④循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業
⑤循環器病の相談に資する事業
⑥循環器病対策に資する多職種連携推進事業
⑦脳卒中・心臓病等総合支援センター事業
3. 事業内容については具体的に記載すること。

別紙31（交付の対象3の（5）のク）

腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業実施計画書

法人名・医療機関名（ ）

1 所要額内訳

(単位:円)									
総事業費	収入予定額 〔寄付金その他の収入額を含む〕	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の支出 予定額	選 定 額 〔(D)、(E)のいずれか少ない額〕	国庫補助 基 本 額 〔(C)、(F)のいずれか少ない額〕	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付決定額	差引追加交付 （一部取消） 申 請 額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額 (I) 欄及び「差引追加交付（一部取消）申請額 (J) 欄は、交付要綱の8による手続きの(ほか)は斜線を引くこと。

(新設)

2 支出予定額内訳

法人名・医療機関名()

腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業

経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
諸謝金	円	
旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
会議費		
賃金		
保険料		
子ども子育て拠出金		
雑役務費		
委託費		
合 計		

(注) 合計額を「1 所要額内訳」の対象経費の支出予定額(E)欄に記入すること。

(新設)

③ 事業実施計画書

法人名・医療機関名()

当該事業の実施計画及び効果

① 事業の実施体制

② 実施計画

1. 研修資料・啓発資料の作成

2. 研修会の開催

3. 説明資料（パンフレット等）の作成

4. 全県を対象とした県庁舎緩和ケアの実施状況等に関する調査

5. 作成した資料に係る、持続可能性を考慮した長期的な計画（研修の開催に組み込むなど）

6. ワーキンググループの設置・開催

③ 研修によって得られる効果

(新設)

(削除)

別紙31(交付の対象3の(5)のク)

脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業所要額内訳等及び事業実施計画書

法人名・医療機関名()

1 所要額内訳

(単位:円)									
総事業費	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 (A-B)	基準額	対象経費の 支出 予定額	選定額 (D)(E)のいずれ か少ない額	国庫補助 基本額 (D)(F)のいずれか 少ない額	国庫補助 所要額 (G)×補助率	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続きのほかに斜線を引くこと。

(削除)

2 支出予定額内訳		
法人名・医療機関名()		
脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業		
経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	
諸謝金		
旅費		
療費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
会議費		
賃金		
保険料		
子ども子育て拠出金		
雑役務費		
委託費		
合計		
(注)合計額を「1 所要額内訳」の対象経費の支出予定額(E)欄に記入すること。		

(削除)

事業実施計画書

法人名・医療機関名()

1. 当該事業の実施計画

① 総合支援における実施体制
② 実施計画
ア. 難病患者・家族の相談支援窓口の設置
イ. 地域住民を対象とした難病について、予防に関する内容も含めた情報提供、普及啓発
ウ. 地域の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修会、勉強会等の開催
エ. 相談支援を効率的に行う、窓口（ウェブレットなど）の開設・提供
オ. その他、総合支援を効率的に行うために必要と考えられるもの
カ. 稼数によって得られる効果

別紙32(交付の対象3の(5)のケ)

腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業実施計画書

法人名・医療機関名()

1 所要額内訳

(単位:円)									
総事業費	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 支出 予定額	選 定 額 (D)\(E)のいずれ か少ない額	国庫補助 基 本 額 (C)\(F)のいずれか 少ない額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申 請 額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

(新設)

2 支出予定額内訳

法人名・医療機関名()

腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業

経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
報償費	円	
報酬		
給料		
職員手当等		
旅費		
需用費		
消耗品費		
印刷製本費		
役務費		
通信運搬費		
賃金		
保険料		
子ども子育て拠出金		
会議費		
委託費		
使用料及び賃借料		
合 計		

(注) 合計額を「1 所要額内訳」の対象経費の支出予定額(E)欄に記入すること。

(新設)

③ 事業実施計画書

法人名・医療機関名()

当該事業の実施計画及び効果

① 事業の実施体制

② 実施計画

1. 在宅医療等に関する医療連携体制を構築するために行う支援

2. 会議体の設置

3. 腎不全患者に対しての情報提供体制を構築するために必要な支援

③ 補助によって得られる成果

(新設)

(削除)

別紙32(交付の対象3の(5)の7)

慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業所要額内訳等及び事業実施計画書

法人名・医療機関名()

1 所要額内訳

(単位:円)									
総事業費	収入予定額 (交付金その他の収入額を含む)	差引額 (A-E)	基準額	対象経費の支出 予定額	選定額 (D)(E)のいずれか少ない額	国庫補助 基本額 (C)(F)のいずれか少ない額	国庫補助 所要額 (D)×補助率	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消)申請額
(A)	(E)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切捨てること。
2 「収入予定額」(E)欄には、事業費助成予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続きのほかに斜線を引くこと。

(削除)

2 支出予定額内訳

法人名・医療機関名():

慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
報償費	円	
報酬		
給料		
職員手当等		
共済費		
旅費		
需用費		
消耗品費		
印刷製本費		
役務費		
通信運搬費		
会議費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合 計		

(注)合計額を「1 所要額内訳」の対象経費の支出予定額(E)欄に記入すること。

(削除)

3 事業実施計画書

法人名・医療機関名()

当該事業の実施計画及び効果

① 事業の実施体制

② 診療実績及び都道府県等や関係機関との連携

③ 行政の動向把握

(削除)

④ 事業実施計画
ア 会議体の設置
イ 健保組合等と連携した積極的な受診勧奨実施の支援方法等
ウ 企業・産業医等に対する啓発資料の配付等
エ 多職種連携における療養指導及び両立支援の実施
オ 本事業の成果物の作成等
⑤ 補助によって得られる成果

別紙33(交付の対象3の(5)のロ)

腎不全医療に関する情報提供体制整備事業実施計画書

法人名・医療機関名()

1 所要額内訳

(単位:円)									
総事業費	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 (A)-(B))	基準額	対象経費の支出 予定額	選定額 (D)、(E)のいずれか が大きい額	国庫補助 基本額 (C)、(F)のいずれか が大きい額	国庫補助 所要額 (G)×補助率	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

(新設)

2 支出予定額内訳

法人名・医療機関名()

腎不全医療に関する情報提供体制整備事業

経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
諸謝金	円	
旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
会議費		
賃金		
保険料		
子ども子育て拠出金		
雑役務費		
委託費		
合 計		

(注) 合計額を「1 所要額内訳」の対象経費の支出予定額(E)欄に記入すること。

(新設)

3 事業実施計画書

法人名・医療機関名()

当該事業の実施計画及び効果

① 事業の実施体制

② 実施計画

1. ウェブサイトの構築

2. 医療機関情報リストの作成

(新設)

3. 1 および 2 に係る持続可能性を考慮した長期的な計画

4. その他、情報の収集、公開等

5. ワーキンググループの設置・開催

③ 補助によって得られる成果

(新設)

別紙35-1(交付の対象30(8)の7の(ア)a、b及びc)

健康的な生活習慣づくり重点化事業所要額内訳等及び事業実施計画書

都道府県等名

1 所要額内訳

区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)と(E)のいず れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)と(F)のいず れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 [(D)×補助率]	既交 定額	(単位:円)	
										差引追加 交付[一部取 消]申請額 [(H)-(I)]	差引追加 交付[一部取 消]申請額 [(H)-(I)]
たばこ対策促進事業費	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	円	円
受動喫煙対策促進事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
糖尿病予防戦略事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに斜線を引くこと。

別紙34-1(交付の対象30(8)の7の(ア)a、b及びc)

健康的な生活習慣づくり重点化事業所要額内訳等及び事業実施計画書

都道府県等名

1 所要額内訳

区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)と(E)のいず れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)と(F)のいず れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 [(D)×補助率]	既交 定額	(単位:円)	
										差引追加 交付[一部取 消]申請額 [(H)-(I)]	差引追加 交付[一部取 消]申請額 [(H)-(I)]
たばこ対策促進事業費	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	円	円
受動喫煙対策促進事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
糖尿病予防戦略事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに斜線を引くこと。

2 支出予定額内訳

(1)たばこ対策促進事業 (単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
食 糧 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
(削 除)			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
計			

2 支出予定額内訳

(1)たばこ対策促進事業 (単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
食 糧 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
通 信 運 搬 費			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
計			

(3)糖尿病予防戦略事業		(単位:円)	
項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
(削 除)			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
計			

計画書（1）（たばこ事業）～計画書（3）（糖尿病事業）（略）

(3)糖尿病予防戦略事業		(単位:円)	
項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
消 耗 品 費			
会 議 費			
印 刷 製 本 費			
役 務 費			
通 信 運 搬 費			
使用料及び賃借料			
委 託 料			
計			

計画書（1）（たばこ事業）～計画書（3）（糖尿病事業）（略）

1 所要額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A)－(B)	基準額 (D)	対象経費 の予定額 (E)	選定額 の少ない方 の額 (F)	国庫補助 基本額 (C)とFのい ずれか少ない方 の額 (G)	国庫補助 所要額 (G)×補助率 (H)	交付 既定額 (I)	(単位:円)
地域の健康増進活動支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに斜線を引くこと。

1 所要額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A)－(B)	基準額 (D)	対象経費 の予定額 (E)	選定額 の少ない方 の額 (F)	国庫補助 基本額 (C)とFのい ずれか少ない方 の額 (G)	国庫補助 所要額 (G)×補助率 (H)	交付 既定額 (I)	(単位:円)
地域の健康増進活動支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに斜線を引くこと。

別紙36(交付の対象3の(8)のアのイ)

法人名
特殊な調理に対応できる調理師研修事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	基準額 (D)	対象経費 の支出額 (E)	選定額 (D)×(E)のいず れか少ない方 の額 (F)	国庫補助 基 本 額 (D)×(F)のいず れか少ない方 の額 (G)	国庫補助 所 要 額 (G)×(補助率) (H)	交 付 既 決 額 (I)	差引追加 交付(-)繰取 消申請額 (H)-(I) (J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特殊な調理に対応できる調理師研修事業										

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(-)一部取消」申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙36(交付の対象3の(8)のアのイ)

法人名
特殊な調理に対応できる調理師研修事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	基準額 (D)	対象経費 の支出額 (E)	選定額 (D)×(E)のいず れか少ない方 の額 (F)	国庫補助 基 本 額 (D)×(F)のいず れか少ない方 の額 (G)	国庫補助 所 要 額 (G)×(補助率) (H)	交 付 既 決 額 (I)	差引追加 交付(-)繰取 消申請額 (H)-(I) (J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特殊な調理に対応できる調理師研修事業										

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(-)一部取消」申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかは斜線を引くこと。

1 - 2 事業別所要額内訳～1 - 3 支出予定額内訳シート （略）

別紙36- 1 (交付の対象30(8)のアの(ウ)のa),(c),(b))
がん診療連携拠点病院機能強化事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1. 所要額内訳										都道府県名((単位:円))			
事業名	区分		総事業費	収入予定 （交付金その他 の収入額を含む）	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 支出 予定額	選定額 ((D)(E)のいずれ か少ない額)	都道府県 補助 予定額	国庫補助 基本額 ((D)(F),(G)の いずれか少ない額)	国庫補助 所要額 ((H)+(I)×補助率)	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額 ((J)-(K))
	直接補助	医療機関名	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
がん診療連携拠点病院機能強化事業	直接補助	医療機関名											
	直接補助分計												
	間接補助	医療機関名											
	間接補助分計												
小計													
地域がん診療連携拠点病院機能強化事業	直接補助	医療機関名											
	直接補助分計												
	間接補助	医療機関名											
	間接補助分計												
小計													
直接補助計													
間接補助計													
合計													

(注) 次項「2. 事業別所要額内訳」の「合計」欄に従って、医療機関別に、直接補助・間接補助の別に記入すること。

1 - 2 事業別所要額内訳～1 - 3 支出予定額内訳シート （略）

別紙36- 1 (交付の対象30(8)のアの(ウ)のa),(c),(b))
がん診療連携拠点病院機能強化事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1. 所要額内訳										都道府県名((単位:円))			
事業名	区分		総事業費	収入予定 （交付金その他 の収入額を含む）	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 支出 予定額	選定額 ((D)(E)のいずれ か少ない額)	都道府県 補助 予定額	国庫補助 基本額 ((D)(F),(G)の いずれか少ない額)	国庫補助 所要額 ((H)+(I)×補助率)	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額 ((J)-(K))
	直接補助	医療機関名	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
がん診療連携拠点病院機能強化事業	直接補助	医療機関名											
	直接補助分計												
	間接補助	医療機関名											
	間接補助分計												
小計													
地域がん診療連携拠点病院機能強化事業	直接補助	医療機関名											
	直接補助分計												
	間接補助	医療機関名											
	間接補助分計												
小計													
直接補助計													
間接補助計													
合計													

(注) 次項「2. 事業別所要額内訳」の「合計」欄に従って、医療機関別に、直接補助・間接補助の別に記入すること。

4-1 事業実施計画書

【がん診療】別紙37-1(交付の対象3の(8)のアの(ウ)のa) \ (c) \ b)

医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

①都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開 催 内 容	備 考

②研修参加期間中の代診医雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医雇用期間	備 考

③医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員 人	相談件数(件)		相談支援事業の内容	備 考
	本年度見込	前年度実績		
	電話			
	面談			
	その他			
合計				

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	本年度見込		備 考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(5)病理医養成等事業

事 業 内 容	病理医の養成人数	備 考
	人	

(6)在宅緩和ケア地域連携事業

事 業 内 容	連携する在宅療養 支援診療所数	備 考
	件	

4-1 事業実施計画書

【がん診療連携拠点病院機能強化事業分】

医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

①都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開 催 内 容	備 考

②研修参加期間中の代診医雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医雇用期間	備 考

③医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員 人	相談件数(件)		相談支援事業の内容	備 考
	本年度見込	前年度実績		
	電話			
	面談			
	その他			
合計				

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	本年度見込		備 考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(5)病理医養成等事業

事 業 内 容	病理医の養成人数	備 考
	人	

(6)在宅緩和ケア地域連携事業

事 業 内 容	連携する在宅療養 支援診療所数	備 考
	件	

(7)緩和ケア推進事業

事業内容	緊急緩和ケア病床 確保数	緊急緩和ケア病床 利用件数(件)		一般病床稼働率(%)		備考
		本年度見込	前年度実績	本年度見込	前年度実績	
	床					

G主緩和ケア推進事業の「緊急緩和ケア病床利用件数」について
原則として、緊急緩和ケア病床利用件数の前年度実績が30件を超える場合に補助の対象とする。
利用件数については、年間入院患者延べ数とする。
ただし、前年度実績が30件に満たなくとも、本年度の利用件数が30件を超えると見込まれる場合には補助対象とすることがある。その際、
病床確保計画の詳細が分かる資料(任意)を添付すること。

(8)がん患者の就労に関する総合支援事業

①就労に関する相談支援事業のみを実施する場合

事業内容	就労相談見込件数	就労見込者数	備考
	件	人	

②就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業を実施する場合

事業内容	就労相談見込件数 (両立支援を含む)	就労見込者数 (両立支援を含む)	備考
	件	人	

(9)アピアランスケアに係る体制整備支援事業

事業内容	備考

(10)がん医療提供体制の均てん化・集約化に関する事業

事業内容	備考

【-2 事業実施計画書

地域がん診療病院等機能強化事業分】

医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

G主研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)	相談支援事業の内容		備考
人	本年度見込	前年度実績		
電話				
面談				
その他				
合計				

G主配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。

また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(3)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	本年度見込		備考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(4)在宅緩和ケア地域連携事業

事業内容	連携する在宅療養	備考
	件	

(7)緩和ケア推進事業

事業内容	緊急緩和ケア病床 確保数	緊急緩和ケア病床 利用件数(件)		一般病床稼働率(%)		備考
		本年度見込	前年度実績	本年度見込	前年度実績	
	床					

(注)緩和ケア推進事業の「緊急緩和ケア病床利用件数」について
原則として、緊急緩和ケア病床利用件数の前年度実績が30件を超える場合に補助の対象とする。
利用件数については、年間入院患者延べ数とする。
ただし、前年度実績が30件に満たなくとも、本年度の利用件数が30件を超えると見込まれる場合には補助対象とすることがある。その際、
病床確保計画の詳細が分かる資料(任意)を添付すること。

(8)がん患者の就労に関する総合支援事業

①就労に関する相談支援事業のみを実施する場合

事業内容	就労相談見込件数	就労見込者数	備考
	件	人	

②就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業を実施する場合

事業内容	就労相談見込件数 (両立支援を含む)	就労見込者数 (両立支援を含む)	備考
	件	人	

【-2 事業実施計画書

地域がん診療病院等機能強化事業分】

医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)	相談支援事業の内容		備考
人	本年度見込	前年度実績		
電話				
面談				
その他				
合計				

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(3)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	本年度見込		備考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(4)在宅緩和ケア地域連携事業

事業内容	連携する在宅療養 支援診療所数	備考
	件	

別紙37-2(交付の対象3の(8)のアの(ウ)のa(b), c, d, e, f)

別紙37-1(交付の対象3の(8)のアの(ウ)のa(a), (c), b)

がん診療連携拠点病院機能強化事業所要額内訳等及び事業実施計画書

都道府県名()

法人名・医療機関名()

1 所要額内訳

(単位:円)

総事業費	収入予定額	差引額	基準額	対象経費の支出 予定額	選定額 (D),(E)のいずれか少ない額	国庫補助 基本額 (G),(F)のいずれか少ない額	国庫補助 所要額 (G)×補助率	既交付	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H)-(I)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 次項「2 事業別所要額内訳」の「合計」欄に従って記入すること。

別紙36-2(交付の対象3の(8)のアの(ウ)のa(b), c, d, e, f)

がん診療連携拠点病院機能強化事業所要額内訳等及び事業実施計画書

都道府県名()

法人名・医療機関名()

1 所要額内訳

(単位:円)

総事業費	収入予定額	差引額	基準額	対象経費の支出 予定額	選定額 (D),(E)のいずれか少ない額	国庫補助 基本額 (G),(F)のいずれか少ない額	国庫補助 所要額 (G)×補助率	既交付	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H)-(I)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 次項「2 事業別所要額内訳」の「合計」欄に従って記入すること。

2－2 事業別所要額内訳及び2－3 支出予定額内訳シート（略）

4-1 事業実施計画書

【がん計別紙37-1(交付の対象3の(8)のアの(ウ)のa(c) b)

法人名・医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

①都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開 催 内 容	備 考

②研修参加期間中の代診医雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医雇用期間	備 考

③医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員 人	相談件数(件)			相談支援事業の内容	備 考
	本年見込	前年度実績			
	電話				
	面談				
	その他				
合計					

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	本年度見込		備 考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(5)病理医養成等事業

事 業 内 容	病理医の養成人数	備 考
	人	

2－2 事業別所要額内訳及び2－3 支出予定額内訳シート（略）

4-1 事業実施計画書

【がん診療連携拠点病院機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

①都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開 催 内 容	備 考

②研修参加期間中の代診医雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医雇用期間	備 考

③医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員 人	相談件数(件)			相談支援事業の内容	備 考
	本年見込	前年度実績			
	電話				
	面談				
	その他				
合計					

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	本年度見込		備 考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(5)病理医養成等事業

事 業 内 容	病理医の養成人数	備 考
	人	

(6)在宅緩和ケア地域連携事業				
事業内容			連携する在宅療養支援診療所数	備考
			件	

(7)緩和ケア推進事業				
事業内容	緊急緩和ケア病床確保数	緊急緩和ケア病床利用件数(件)		備考
		本年度見込	前年度実績	
	床			

G主緩和ケア推進事業の「緊急緩和ケア病床利用件数」について
原則として、緊急緩和ケア病床利用件数の前年度実績が30件を超える場合に補助の対象とする。
利用件数については、年間入院患者延べ数とする。
ただし、前年度実績が30件に満たなくとも、本年度の利用件数が30件を超えると見込まれる場合には補助対象とすることがある。その際、病床確保計画の詳細が分かる資料(任意)を添付すること。

(8)がん患者の就労に関する総合支援事業				
①就労に関する相談支援事業のみを実施する場合				
事業内容		就労相談見込件数	就労見込者数	備考
		件	人	

②就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業を実施する場合				
事業内容		就労相談見込件数	就労見込者数	備考
		件	人	

(9)アピアランスケアに係る体制整備支援事業				
事業内容				備考

(10)がん医療提供体制の均てん化・集約化に関する事業				
事業内容				備考

4-2 事業実施計画書

【小児がん拠点病院機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)小児がん医療従事者研修事業				
実施予定期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)小児がん拠点病院ネットワーク事業 地域ブロック協議会				
開催回数	開催内容			備考

(6)在宅緩和ケア地域連携事業				
事業内容			連携する在宅療養支援診療所数	備考
			件	

(7)緩和ケア推進事業				
事業内容	緊急緩和ケア病床確保数	緊急緩和ケア病床利用件数(件)		備考
		本年度見込	前年度実績	
	床			

G主緩和ケア推進事業の「緊急緩和ケア病床利用件数」について
原則として、緊急緩和ケア病床利用件数の前年度実績が30件を超える場合に補助の対象とする。
利用件数については、年間入院患者延べ数とする。
ただし、前年度実績が30件に満たなくとも、本年度の利用件数が30件を超えると見込まれる場合には補助対象とすることがある。その際、病床確保計画の詳細が分かる資料(任意)を添付すること。

(8)がん患者の就労に関する総合支援事業				
①就労に関する相談支援事業のみを実施する場合				
事業内容		就労相談見込件数	就労見込者数	備考
		件	人	

②就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業を実施する場合				
事業内容		就労相談見込件数 (両立支援を含む)	就労見込者数 (両立支援を含む)	備考
		件	人	

1-2 事業実施計画書

【小児がん拠点病院機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)小児がん医療従事者研修事業				
実施予定期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)小児がん拠点病院ネットワーク事業 地域ブロック協議会				
開催回数	開催内容			備考

4-2 事業実施計画書

【小児がん拠点病院機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)小児がん医療従事者研修事業				
実施予定期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)小児がん拠点病院ネットワーク事業 地域ブロック協議会				
開催回数	開催内容			備考

(3)がん相談支援事業

配置人員 人	相談件数(件)		相談支援事業の内容	備 考
	本年展覧込	前年展覧込		
	電話			
	面談			
	その他			
合計				

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)プレイルーム運営等事業

事業内容	利用見込者数	備 考
	人	

4-3 事業実施計画書

【小児がん中央機関機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)小児がん相談・支援事業

実施予定期間	受講者数	育成及び意見交換の内容	備 考

(注)育成及び意見交換の内容は具体的に記入すること。

(2)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	本年度見込		備 考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(3)小児がん医療の診断支援事業

事業内容	診断支援見込件数	備 考
	人	

(4)小児がん登録事業

事業内容	備 考

(5)小児がん医療従事者育成事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)育成内容は具体的に記入すること。

(6)連絡協議会等運営事業

開催回数	開 催 内 容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員 人	相談件数(件)		相談支援事業の内容	備 考
	本年展覧込	前年展覧込		
	電話			
	面談			
	その他			
合計				

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)プレイルーム運営等事業

事業内容	利用見込者数	備 考
	人	

4-3 事業実施計画書

【小児がん中央機関機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)小児がん相談・支援事業

実施予定期間	受講者数	育成及び意見交換の内容	備 考

(注)育成及び意見交換の内容は具体的に記入すること。

(2)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	本年度見込		備 考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(3)小児がん医療の診断支援事業

事業内容	診断支援見込件数	備 考
	人	

(4)小児がん登録事業

事業内容	備 考

(5)小児がん医療従事者育成事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)育成内容は具体的に記入すること。

(6)連絡協議会等運営事業

開催回数	開 催 内 容	備 考

4-4 事業実施計画書

【希少がん中央機関機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) 希少がん対策ワーキンググループ事業

開催回数	開催内容	備考

(2) 病理コンサルテーション事業

事業内容	コンサルテーション依頼見込件数	備考
	件	

(3) 希少がん情報サービス事業

事業内容	情報提供見込箇所数	備考
	件	

(4) 希少がんホットライン事業

配置人員 人	相談件数(件)		相談支援事業の内容	備考
	本年度見込	前年度実績		

(主) 相談件数はのべ件数を記入すること。

4-5 事業実施計画書

【がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) がんゲノム医療支援事業

①専門的な遺伝カウンセリングを実施するための人材

配置人員	遺伝カウンセリングを行った患者数(人)		支援事業の内容	備考
人	本年度見込	前年度実績		

②治験及び臨床研究を適切に実施するための人材

配置人員	治験及び臨床研究のための介入患者数(人)		支援事業の内容	備考
人	本年度見込	前年度実績		

(2) がんゲノム医療情報等管理等事業

事業内容	備考

(3) がんゲノム医療従事者育成事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

(主) 研修内容は具体的に記入すること。
がんゲノム医療中核拠点病院のみ対象。

(4) がんゲノム医療連携体制強化事業

事業内容	事業概要	備考

4-4 事業実施計画書

【希少がん中央機関機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) 希少がん対策ワーキンググループ事業

開催回数	開催内容	備考

(2) 病理コンサルテーション事業

事業内容	コンサルテーション依頼見込件数	備考
	件	

(3) 希少がん情報サービス事業

事業内容	情報提供見込箇所数	備考
	件	

(4) 希少がんホットライン事業

配置人員 人	相談件数(件)		相談支援事業の内容	備考
	本年度見込	前年度実績		

(主) 相談件数はのべ件数を記入すること。

4-5 事業実施計画書

【がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) がんゲノム医療支援事業

①専門的な遺伝カウンセリングを実施するための人材

配置人員	遺伝カウンセリングを行った患者数(人)		支援事業の内容	備考
人	本年度見込	前年度実績		

②治験及び臨床研究を適切に実施するための人材

配置人員	治験及び臨床研究のための介入患者数(人)		支援事業の内容	備考
人	本年度見込	前年度実績		

(2) がんゲノム医療情報等管理等事業

事業内容	備考

(3) がんゲノム医療従事者育成事業

実施予定期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

(注) 研修内容は具体的に記入すること。
がんゲノム医療中核拠点病院のみ対象。

(4) がんゲノム医療連携体制強化事業

事業内容	事業概要	備考

別紙38(交付の対象3の(8)のアの(エ))

都道府県健康対策推進事業所要額内訳及び事業実施計画書

1 所要額内訳										都道府県名()	
(単位:円)											
総事業費	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 (A)-(B))	基準額 (D)	対象経費の支出予定額 (E)	選定額 (D),(E)の いずれか少ない額	国庫補助基本額 (C),(F)の いずれか少ない額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付 決定額 (I)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H)-(I))		
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)		

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続のほかは斜線を引くこと。

別紙37(交付の対象3の(8)のアの(エ))

都道府県健康対策推進事業所要額内訳及び事業実施計画書

1 所要額内訳										都道府県名()	
(単位:円)											
総事業費	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 (A)-(B))	基準額 (D)	対象経費の支出予定額 (E)	選定額 (D),(E)の いずれか少ない額	国庫補助基本額 (C),(F)の いずれか少ない額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付 決定額 (I)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (H)-(I))		
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)		

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続のほかは斜線を引くこと。

別紙38(交付の対象3の(8)のアの(オ))

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

市区町村名	総事業費 (A)	収入予定額 〔寄付金その他の収入額を含む〕 (B)	差引額 ((A) - (B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の支出予定額 (E)	選定額 〔(D)、(E)のいずれか少ない額〕 (F)	国庫補助基本額 〔(C)、(F)のいずれか少ない額〕 (G)	国庫補助所要額 〔(G)×補助率〕 (H)	既交付決定額 (I)	差引追加交付(一部取消)申請額 ((H) - (I)) (J)
			0	0	0	0	0	0		

(注) 1 「国庫補助所要額 (H)」欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
2 「収入予定額 (B)」欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額 (I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額 (J)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙38(交付の対象3の(8)のアの(オ))

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

市区町村名	総事業費 (A)	収入予定額 〔寄付金その他の収入額を含む〕 (B)	差引額 ((A) - (B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の支出予定額 (E)	選定額 〔(D)、(E)のいずれか少ない額〕 (F)	国庫補助基本額 〔(C)、(F)のいずれか少ない額〕 (G)	国庫補助所要額 〔(G)×補助率〕 (H)	既交付決定額 (I)	差引追加交付(一部取消)申請額 ((H) - (I)) (J)
			0	0	0	0	0	0		

(注) 1 「国庫補助所要額 (H)」欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
2 「収入予定額 (B)」欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額 (I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額 (J)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

申請書（3 事業実施計画書）

3 事業実施計画書							市区町村名()
(1) 個別の受診勧奨・再勧奨							
①対象者数							
		胃がん	子宮頸がん	肺がん	乳がん	大腸がん	実人員
対象人口							
受診勧奨見込者数							
受診再勧奨見込者数							
※「受診勧奨見込者数」「受診再勧奨見込者数」は過去の実績等を参考に試算すること。							
②受診勧奨の実施予定時期		令和 年 月					
③受診再勧奨の実施予定時期		令和 年 月					
④受診勧奨・再勧奨の具体的な取組予定の内容							
(2) かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨							
①連絡協議会等の開催予定、パンフレット等の作成予定							
②かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨の実施体制(必要に応じて参考資料を添付すること)							

申請書（3 事業実施計画書）

3 事業実施計画書							市区町村名()
(1) 個別の受診勧奨・再勧奨							
①対象者数							
		胃がん	子宮頸がん	肺がん	乳がん	大腸がん	実人員
対象人口							
受診勧奨見込者数							
受診再勧奨見込者数							
※「受診勧奨見込者数」「受診再勧奨見込者数」は過去の実績等を参考に試算すること。							
②受診勧奨の実施予定時期		令和 年 月					
③受診再勧奨の実施予定時期		令和 年 月					
④受診勧奨・再勧奨の具体的な取組予定の内容							
(2) かかりつけ医を通じた 個別の受診勧奨・再勧奨							
①連絡協議会等の開催予定、パンフレット等の作成予定							
②かかりつけ医を通じた 個別の受診勧奨・再勧奨の実施体制(必要に応じて参考資料を添付すること)							

(3)子宮頸がん検診				市区町村名()	
①対象者数					
生年月日		対象人口	クーポン券の送付 予定人数	検診手帳の送付予 定人数	
平成17年4月2日～平成18年4月1日					
②検診機関数					
個別検診	か所	(直接	か所、委託	か所)	
集団検診	か所	(直接	か所、委託	か所)	
③検診実施(予定)期間					
個別検診	令和	年	月	日	～ 令和
集団検診	令和	年	月	日	～ 令和
④その他(休日・早朝・夜間における検診の実施、他市区町村等との連携等対象者の利便性に 配慮し、受診率向上に向けた具体的な取組予定の事例を記載)					
(4)乳がん検診					
①対象者数					
生年月日		対象人口	クーポン券の送付 予定人数	検診手帳の送付予 定人数	
昭和60年4月2日～昭和61年4月1日					
②検診機関数					
個別検診	か所	(直接	か所、委託	か所)	
集団検診	か所	(直接	か所、委託	か所)	
③検診実施(予定)期間					
個別検診	令和	年	月	日	～ 令和
集団検診	令和	年	月	日	～ 令和
④その他(休日・早朝・夜間における検診の実施、他市区町村等との連携等対象者の利便性に 配慮し、受診率向上に向けた具体的な取組予定の事例を記載)					

(3)子宮頸がん検診				市区町村名()	
①対象者数					
生年月日		対象人口	クーポン券の送付 予定人数	検診手帳の送付予 定人数	
平成16年4月2日～平成17年4月1日					
②検診機関数					
個別検診	か所	(直接	か所、委託	か所)	
集団検診	か所	(直接	か所、委託	か所)	
③検診実施(予定)期間					
個別検診	令和	年	月	日	～ 令和
集団検診	令和	年	月	日	～ 令和
④その他(休日・早朝・夜間における検診の実施、他市区町村等との連携等対象者の利便性に 配慮し、受診率向上に向けた具体的な取組予定の事例を記載)					
(4)乳がん検診					
①対象者数					
生年月日		対象人口	クーポン券の送付 予定人数	検診手帳の送付予 定人数	
昭和59年4月2日～昭和60年4月1日					
②検診機関数					
個別検診	か所	(直接	か所、委託	か所)	
集団検診	か所	(直接	か所、委託	か所)	
③検診実施(予定)期間					
個別検診	令和	年	月	日	～ 令和
集団検診	令和	年	月	日	～ 令和
④その他(休日・早朝・夜間における検診の実施、他市区町村等との連携等対象者の利便性に 配慮し、受診率向上に向けた具体的な取組予定の事例を記載)					

(5)精密検査及び確定精検未受診者に対する受診再勧奨						市区町村名()	
① 対象者数							
令和7年度		要精検 通知済者数 (1回目)	(A)のうち 精検・確定精検未 受診者への 当該年度の 再勧奨済者数	(A)のうち 当該年度内の 精検・確定精検受 診者数	当該年度内の 精検・確定精検未 受診者数 (A-C)	(D)のうち 翌年度における 精検・確定精検再 勧奨前に 受診する見込者数	(D)のうち 翌年度における 再勧奨見込者数 (D-E)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
	胃がん						
	子宮頸がん						
	肺がん						
	乳がん						
	大腸がん						
小計							
令和8年度		要精検 通知済見込者数 (1回目)	(G)のうち 要精検・確定精検 未受診者への 当該年度の 再勧奨見込者数	(G)のうち 当該年度内の 精検・確定精検受 診見込者数		精検・確定精検未受診者への 再勧奨見込者数 (F+H)	
		(G)	(H)	(I)		(L)	
	胃がん				➡		
	子宮頸がん						
	肺がん						
	乳がん						
	大腸がん						
小計					0		
合計							
要精密検査者及び要確定精検者への再勧奨見込者数の考え方について 過去の要精検未受診率や勧奨回数を踏まえる等、以下に具体的な要精検・要確定精検再勧奨見込者数の考え方を記載すること。							

(5)精密検査及び確定精検未受診者に対する受診再勧奨						市区町村名()	
① 対象者数							
令和6年度		要精検 通知済者数 (1回目)	(A)のうち 精検・確定精検未 受診者への 当該年度の 再勧奨済者数	(A)のうち 当該年度内の 精検・確定精検受 診者数	当該年度内の 精検・確定精検未 受診者数 (A-C)	(D)のうち 翌年度における 精検・確定精検再 勧奨前に 受診する見込者数	(D)のうち 翌年度における 再勧奨見込者数 (D-E)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
	胃がん						
	子宮頸がん						
	肺がん						
	乳がん						
	大腸がん						
小計							
令和7年度		要精検 通知済見込者数 (1回目)	(G)のうち 要精検・確定精検 未受診者への 当該年度の 再勧奨見込者数	(G)のうち 当該年度内の 精検・確定精検受 診見込者数		精検・確定精検未受診者への 再勧奨見込者数 (F+H)	
		(G)	(H)	(I)		(L)	
	胃がん				➡		
	子宮頸がん						
	肺がん						
	乳がん						
	大腸がん						
小計					0		
合計							
要精密検査者及び要確定精検者への再勧奨見込者数の考え方について 過去の要精検未受診率や勧奨回数を踏まえる等、以下に具体的な要精検・要確定精検再勧奨見込者数の考え方を記載すること。							

2-2 支出予定額、計画書シート（略）

別紙40-2(交付の対象30.(8)のアの(ハ)の一般社団法人等又は公益法人及び特定非営利活動法人が行う事業)

かん検診従事者研修事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳										法人名()
総事業費	収入予定額 (特例等その他の収入額を含む)	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 支出予定額	遡定額 ((D)-(E)のいずれか少ない額)	国庫補助 基本額 ((D)-(F)のいずれか少ない額)	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付	差引追加交付 (一部取消)	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	申請額 (H)-(I)	
(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。										
2 「収入予定額」(B)欄には、実質収予算額も含めて計上すること。										
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続のほかに斜線を引くこと。										

2-1 所要額内訳シート

別紙39-2(交付の対象30.(8)のアの(ハ)の一般社団法人等又は公益法人及び特定非営利活動法人が行う事業)

かん検診従事者研修事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳										法人名()
総事業費	収入予定額 (特例等その他の収入額を含む)	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 支出予定額	遡定額 ((D)-(E)のいずれか少ない額)	国庫補助 基本額 ((D)-(F)のいずれか少ない額)	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付	差引追加交付 (一部取消)	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	申請額 (H)-(I)	
(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。										
2 「収入予定額」(B)欄には、実質収予算額も含めて計上すること。										
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続のほかに斜線を引くこと。										

2-2 支出予定額、計画書シート（略）

別紙41(交付の対象3の(B)の7の(キ))

がんゲノム情報管理センター事業所要額内訳等及び事業実施計画書

法人名()

1 所要額内訳										(単位:円)
総事業費	収入予定額 (交付金その他の収入額を含む)	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 支出 予定額	選定額 (D),(E)のいずれか が小さい額	国庫補助 基本額 (D),(F)のいずれか が少ない額	国庫補助 所要額 (D)×(補助率)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切捨てること。

2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。

3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続きのまかいは斜線を引くこと。

別紙40(交付の対象3の(B)の7の(キ))

がんゲノム情報管理センター事業所要額内訳等及び事業実施計画書

法人名()

1 所要額内訳										(単位:円)
総事業費	収入予定額 (交付金その他の収入額を含む)	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 支出 予定額	選定額 (D),(E)のいずれか が小さい額	国庫補助 基本額 (D),(F)のいずれか が少ない額	国庫補助 所要額 (D)×(補助率)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額	
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切捨てること。

2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。

3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続きのまかいは斜線を引くこと。

別紙42(交付の対象30(8)のアの(ウ))

希少がん診断のための病理医育成事業所要額内訳等及び事業実施計画書

法人名()

1 所要額内訳

(単位:円)

総事業費	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 (A-B)	基準額	対象経費の 支出予定額	選定額 (D)(E)のいずれか少ない額	国庫補助 基本額 (D)(F)のいずれか少ない額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。 2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。 3 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかに斜線を引くこと。									

別紙41(交付の対象30(8)のアの(ウ))

希少がん診断のための病理医育成事業所要額内訳等及び事業実施計画書

法人名()

1 所要額内訳

(単位:円)

総事業費	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 (A-B)	基準額	対象経費の 支出予定額	選定額 (D)(E)のいずれか少ない額	国庫補助 基本額 (D)(F)のいずれか少ない額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。 2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。 3 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかに斜線を引くこと。									

(削除)

別紙43(交付の対象3の(8)のアの(コ))

アピアランス支援モデル事業所要額内訳等及び事業実施計画書

医療機関名()

1 所要額内訳

		医療機関名()					〈単位:円〉		
総事業費	収入予定額 〔寄付金その他の収入額を含む〕	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 支出 予定額	選定額 〔(D)、(E)のいずれか少ない額〕	国庫補助 基本額 〔(C)、(F)のいずれか少ない額〕	国庫補助 所要額 ((D)×補助率)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたとき切り捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続きのまかば料線を引くこと。

(削除)

2 支出予定額内訳

医療機関名()

アピアランス支援モデル事業

経 費 区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
報 酬 給 用 費 役 務 費 〇〇〇〇 ・ ・ ・	円	
合 計		

(注)合計の額を「1 所要額内訳」の対象経費の支出予定額(E)欄に記入すること。

(削除)

③ 事業実施計画書		
医療機関名()		
1. 事業実施計画		
①アピアランスケアに関する実施体制(計画)		
	※専らアピアランスケアに関する業務に従事する者の数(人)	
	うちアピアランス支援研修を受講した者の数(人)	
	※アピアランスケアに関する業務と他業務を兼ねる者の数(人)	
	うちアピアランス支援研修を受講した者の数(人)	
②実施計画		
ア. アピアランスケアに関する院内の医療従事者に対する教育に関する計画		
	※院内研修の実施見込み回数(回)	
イ. 都道府県内におけるアピアランスケアに関する課題の抽出及び対応に関する計画		
ウ. 他の医療機関で治療を受けているがん患者からの相談にも対応できる体制整備(計画)		
2. 本事業によって得られる効果及びアピアランスケアの取組みの継続性		
	アピアランスケアに関する相談見込み件数(延べ数)	

別紙43(交付の対象3の(8)のアの(ケ))

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳									
都道府県名 ()									
種目	総事業費 (A)	収入予定額 〔寄附金その他の 取入額を含む〕 (B)	差引額 ((A) - (B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の 支出予定額 (E)	選定額 [(D)、(E)のいずれ か少ない額] (F)	国庫補助 基本額 [(C)、(F)のいずれ か少ない額] (G)	国庫補助 所要額 [(G)×補助率] (H)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 ((H) - (I)) (I)
1 助成費			0	0	0	0	0	0	0
2 事務費			0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0			0	0

(注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
2 「収入予定額(B)」欄には、実算額収入定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(I)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙42(交付の対象3の(8)のアの(ケ))

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳									
都道府県名 ()									
種目	総事業費 (A)	収入予定額 〔寄附金その他の 取入額を含む〕 (B)	差引額 ((A) - (B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の 支出予定額 (E)	選定額 [(D)、(E)のいずれ か少ない額] (F)	国庫補助 基本額 [(C)、(F)のいずれ か少ない額] (G)	国庫補助 所要額 [(G)×補助率] (H)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 ((H) - (I)) (I)
1 助成費			0	0	0	0	0	0	0
2 事務費			0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0			0	0

(注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
2 「収入予定額(B)」欄には、実算額収入定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(I)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

別紙44(交付の対象3の(8)のアの(ロ))

法人名										
女性の健康支援事業所要額内訳等及び事業実施計画書										
1 所要額内訳										
区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 (A)－(B)	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)とEの いずれか の少ない 方の額	国庫補助 基本額 (D)とFの いずれか の少ない 方の額	国庫補助 所要額 (G)×補助率	既 交 定 額	(単位:円) 差引追加 交付(一部取 消)申請額 (H-I)
女性の健康支援事業	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きの妨けは斜線を引くこと。

別紙44(交付の対象3の(8)のアの(サ))

法人名										
女性の健康支援事業所要額内訳等及び事業実施計画書										
1 所要額内訳										
区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 《(A)－(B)》	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)とEの いずれか の少ない 方の額	国庫補助 基本額 (D)とFの いずれか の少ない 方の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既 交 定 額	(単位:円) 差引追加 交付(一部取 消)申請額 (H)－(I)
女性の健康支援事業	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きの妨けは斜線を引くこと。

(削除)

別紙45(交付の対象30(8)のアのシ))

自治体名												
子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法に伴う健康管理システムの改修事業												
1 所要額内訳		(単位:円)										
区 分	経 費 事 業 費	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 予 定 額	差 引 額 (A) - (B)	差 引 額 (C)	差 引 額 (D)	対 象 経 費 の 支 出 予 定 額	選 定 額 (D)と(B)のい ず れ か 少 な い 方 の 額	国 庫 補 助 金 本 額 (C)と(B)のい ず れ か 少 な い 方 の 額	国 庫 補 助 所 要 額 (C)×(補助率)	既 交 付 決 定 額	差 引 込 加 交 付 一 般 収 入 申 請 額 (B)-(D)	
		(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法に伴う健康管理シ ステムの改修事業		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円

（注）1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(K)」欄は、交付要綱8による手続きのほかに斜線を引くこと。

(削除)

2 支出予定額内訳
子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法に伴う健康管理システムの改修事業

(単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
使 用 料 及 び 賃 借 料			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 費			
備 品 購 入 費			
負 担 金			
計			

(削除)

3 事業実施計画書	
子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法に伴う健康管理システムの改修事業	
自治体名	
事業名	
所要額	千円(積算内訳は別紙)
事業実施 予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

1 所要額内訳

(単位:円)									
総事業費	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 支出 予定額	選 定 額 (D)\(E)のいずれ か少ない額	国庫補助 基 本 額 (D)\(F)のいずれか 少ない額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申 請 額
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
2 「収入予定額」(B)欄には、実費徴収予定額も含めて計上すること。
3 「既交付決定額」(I)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(J)欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。

(新設)

※ 事業実施計画書
自治体名()
①現在実施している肺がん検診について
対象年齢: 検査手法(以下のいずれかに■): ☐ 全喫煙者に対し、胸部エックス線検査のみ実施 ☐ 全喫煙者に対し、胸部エックス線検査に加え、喀痰細胞診を実施 ☐ 胸部CT検査を実施 ☐ その他()
②胸部低線量CT検査を用いた肺がん検診の体制について
ア(令和7年度までに実施している市区町村のみ回答してください)
・対象者(年齢、喫煙歴等): ※現時点の対象者が、本事業の対象者(50~74歳、喫煙指数800以上の全喫煙者(禁煙15年以内の者を含む。))と異なる場合は、事業参加にあたって対象者を変更する予定があるか。(いずれかを■にしてください) ☐ あり(変更内容:) ☐ なし
・対象者の抽出方法:
・対象者への受診案内の方法:
・低線量CTを用いた検診を実施している場所(該当する場所を■にしてください)(複数選択可) ☐ 自身の市区町村内の検診実施機関 ☐ 自身の市区町村以外の検診実施機関 ☐ 検診車 ☐ その他()
・低線量CTを用いた検診を実施している検診実施機関数(検診車を除く): か 所
・検診車による低線量CTによる集団検診を実施している場合は、その検診を行った日数(令和7年度): 日 イ(令和8年度に検診開始を予定している市区町村のみ回答してください)
・対象者(年齢、喫煙歴等):
・対象者の抽出方法:
・対象者への受診案内の方法:
・低線量CTを用いた検診を実施予定の場所(該当する場所を■にしてください)(複数選択可) ☐ 自身の市区町村内の検診実施機関 ☐ 自身の市区町村以外の検診実施機関 ☐ 検診車 ☐ その他()
・低線量CTを用いた検診を実施している検診実施機関数(検診車を除く): か 所
・検診車による低線量CTによる集団検診を実施予定の場合は、その検診を行う予定の日数(令和8年度): 日
③実施計画について
・実施事業に基づく肺がんCT検診を実施する検診実施機関について、別添の「低線量CTを用いた新しい肺がん検診の体制構築に関する研究班」において作成された「対策型検診のための低線量CT肺がん検診マニュアル」の執筆版(以下「マニュアル」)に基づいた以下の体制整備が可能か。(可能な場合は■にしてください) ☐ 検診実施要件(検診実施機関、放射医師、診療放射線技師の基準) ☐ 放射体制 ☐ 精度管理
・運営委員会の体制(予定を含む):実施単位(都道府県、市区町村)、委員構成、会議の開催頻度:

(新設)

別紙46 (交付の対象3の(8)のアの(シ))

法人名

国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業所要額内訳等及び事業実施計画書

1 所要額内訳

区 分	(単位:円)									
	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	選定額 (D)と(E)のい れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)と(F)のい れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既決 交付額	差引追加 交付(一部取 消)申請額 (H-I)
	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円
国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業										

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱8による手続きのほかは斜線を引くこと。

(新設)

2 支出予定額内訳

国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業

(単位:円)

項 目	支出予定額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
共 済 費			
賃 金			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
備 品 購 入 費			
手 数 料			
事 業 費			
計			

(新設)

3 事業実施計画書
国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業

法人名

事業名	
所要額	千円(積算内訳は別紙)
事業実施 予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

(新設)

健康増進事業所要額内訳等及び事業実施計画書

別紙47- 1 （交付の対象3の(8)のイの(7)のa)

1. 所要額内訳

(都道府県名:)														
区分	総事業費	収入予定 額(寄付金 その他の 収入額を 含む)	差引額 (A-B))	基準額	対象経費 の支出 予定額	遡定額	都道府県 補助 基本額	都道府県 補助 所要額	都道府県 補助 予定額	国庫補助 基本額 (H)、(I) のいずれ か少ない 額	国庫補助 所要額 (J)×補 助率	既交付 決定額	差引追加 交付(一部 取消)申請 額	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	
健	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
康														
増														
進														
事														
業														
費														
1. 健 康 教 育 費														
2. 健 康 相 談 費														
3. 健 康 診 査 費														
(1)健康診査費														
(2)歯周病検査費														
(3)骨粗鬆症検査費														
(4)渡航費														
(5)健康診査実施連絡等費														
(6)肝炎ウイルス検査費 (自己負担相当額除く)														
4. 自己負担相当額 (肝炎ウイルス検査)														
5. 訪問指導費														
6. 総合的な保健推進事業														
合計(1+2+3+4+5+6)														

(注) 1 「総事業費」とは「対象経費支出予定額」をいう。
2 「既交付決定額(L)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(M)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。
3 「収入予定額(寄付金その他の収入額を含む)(B)」欄には、実費徴収予定額も含めて計上する。
4 「国庫補助所要額(J)×補助率(K)」欄において1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
5 「自己負担相当額(肝炎ウイルス検査)」は、肝炎ウイルス検査において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検査を実施する場合に、本来受診者が負担する額(3割相当)を計上する。

別紙46- 1 （交付の対象3の(8)のイの(7)のa)

1. 精算額内訳

健康増進事業精算額内訳等及び事業実施計画書

区分		総事業費	収入額(寄 付金その 他の収入 額を含む)	差引額 ((A-B))	基準額	対象経費 の実支出額	遡定額	都道府県 補助 基本額	都道府県 補助 所要額	都道府県 補助 額	国庫補助 基本額 (H)、(I) のいずれ か少ない 額	国庫補助 所要額 (J)×補 助率	国庫補助 交付 決定額	国庫補助 受入額	差引 不足額 (M)- (K)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)
健	育 費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1.	健 康 教 育 費														
2.	健 康 相 談 費														
3.	健 康 診 査 費														
増	(1)健康診査費														
	(2)歯周病検査費														
	(3)骨粗鬆症検査費														
	(4)渡航費														
事	(5)健康診査実施連絡等費														
	(6)肝炎ウイルス検査 (自己負担相当額除く)														
	4. 自己負担相当額 (肝炎ウイルス検査)														
	5. 訪問指導費														
費	6. 総合的な保健推進事業														
	合計(1+2+3+4+5+6)														

(注) 1 「総事業費」とは「対象経費の実支出額」をいう。
2 「収入額(寄付金その他の収入額を含む)(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上する。
3 「国庫補助所要額(J)×補助率(K)」欄において1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
4 「自己負担相当額(肝炎ウイルス検査)」は、肝炎ウイルス検査において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検査を実施する場合に、本来受診者が負担する額(3割相当)を計上する。

市区 町村名	保健指導										歯周病検査費		骨粗鬆症検査費		
	動機付け支援指導延人員					積極的支援指導延人員					保健指導延人員計		受診率		
	当該地域内に全で行う場合					当該地域内に全で行う場合					積極的支援延人員計		受診率		
	年度を超えて保健指導を行う場合					年度を超えて保健指導を行う場合					被保護世帯等		受診率		
	被保護世帯等					被保護世帯等					継続的支援		受診率		
	その他					その他					実績評価（了）		受診率		
〇〇市	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(F)	人	人	(M)	(N)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(H)	人	人	人	%

(小計)															
合計															
全市区町村数															
()															

市区 町村名	保健指導										歯周病検査費		骨粗鬆症検査費		
	動機付け支援指導延人員					積極的支援指導延人員					保健指導延人員計		受診率		
	当該年度内に全で行う場合					当該年度内に全で行う場合					積極的支援延人員計		受診率		
	年度を超えて保健指導を行う場合					年度を超えて保健指導を行う場合					被保護世帯等		受診率		
	被保護世帯等					被保護世帯等					継続的支援		受診率		
	その他					その他					実績評価（了）		受診率		
〇〇市	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(F)	人	人	(M)	(N)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(H)	人	人	人	%

市区町村名	(4)訪問指導費		年間訪問活動日数								合計
	対象者数	被指導 実人員数	被指導 延人員数	保健師	看護師	管理 栄養士	歯科 衛生士	理学 療法士	作業 療法士	その他	
〇〇市	人	人	人	日	日	日	日	日	日	日	日

(小計) 合計 全市区町村数 ()											

(注)「年間訪問活動日数」欄は、各職種の総活動日数を記入すること。

市区町村名	(4)訪問指導費										合計
	対象者数	被指導 実人員数	被指導 延人員数	年間訪問活動日数					作業 療法士		
				保健師	看護師	管理 栄養士	歯科 衛生士	理学 療法士			
〇〇市	人	人	人	日	日	日	日	日	日	日	

(小計) 合計 全市区町村数 ()											

(注)「年間訪問活動日数」欄は、各職種の総活動日数を記入すること。

都道府県集計シート⑥

健康増進事業費の市町村別内訳

[illegible][illegible]

都道府県集計シート⑥

健康増進事業費の市町村別内訳

[illegible]

1. 健康教育費								
2. 健康相談費								
3. 健康診査費								
(1)健康診査費								
(2)歯周疾患検診								
(3)骨粗鬆症検診								
(4)渡航費								
(5)健康診査実施連絡等								
(6)肝炎ウイルス検診 (自己負担相当額除く)								
4. 自己負担相当額 (肝炎ウイルス検診)								
5. 訪問指導費								
6. 総合的な保健推進事業								
合計(1+2+3+4+5+6)								

1. 所要額内訳

		(指定都市名:)								
区分	総事業費 (A)	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む) (B)	差引額 ((A-B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の 支出予定額 (E)	選定額 (D)、(E) のいずれか 少ない額 (F)	国庫補助 基本額 (C)、(F) のいずれか 少ない額 (G)	国庫補助 所要額 ((G)×補助 率) (H)	既交付 決定額 (I)	差引追加交 付(一部取消 申請)額 (I)-(H)-(J)= (J)
健康増進事業費										
1. 健康教育費										
2. 健康相談費										
3. 健康診査費										
(1)健康診査費										
(2)歯周病検査費										
(3)骨粗鬆症検診費										
(4)渡航費										
(5)健康診査実施連絡等費										
(6)肝炎ウイルス検診費 (自己負担相当額除く)										
4. 自己負担相当額 (肝炎ウイルス検診)										
5. 訪問指導費										
6. 総合的な保健推進事業										
合計(1+2+3+4+5+6)										

注) 1 「総事業費」とは「対象経費支出予定額」をいう。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。
3 「収入予定額(寄付金その他の収入額を含む)(B)」欄には、実費徴収予定額も含めて計上する。
4 「国庫補助所要額((G)×補助率)(H)」欄において1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
5 「自己負担相当額(肝炎ウイルス検診)」は、肝炎ウイルス検診において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検診を実施する場合に、本来受診者が負担する額に相当する額(3割相当)を計上する。

1. 所要額内訳

(指定都市名:)										
区分	総事業費 (A)	収入予定額 (寄付金その他の収入額を含む) (B)	差引額 (A-B) (C)	基準額 (D)	対象経費の 支出予定額 (E)	選定額 (D)、(E)の いずれか少 ない額 (F)	国庫補助 基本額 (C)、(F)の いずれか少 ない額 (G)	国庫補助 所要額 (G)×補助 率) (H)	既交付 決定額 (I)	差引追加交 付(一部取消 申請)額 (I)-(H)-(J)= (J)
健康増進事業費										
1. 健康教育費										
2. 健康相談費										
3. 健康診査費										
(1)健康診査費										
(2)歯周疾患検診費										
(3)骨粗鬆症検診費										
(4)渡航費										
(5)健康診査実施連絡等費										
(6)肝炎ウイルス検診費 (自己負担相当額除く)										
4. 自己負担相当額 (肝炎ウイルス検診)										
5. 訪問指導費										
6. 総合的な保健推進事業										
合計(1+2+3+4+5+6)										

注) 1 「総事業費」とは「対象経費支出予定額」をいう。
2 「既交付決定額(I)」欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額(J)」欄は、交付要綱の8による手続きのほかは斜線を引くこと。
3 「収入予定額(寄付金その他の収入額を含む)(B)」欄には、実費徴収予定額も含めて計上する。
4 「国庫補助所要額((G)×補助率)(H)」欄において1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
5 「自己負担相当額(肝炎ウイルス検診)」は、肝炎ウイルス検診において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検診を実施する場合に、本来受診者が負担する額に相当する額(3割相当)を計上する。

(3)健康診査費			(指定都市名:)		
区 分			対象者数(A) 人	実施方法別受診人員計(B) 人	受診率 (B)／(A) %
健康診査費	個別健診				
40歳以上74歳以下	被保護世帯等	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
	非課税世帯	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
	その他	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
75歳以上	被保護世帯等	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
	非課税世帯	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
	その他	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
健康診査費	集団健診				
40歳以上74歳以下	被保護世帯等	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
	非課税世帯	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
	その他	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
75歳以上	被保護世帯等	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			
	非課税世帯	基本項目のみ			
		基本項目＋詳細項目			

〈3〉健康診査費			〈指定都市名： 〉		
区 分			対象者数(A) 人	実施方法別受診人員計(B) 人	受診率 (B)／(A) %
健康診査費	個別健診				
	40歳以上74歳以下	被保護世帯等	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
		非課税世帯	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
		その他	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
	75歳以上	被保護世帯等	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
		非課税世帯	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
		その他	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
健康診査費	集団健診				
	40歳以上74歳以下	被保護世帯等	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
		非課税世帯	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
		その他	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
	75歳以上	被保護世帯等	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		
		非課税世帯	基本項目のみ		
			基本項目＋詳細項目		

区分		対象者数(A)	実施方法別受診人員計 (B)	受診率 (B)／(A) %
肝炎ウイルス検査 特定健康診査及び健 康診査と同時実施	40歳以上 で5歳刻み の者(無料 検査実施)	個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	上記以外	被保護世帯等及び非 課税世帯 個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	その他	個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	合 計			
上記以外の場合	40歳以上 で5歳刻み の者(無料 検査実施)	個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	上記以外	被保護世帯等及び非 課税世帯 個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	その他	個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	合 計			
個別勧奨事務費	40歳に達する者(特定健康診査と連携の場合)			
	40歳に達する者(連携が無い場合)			
	41歳以上(特定健康診査と連携の場合)			
	41歳以上(連携が無い場合、40歳に達する者を除き、40歳以上5歳刻みの者に対する個別勧奨に限る)			
計				
隠性者のフォローアップ実施人数				

(注) 1. 健康診査費、保健相談費、費用(薬)検査費、骨粗鬆症検査の「対象者数(A)」欄については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2」に基づき健康増進事業について(平成20年3月31日健康第0331026号)に基づき記入されたいこと。
2. 肝炎ウイルス検査の「対象者数(A)」欄については、「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検査の実施について」(平成20年3月31日健康第0331008号)に基づき記入されたいこと。
3. 指定都市にあっては、指定都市名を記入

区分		対象者数(A)	実施方法別受診人員計 (B)	受診率 (B)／(A) %
肝炎ウイルス検査 特定健康診査及び健康 診査と同時実施	40歳以上 で5歳刻み の者(無料 検査実施)	個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	上記以外	被保護世帯等及び非課 税世帯 個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	その他	個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	合 計			
上記以外の場合	40歳以上 で5歳刻み の者(無料 検査実施)	個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	上記以外	被保護世帯等及び非課 税世帯 個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	その他	個別方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
		集団方式 基本型 B型を希望しない場合 C型を希望しない場合		
	小計			
	合 計			
個別勧奨事務費	40歳に達する者(特定健康診査と連携の場合)			
	40歳に達する者(連携が無い場合)			
	41歳以上(特定健康診査と連携の場合)			
	41歳以上(連携が無い場合、40歳に達する者を除き、40歳以上5歳刻みの者に対する個別勧奨に限る)			
計				
隠性者のフォローアップ実施人数				

(注) 1. 健康診査費、保健相談費、費用(薬)検査費、骨粗鬆症検査の「対象者数(A)」欄については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2」に基づき健康増進事業について(平成20年3月31日健康第0331026号)に基づき記入されたいこと。
2. 肝炎ウイルス検査の「対象者数(A)」欄については、「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検査の実施について」(平成20年3月31日健康第0331008号)に基づき記入されたいこと。
3. 指定都市にあっては、指定都市名を記入

(4)訪問指導費		(指定都市名:)	
ア 対象者等			
対象者数(人)	被指導実人員(人)	被指導延人員(人)	
イ 訪問対象者等			
	区分	年間訪問活動日数(日)	
保健師			
看護師			
管理栄養士			
歯科衛生士			
理学療法士			
作業療法士			
その他			
計			
(注)1 「対象者数」欄については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」(平成20年3月31日健発第0331026号)に基づき把握した人数を記入すること。			
2 「年間訪問活動日数」欄は、各職種の総年間活動日数を記入すること。			

(4)訪問指導費 ア 対象者等	(指定都市名:)				
対象者数(人)	被指導実人員(人)	被指導延人員(人)			
イ 訪問対象者等					
保健師	年間訪問活動日数(日)				
看護師					
管理栄養士					
歯科衛生士					
理学療法士					
作業療法士					
計					
(注)1 「対象者数」欄については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」(平成20年3月31日健発第0331026号)に基づき把握した人数を記入すること。					
2 「年間訪問活動日数」欄は、各職種の総年間活動日数を記入すること。					

新

別紙様式第5 (略)

別紙

別紙

事業に要する経費及び国庫負担(補助)金の額

項 目	区 分	事業に要する経費	国庫負担(補助)金の額
感染症対策費	感染症予防事業費		
	感染症発生動向調査事業費		
	出入国検疫等事業費		
	(項)感染症対策費計(a)		
感染症対策費	感染症患者入院等医療費		
	(項)感染症対策費計(b)		
感染症対策費	感染症対策特別促進事業費		
	特定感染症検査等事業費		
	エイズ対策促進事業費		
	マイナンプール構築支援制度整備事業		
	感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業		
	予防接種事業デジタル化等事業(地方公共団体等)		
	(項)感染症対策費計(c)		
	感染症対策推進事業費		
感染症対策費	(項)特定疾患等対策費計(d)		
	地域保健推進事業費		
感染症対策費	地域・保健推進事業費		
	(項)地域保健対策費計(e)		
感染症対策費	地域保健危機管理対策特別事業費		
	地域保健危機管理体制推進事業費		
	(項)健康危機管理推進費計(f)		
健康増進対策費	健康的な生活習慣づくり重点化事業費		
	たばこ対策促進事業費		
	受動喫煙対策促進事業費		
	健康増進推進事業費		
	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		
	重症患者に対する低線量CTによるがん検診支援事業		
	(項)健康増進対策費計(g)		
	補助金計(h)((c)+(d)+(e)+(f)+(g))		
合計(a)+(b)+(h)			

旧

別紙様式第5 (略)

別紙

別紙

事業に要する経費及び国庫負担(補助)金の額

項 目	区 分	事業に要する経費	国庫負担(補助)金の額
感染症対策費	感染症予防事業費		
	感染症発生動向調査事業費		
	出入国検疫等事業費		
	(項)感染症対策費計(a)		
感染症対策費	感染症患者入院等医療費		
	(項)感染症対策費計(b)		
感染症対策費	感染症対策特別促進事業費		
	特定感染症検査等事業費		
	エイズ対策促進事業費		
	マイナンプール構築支援制度整備事業		
	感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業		
	予防接種事業デジタル化等事業(地方公共団体等)		
	(項)感染症対策費計(c)		
	感染症対策推進事業費		
感染症対策費	(項)特定疾患等対策費計(d)		
	地域保健推進事業費		
感染症対策費	地域・保健推進事業費		
	(項)地域保健対策費計(e)		
感染症対策費	地域保健危機管理対策特別事業費		
	地域保健危機管理体制推進事業費		
	(項)健康危機管理推進費計(f)		
健康増進対策費	健康的な生活習慣づくり重点化事業費		
	たばこ対策促進事業費		
	受動喫煙対策促進事業費		
	健康増進推進事業費		
	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		
	子宮頸がん検診におけるHPV検査単独導入に伴う健康増進システムの構築事業		
	(項)健康増進対策費計(g)		
	補助金計(h)((c)+(d)+(e)+(f)+(g))		
合計(a)+(b)+(h)			

新

別紙様式第6 (略)

別紙

別冊

事業に要する経費及び国庫負担(補助)金の額

[illegible]

別紙様式第 6 (略)

別紙

● ●

事業に要する経費及び国庫負担(補助)金の額

[illegible]

新

別紙様式第 7 ㄱ

交付要綱（実績報告） 1 2 の（1）의 A によるㄱ

旧

別紙様式第 7 ㄱ

交付要綱（実績報告） 1 2 の（1）의 A によるㄱ

別紙様式第7

番
年 月 日

厚生労働大臣殿

市区町村長

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精算総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(1) (項) 感染症対策費等負担金	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(2) (項) 特定疾患等対策費等補助金	金	円
(3) (項) 地域保健対策費等補助金	金	円
(4) (項) 健康危機管理推進費等補助金	金	円
(5) (項) 健康増進対策費等補助金	金	円

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金精算額調書（別紙1）

3 精算額内訳等及び事業実績書	
(1) 感染症予防事業	(別紙2)
(2) 感染症発生動向調査事業	(別紙3)
(3) 密入国検疫等事業	(別紙4)
(4) 感染症患者入院等医療費	(別紙5)
(5) 感染症対策特別促進事業	(別紙6)
(6) 特定感染症検査等事業	(別紙7)
(7) マイナナンバー情報連携体制整備事業	(別紙8)
(8) エイズ対策促進事業	(別紙9)
(9) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	(別紙10)
(10) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	(別紙11)
(11) 難病特別対策推進事業	(別紙12)
(12) 地域保健医療等推進事業	(別紙13)
(13) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	(別紙14)
(14) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	(別紙15)
(15) 重喫煙者に対する低線量 CT による肺がん検診実証事業	(別紙16)

4 添付書類

- (1) 令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
(2) その他参考となる資料

別紙様式第7

番
年 月 日

厚生労働大臣殿

市区町村長

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精算総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(1) (項) 感染症対策費等負担金	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(2) (項) 特定疾患等対策費等補助金	金	円
(3) (項) 地域保健対策費等補助金	金	円
(4) (項) 健康危機管理推進費等補助金	金	円
(5) (項) 健康増進対策費等補助金	金	円

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金精算額調書（別紙1）

3 精算額内訳等及び事業実績書	
(1) 感染症予防事業	(別紙2)
(2) 感染症発生動向調査事業	(別紙3)
(3) 密入国検疫等事業	(別紙4)
(4) 感染症患者入院等医療費	(別紙5)
(5) 感染症対策特別促進事業	(別紙6)
(6) 特定感染症検査等事業	(別紙7)
(7) マイナナンバー情報連携体制整備事業	(別紙8)
(8) エイズ対策促進事業	(別紙9)
(9) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	(別紙10)
(10) 予防接種事務デジタル化等事業（地方公共団体分）	(別紙11)
(11) 難病特別対策推進事業	(別紙12)
(12) 地域保健医療等推進事業	(別紙13)
(13) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	(別紙14)
(14) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	(別紙15)
(15) 子宮頸がん検診における HPV 検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業	(別紙16)

4 添付書類

- (1) 令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
(2) その他参考となる資料

別紙 2 ← 感染症予防事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙2に準じて作成すること) ←

別紙 3 ← 感染症発生動向調査事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙3に準じて作成すること) ←

別紙 4 ← 密入国検疫等事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙4に準じて作成すること) ←

別紙 5 ← 感染症患者入院等医療費精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙5に準じて作成すること) ←

別紙 6 ← 感染症対策特別促進事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙7に準じて作成すること) ←
 ただし、政令市(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区にあっては、
 感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業に係る部分を除いて
 作成すること。 ←

別紙 7 ← 特定感染症検査等事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙8に準じて作成すること) ←

別紙 8 ← マイナンバー情報連携体制整備事業精算額内訳等及び事業実績報告書
 (様式は別紙様式第9の別紙13に準じて作成すること) ←

別紙 9 ← エイズ対策促進事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙14に準じて作成すること) ←

別紙 10 ← 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業精算額内訳等及び事業実績
 報告書(様式は別紙様式第9の別紙17に準じて作成すること) ←

別紙 11 ← 予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)所要額内訳等及び事
 業実施計画書(様式は別紙様式第9の別紙22に準じて作成すること) ←

別紙 12 ← 難病特別対策推進事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙26-1に準じて作成すること) ←
 ただし、政令市(指定都市を除く。)及び特別区にあっては、難病患者地
 域支援対策推進事業についてのみを作成すること。 ←

別紙 13 ← 地域保健医療等推進事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙34に準じて作成すること) ←

別紙 14 ← 健康的な生活習慣づくり重点化事業精算額内訳等及び事業実績報告書
 (様式は別紙様式第9の別紙35-1に準じて作成すること) ←

別紙 15 ← 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業精算額内訳等及び事業
 実績報告書(様式は別紙様式第9の別紙39-38に準じて作成すること) ←

別紙 16 ← 重喫煙者に対する低線量 CT による肺がん検診実証事業(様式は別紙様式第
 9の別紙45に準じて作成すること) ←

別紙 2 ← 感染症予防事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙2に準じて作成すること) ←

別紙 3 ← 感染症発生動向調査事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙3に準じて作成すること) ←

別紙 4 ← 密入国検疫等事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙4に準じて作成すること) ←

別紙 5 ← 感染症患者入院等医療費精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙5に準じて作成すること) ←

別紙 6 ← 感染症対策特別促進事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙7に準じて作成すること) ←
 ただし、政令市(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区にあっては、
 感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業に係る部分を除いて
 作成すること。 ←

別紙 7 ← 特定感染症検査等事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙8に準じて作成すること) ←

別紙 8 ← マイナンバー情報連携体制整備事業精算額内訳等及び事業実績報告書
 (様式は別紙様式第9の別紙13に準じて作成すること) ←

別紙 9 ← エイズ対策促進事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙14に準じて作成すること) ←

別紙 10 ← 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業精算額内訳等及び事業実績
 報告書(様式は別紙様式第9の別紙18に準じて作成すること) ←

別紙 11 ← 予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)所要額内訳等及び事
 業実施計画書(様式は別紙様式第9の別紙23に準じて作成すること) ←

別紙 12 ← 難病特別対策推進事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙26-1に準じて作成すること) ←
 ただし、政令市(指定都市を除く。)及び特別区にあっては、難病患者地
 域支援対策推進事業についてのみを作成すること。 ←

別紙 13 ← 地域保健医療等推進事業精算額内訳等及び事業実績報告書 ←
 (様式は別紙様式第9の別紙33に準じて作成すること) ←

別紙 14 ← 健康的な生活習慣づくり重点化事業精算額内訳等及び事業実績報告書
 (様式は別紙様式第9の別紙34-1に準じて作成すること) ←

別紙 15 ← 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業精算額内訳等及び事業
 実績報告書(様式は別紙様式第9の別紙38に準じて作成すること) ←

別紙 16 ← 子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの
 改修事業所要額内訳等及び事業実施計画書(様式は別紙様式第9の別紙4
 5に準じて作成すること) ←

別紙1 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金精算額調書

項	目	区 分	国庫負担(補助) 基金額 (A)	国庫負担(補助) 所定額 ((A)×補助率) (B)	国庫負担(補助) 交付決定額 (C)	国庫負担(補助) 受入額 (D)	国庫負担(補助) 過不足額 ((D)-(B)) (E)	精算額 (F)
感染症対策費	感染症予防事業費等負担金	感染症予防事業費						
		感染症発生動向調査事業費						
		密入国検疫等事業費						
		(項)感染症対策費計(a)						
感染症対策費	感染症対策費負担金	感染症患者入院等医療費						
		(項)感染症対策費計(b)						
		感染症対策特別促進事業費						
		特定感染症検査等事業費						
感染症対策費	感染症対策費	EI対策促進事業費						
		マイナンバー情報連携体制整備事業						
		感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業						
		予防推進デジタル化等事業(地方公共団体分)						
感染症対策費	感染症対策費	(項)感染症対策費計(c)						
		医療特別対策推進事業費						
		(項)特定疾患等対策費計(d)						
		地域保健法事業者研修教育推進事業費						
感染症対策費	地域感染対策費	地域・職場・施設対策推進事業費						
		(項)地域保健対策費計(e)						
		地域健康危機管理体制構築推進事業費						
		地域健康危機管理体制構築特別事業費						
健康危機管理推進費	健康危機管理推進費	(項)健康危機管理推進費計(f)						
		健康的な生活習慣づくり重点化事業費						
		たばこ対策促進事業費						
		受動喫煙対策促進事業費						
健康増進対策費	健康増進対策費	結核病予防戦略事業費						
		新たなアプローチに合ったがん検診の総合支援事業						
		重症化リスクに対する低リスクがん検診の推進事業						
		(項)健康増進対策費計(g)						
補助金合計h((c)+(d)+(e)+(f)+(g))								
合計(a)+(b)+(h)								

別紙1 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金精算額調書

項	目	区 分	国庫負担(補助) 基金額 (A)	国庫負担(補助) 所定額 ((A)×補助率) (B)	国庫負担(補助) 交付決定額 (C)	国庫負担(補助) 受入額 (D)	国庫負担(補助) 過不足額 ((D)-(B)) (E)	精算額 (F)
感染症予防事業費等負担金	感染症予防事業費等負担金	感染症予防事業費						
		感染症発生動向調査事業費						
		密入国検疫等事業費						
		(項)感染症対策費計(a)						
感染症対策費負担金	感染症対策費負担金	感染症患者入院等医療費						
		(項)感染症対策費計(b)						
		感染症対策特別促進事業費						
		特定感染症検査等事業費						
感染症対策費	感染症対策費	EI対策促進事業費						
		マイナンバー情報連携体制整備事業						
		感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業						
		予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)						
特定地域感染対策費	特定地域感染対策費	(項)感染症対策費計(c)						
		医療特別対策推進事業費						
		(項)特定疾患等対策費計(d)						
		地域保健法事業者研修教育推進事業費						
地域感染対策費	地域感染対策費	地域・職場・施設対策推進事業費						
		(項)地域保健対策費計(e)						
		地域健康危機管理体制構築推進事業費						
		地域健康危機管理体制構築特別事業費						
健康危機管理推進費	健康危機管理推進費	(項)健康危機管理推進費計(f)						
		健康的な生活習慣づくり重点化事業費						
		たばこ対策促進事業費						
		受動喫煙対策促進事業費						
健康増進対策費	健康増進対策費	結核病予防戦略事業費						
		新たなアプローチに合ったがん検診の総合支援事業						
		重症化リスクに対する低リスクの検診の検診要証事業						
		(項)健康増進対策費計(g)						
補助金合計h((c)+(d)+(e)+(f)+(g))								
合計(a)+(b)+(h)								

新

別紙様式第 9 ㇏

交付要綱（実績報告） 1 2 の（2） ～（4） による㇏

旧

別紙様式第 9 ㇏

交付要綱（実績報告） 1 2 の（2）による㇏

番
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事（市長）等

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精算総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
予防接種対策費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
予防接種対策費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(2) (項) 特定疾患等対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(3) (項) 地域保健対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(4) (項) 健康危機管理推進費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(5) (項) 健康増進対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金精算額調書（別紙1）

3 精算額内訳等及び事業実績書	
(1) 感染症予防事業	（別紙2）
(2) 感染症発生動向調査事業	（別紙3）
(3) 密入国検疫等事業	（別紙4）
(4) 感染症患者入院等医療費	（別紙5）
(5) 予防接種対策事業	（別紙6）
(6) 感染症対策特別促進事業	（別紙7）
(7) 特定感染症検査等事業	（別紙8）
(8) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	（別紙9）
(9) 予防接種センター機能推進事業	（別紙10）
(10) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	（別紙11）
(11) ワクチン副反応相談体制構築事業	（別紙12-1,12-2）
(12) マイナンバー情報連携体制整備事業	（別紙13）

番
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事（市長）等

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 精算総額	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
予防接種対策費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(1) (項) 感染症対策費	金	円
感染症予防事業費等負担金	金	円
感染症医療費負担金	金	円
予防接種対策費負担金	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(2) (項) 特定疾患等対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(3) (項) 地域保健対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(4) (項) 健康危機管理推進費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円
(5) (項) 健康増進対策費	金	円
疾病予防対策事業費等補助金	金	円

2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金精算額調書（別紙1）

3 精算額内訳等及び事業実績書	
(1) 感染症予防事業	（別紙2）
(2) 感染症発生動向調査事業	（別紙3）
(3) 密入国検疫等事業	（別紙4）
(4) 感染症患者入院等医療費	（別紙5）
(5) 予防接種対策事業	（別紙6）
(6) 感染症対策特別促進事業	（別紙7）
(7) 特定感染症検査等事業	（別紙8）
(8) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	（別紙9）
(9) 予防接種センター機能推進事業	（別紙10）
(10) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	（別紙11）
(11) <u>新型コロナ</u> ワクチン副反応相談体制構築事業	（別紙12-1,12-2）
(12) マイナンバー情報連携体制整備事業	（別紙13）

(13) エイズ対策促進事業	(別紙 14) ←
(14) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	(別紙 17) ←
(15) 予防接種事務デジタル化等事業補助金（地方公共団体分）	(別紙 22) ←
<u>(16) 新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業</u>	<u>(別紙 23) ←</u>
(17) リウマチ・アレルギー特別対策事業	(別紙 24) ←
(18) 療養生活環境整備事業	(別紙 25) ←
(19) 難病特別対策推進事業	(別紙 26-1) ←
(20) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業	(別紙 27) ←
(21) 特定疾患治療研究事業	(別紙 28) ←
(22) 脳卒中・心臓病等特別対策事業	(別紙 29) ←
(23) 難病等制度推進事業	(別紙 30-1) ←
(24) 地域保健医療等推進事業	(別紙 34) ←
(25) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	(別紙 35-1) ←
(26) がん診療連携拠点病院機能強化事業	(別紙 37-1) ←
(27) 都道府県健康対策推進事業	(別紙 38) ←
(28) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	(別紙 39) ←
(29) がん検診従事者研修事業	(別紙 40-1) ←
(30) 小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	(別紙 43) ←
<u>(削除) ←</u>	
<u>(31) 重喫煙者に対する低線量 CT による肺がん検診実証事業</u>	<u>(別紙 45) ←</u>
(32) 健康増進事業	(別紙 47-1、47-2)

4 添付書類←

- (1) 令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本←
- (2) その他参考となる資料←

(13) エイズ対策促進事業	(別紙 14) ←
(14) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業	(別紙 18) ←
(15) 予防接種事務デジタル化等事業補助金（地方公共団体分）	(別紙 23) ←
<u>(新設) ←</u>	
(16) リウマチ・アレルギー特別対策事業	(別紙 24) ←
(17) 療養生活環境整備事業	(別紙 25) ←
(18) 難病特別対策推進事業	(別紙 26-1) ←
(19) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業	(別紙 27) ←
(20) 特定疾患治療研究事業	(別紙 28) ←
(21) 脳卒中・心臓病等特別対策事業	(別紙 29) ←
(22) 難病等制度推進事業	(別紙 30-1) ←
(23) 地域保健医療等推進事業	(別紙 33) ←
(24) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	(別紙 34-1) ←
(25) がん診療連携拠点病院機能強化事業	(別紙 36-1) ←
(26) 都道府県健康対策推進事業	(別紙 37) ←
(27) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	(別紙 38) ←
(28) がん検診従事者研修事業	(別紙 39-1) ←
(29) 小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	(別紙 42) ←
<u>(30) 子宮頸がん検診における HPV 検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業</u>	<u>(別紙 45) ←</u>
<u>(新設) ←</u>	
(31) 健康増進事業	(別紙 46-1、46-2)

4 添付書類←

- (1) 令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本←
- (2) その他参考となる資料←

別紙様式第 9 - 2（独立行政法人及び国立大学法人の場合）

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿

独立行政法人
国立大学法人

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算総額 金 円
(1) (項) 感染症対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
(2) (項) 特定疾患等対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
(3) (項) 健康増進対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
- 2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金精算額調書 （別紙 1 - 2）
- 3 精算額内訳等及び事業実績書
(1) 感染症臨床研究体制構築事業 (別紙 16)
(2) 難病特別対策推進事業 (別紙 26 - 2)
(3) がん診療連携拠点病院機能強化事業 (別紙 37 - 2)
(4) がんゲノム情報管理センター事業 (別紙 41)
(5) 女性の健康支援事業 (別紙 44)
(6) 国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業 (別紙 46)
- 4 添付書類
(1) 令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
(2) その他参考となる資料

別紙様式第 9 - 2（独立行政法人及び国立大学法人の場合）

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿

独立行政法人
国立大学法人

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算総額 金 円
(1) (項) 感染症対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
(2) (項) 特定疾患等対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
(3) (項) 健康増進対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
- 2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金精算額調書 （別紙 1 - 2）
- 3 精算額内訳等及び事業実績書
(1) 感染症臨床研究体制構築事業 (別紙 17)
(2) 難病特別対策推進事業 (別紙 26 - 2)
(3) がん診療連携拠点病院機能強化事業 (別紙 38 - 2)
(4) がんゲノム情報管理センター事業 (別紙 40)
(5) アピアランス支援モデル事業 (別紙 43)
(6) 女性の健康支援事業 (別紙 44)
(新設)
- 4 添付書類
(1) 令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
(2) その他参考となる資料

別紙様式第9-3（地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人以外の場合）

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿

住 所
名 称
代表者

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算総額 金 円
- （1）（項）感染症対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
- （2）（項）特定疾患等対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
- （3）（項）健康増進対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
- 2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金精算額調書（別紙1-3）
- 3 精算額内訳等及び事業実績書

（削除）

- （1）抗菌薬確保支援事業 （別紙15）
- （2）感染症臨床研究体制構築事業 （別紙16）
- （3）病原体検査体制訓練事業 （別紙18）
- （4）肝炎情報センター戦略的強化事業 （別紙19）
- （5）肝炎研究基盤整備事業 （別紙20）
- （6）全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業 （別紙21）
- （7）難病等制度推進事業 （別紙30-2）
- （8）腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業 （別紙31）
- （9）腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業 （別紙32）
- （10）腎不全医療に関する情報提供体制整備事業 （別紙33）
- （11）健康的な生活習慣づくり重点化事業 （別紙35-2）
- （12）特殊な調理に対応できる調理師研修事業 （別紙36）
- （13）がん診療連携拠点病院機能強化事業 （別紙37-2）
- （14）がん検診従事者研修事業 （別紙40-2）
- （15）希少がん診断のための病理医育成事業 （別紙42）

（削除）

4 添付書類

- （1）令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- （2）その他参考となる資料

別紙様式第9-3（地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人以外の場合）

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿

住 所
名 称
代表者

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算総額 金 円
- （1）（項）感染症対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
- （2）（項）特定疾患等対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
- （3）（項）健康増進対策費
疾病予防対策事業費等補助金 金 円
- 2 令和 年度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金精算額調書（別紙1-3）
- 3 精算額内訳等及び事業実績書

（1）公費負担医療対応システム改修事業

（別紙15）

- （2）抗菌薬確保支援事業 （別紙16）
- （3）感染症臨床研究体制構築事業 （別紙17）
- （4）病原体検査体制訓練事業 （別紙18）
- （5）肝炎情報センター戦略的強化事業 （別紙19）
- （6）肝炎研究基盤整備事業 （別紙20）
- （7）全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業 （別紙21）
- （8）難病等制度推進事業 （別紙22）
- （9）脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 （別紙30-2）
- （10）慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築
及び多職種連携モデル事業 （別紙31）

（新設）

- （11）健康的な生活習慣づくり重点化事業 （別紙34-2）
- （12）特殊な調理に対応できる調理師研修事業 （別紙35）
- （13）がん診療連携拠点病院機能強化事業 （別紙36-2）
- （14）がん検診従事者研修事業 （別紙38-2）

（15）希少がん診断のための病理医育成事業

（別紙41）

（16）アピアランス支援モデル事業

（別紙43）

4 添付書類

- （1）令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- （2）その他参考となる資料

別紙1
令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金精算額調書

(都道府県、指定都市、中核市名)							
項 目	区 分	国庫負担(補助) 基 本 額 (A)	国庫負担(補助) 所要額 ((A)×補助率) (B)	国庫負担(補助) 交付決定額 (C)	国庫負担(補助) 受入額 (D)	国庫負担(補助) 過不足額 ((D)-(B)) (E)	精算額 (F)
感染症対策費	感染症予防事業費等負担金	直接補助	感染症予防事業費				
			感染症発生動向調査事業費				
			密入国検疫等事業費				
			感染症予防事業費等負担金直接補助計(a)				
		間接補助	感染症予防事業費				
	感染症医療費		感染症予防事業費等負担金間接補助計(b)				
			感染症予防事業費等負担金計(c)(a+b)				
		直接補助	感染症患者入院等医療費				
			感染症医療費負担金計(d)				
		間接補助	予防接種事故救済給付費				
感染症対策費	感染症対策費		予防接種対策費負担金計(e)				
			負担金計(f)(c+d+e)				
	特定感染症費	直	感染症対策特別促進事業費				
			特定感染症検査等事業費				
			肝がん・重篤肝硬変治療研究促進事業				
			予防接種センター機能推進事業費				
			ワクチン副反応相談体制構築事業				
			マイナンバー情報連携体制整備事業				
			エイズ対策促進事業費				
			感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業				
			予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)				
			新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業				
特定感染症費	特定感染症費	直	感染症対策費計(g)				
			リウマチ・アレルギー特別対策事業費				
			療養生活環境整備事業				
			難病特別対策推進事業費				
			慢性腎臓病(CKD)特別対策事業				
			特定疾患治療研究事業				
			脳卒中・心臓病等病特別対策事業				
			難病等制炭推進事業				

別紙1
令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金精算額調書

(都道府県、指定都市、中核市名)							
項 目	区 分	国庫負担(補助) 基 本 額 (A)	国庫負担(補助) 所要額 ((A)×補助率) (B)	国庫負担(補助) 交付決定額 (C)	国庫負担(補助) 受入額 (D)	国庫負担(補助) 過不足額 ((D)-(B)) (E)	精算額 (F)
感染症対策費	感染症予防事業費等負担金	直接補助	感染症予防事業費				
			感染症発生動向調査事業費				
			密入国検疫等事業費				
			感染症予防事業費等負担金直接補助計(a)				
		間接補助	感染症予防事業費				
	感染症医療費		感染症予防事業費等負担金間接補助計(b)				
			感染症予防事業費等負担金計(c)(a+b)				
		直接補助	感染症患者入院等医療費				
			感染症医療費負担金計(d)				
		間接補助	予防接種事故救済給付費				
感染症対策費	感染症対策費		予防接種対策費負担金計(e)				
			負担金計(f)(c+d+e)				
	特定感染症費	直	感染症対策特別促進事業費				
			特定感染症検査等事業費				
			肝がん・重篤肝硬変治療研究促進事業				
			予防接種センター機能推進事業費				
			新型コロナウイルスワクチン副反応相談体制構築事業				
			マイナンバー情報連携体制整備事業				
			エイズ対策促進事業費				
			感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業				
			感染症対策費計(g)				
			リウマチ・アレルギー特別対策事業費				
特定感染症費	特定感染症費	直	療養生活環境整備事業				
			難病特別対策推進事業費				
			慢性腎臓病(CKD)特別対策事業				
			特定疾患治療研究事業				
			脳卒中・心臓病等病特別対策事業				
			難病等制炭推進事業				

地域 域対 保策 費	健康 増進 対策 費	疾病予 防対策 事業費 等補助 金	補 助	地域保健従事者現任教育推進事業費							
				地域・圏域連携推進事業費							
				地域保健対策費計(i)							
				地域健康危機管理体制推進事業費							
				地域健康危機管理対策特別事業費							
				健康危機管理推進費計(j)							
				健康的な生活習慣づくり重点化事業費							
				たばこ対策促進事業費							
				受動喫煙対策促進事業							
				糖尿病予防戦略事業							
健康増進 対策費	健康増進 対策費	健康増進 対策費	健康増進 対策費	がん診療連携拠点病院機能強化事業費							
				都道府県健康対策推進事業							
				新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業							
				がん検診従事者研修事業費							
				小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業							
				健康増進事業							
				喫煙者に対する低線量OTによる肺がん検診実証事業							
				健康増進対策費計(k)							
				疾病予防対策事業費等補助金直接補助計(l)(g+h+i+j+k)							
				ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費							
感染症 対策費	感染症 対策費	感染症 対策費	感染症 対策費	予防接種事故発生調査費							
				感染症対策費計(m)							
				難病特別対策推進事業費							
				特定疾患等対策費計(n)							
				がん診療連携拠点病院機能強化事業費							
				健康増進事業							
				〈削除〉							
				〈削除〉							
				健康増進対策費計(o)							
				疾病予防対策事業費等補助金間接補助計(p)(m+n+o)							
健康増進 対策費	健康増進 対策費	健康増進 対策費	健康増進 対策費	感染症対策費計(q)(e+m)							
				特定疾患等対策費計(r)(h+n)							
				地域保健対策費計(s)(g)							
				健康危機管理推進費計(t)(g)							
				健康増進対策費計(u)(k+o)							
				疾病予防対策事業費等補助金計(v)(q+r+s+t+u)							
				合計(w)(t+v)							

(注) 1 本調書(「格算額」(F)欄を除く。)は、別紙2から別紙4Zの区分欄の金額と一致すること。

地域 域対 保策 費	健康 増進 対策 費	疾病予 防対策 事業費 等補助 金	補 助	地域保健従事者現任教育推進事業費							
				地域・圏域連携推進事業費							
				地域保健対策費計(i)							
				地域健康危機管理体制推進事業費							
				地域健康危機管理対策特別事業費							
				健康危機管理推進費計(j)							
				健康的な生活習慣づくり重点化事業費							
				たばこ対策促進事業費							
				受動喫煙対策促進事業							
				糖尿病予防戦略事業							
健康増進 対策費	健康増進 対策費	健康増進 対策費	健康増進 対策費	がん診療連携拠点病院機能強化事業費							
				都道府県健康対策推進事業							
				新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業							
				がん検診従事者研修事業費							
				小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業							
				健康増進事業							
				〈新規〉							
				健康増進対策費計(k)							
				疾病予防対策事業費等補助金直接補助計(l)(g+h+i+j+k)							
				ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費							
感染症 対策費	感染症 対策費	感染症 対策費	感染症 対策費	予防接種事故発生調査費							
				感染症対策費計(m)							
				難病特別対策推進事業費							
				特定疾患等対策費計(n)							
				がん診療連携拠点病院機能強化事業費							
				健康増進事業							
				健(検)診結果の利活用に向けた情報機連化整備事業							
				子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業							
				健康増進対策費計(o)							
				疾病予防対策事業費等補助金間接補助計(p)(m+n+o)							
健康増進 対策費	健康増進 対策費	健康増進 対策費	健康増進 対策費	感染症対策費計(q)(e+m)							
				特定疾患等対策費計(r)(h+n)							
				地域保健対策費計(s)(g)							
				健康危機管理推進費計(t)(g)							
				健康増進対策費計(u)(k+o)							
				疾病予防対策事業費等補助金計(v)(q+r+s+t+u)							
				合計(w)(t+v)							

(注) 1 本調書(「格算額」(F)欄を除く。)は、別紙2から別紙4Sの区分欄の金額と一致すること。

別紙1-2

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金精算額調書

(法人名、医療機関名)

項	区 分	国庫補助 基本額 (A)	国庫補助 所要額 ((A)×補助率) (B)	国庫補助 交付決定額 (C)	国庫補助 受入額 (D)	国庫補助 過不足額 ((D)-(B)) (E)	精算額 (F)
感染症対策費	感染症臨床研究体制構築事業						
	感染症対策費計(a)						
特定疾患等対策費	難病特別対策推進事業						
	特定疾患等対策費計(b)						
健康増進対策費	がん診療連携拠点病院機能強化事業						
	がんゲノム情報管理センター事業						
	(新設)						
	女性の健康支援事業						
	国民皆保険制度充実オンラインシステム化推進事業						
	健康増進対策費計(c)						
疾病予防対策事業費等補助金計(a)+(b)+(c)							

(注)1 本調書は、別紙15、別紙26-2、別紙27-2、別紙41、別紙44及び別紙45の精算額内訳の金額と一致するものである。

別紙1-2

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金精算額調書

(法人名、医療機関名)

項	区 分	国庫補助 基本額 (A)	国庫補助 所要額 ((A)×補助率) (B)	国庫補助 交付決定額 (C)	国庫補助 受入額 (D)	国庫補助 過不足額 ((D)-(B)) (E)	精算額 (F)
感染症対策費	感染症臨床研究体制構築事業						
	感染症対策費計(a)						
特定疾患等対策費	難病特別対策推進事業						
	特定疾患等対策費計(b)						
健康増進対策費	がん診療連携拠点病院機能強化事業						
	がんゲノム情報管理センター事業						
	アドバランス支援モデル事業						
	女性の健康支援事業						
	(新設)						
	健康増進対策費計(c)						
疾病予防対策事業費等補助金計(a)+(b)+(c)							

(注)1 本調書は、別紙17、別紙26-2、別紙35-2、別紙40、別紙43及び別紙44の精算額内訳の金額と一致するものである。

別紙 1 - 3

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金精算額調書

(法人名、医療機関名)

項	区 分	国庫補助 基本額 (A)	国庫補助 所費額 ((A)×補助率) (B)	国庫補助 交付決定額 (C)	国庫補助 受入額 (D)	国庫補助 過不足額 ((D)-(B)) (E)	精算額 (F)
感染症対策費	(削除)						
	抗菌薬確保支援事業						
	感染症臨床研究体制構築事業						
	病原体検査体制訓練事業						
	肝炎情報センター戦略的強化事業						
	肝炎研究基盤整備事業						
	全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業						
感 染 症 対 策 費 計 (a)							

別紙 1 - 3

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金精算額調書

(法人名、医療機関名)

項	区 分	国庫補助 基本額 (A)	国庫補助 所費額 ((A)×補助率) (B)	国庫補助 交付決定額 (C)	国庫補助 受入額 (D)	国庫補助 過不足額 ((D)-(B)) (E)	精算額 (F)
感染症対策費	公費負担医療対応システム改修事業						
	抗菌薬確保支援事業						
	感染症臨床研究体制構築事業						
	病原体検査体制訓練事業						
	肝炎情報センター戦略的強化事業						
	肝炎研究基盤整備事業						
	全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業						
感 染 症 対 策 費 計 (a)							

感 染 症 対 策 費 計(a)							
特定感染症等対策費	感染症対策推進事業						
	新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策支援事業						
	新型コロナウイルス感染症の予防対策に関する感染症対策推進事業						
	新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策推進事業						
特 定 規 則 等 対 策 費 計(b)							
特定感染症等対策費	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
感染症対策推進費計(c)							
感染症対策推進費計(a)+(b)+(c)							

[注] 1 本欄書は、別添16、別添18、別添19、別添20、別添21、別添22、別添23、別添24、別添25、別添26、別添27、別添28、別添29、別添30、別添31、別添32、別添33、別添34、別添35、別添36、別添37、別添38、別添39、別添40、別添41、別添42の欄算額内訳の金額と一致するものであること。

感 染 症 対 策 費 計(a)							
特定感染症等対策費	感染症対策推進事業						
	新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策支援事業						
	新型コロナウイルス感染症の予防対策に関する感染症対策推進事業						
	新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策推進事業						
特 定 規 則 等 対 策 費 計(b)							
特定感染症等対策費	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
	感染症対策推進事業						
感染症対策推進費計(c)							
感染症対策推進費計(a)+(b)+(c)							

[注] 1 本欄書は、別添16、別添18、別添19、別添20、別添21、別添22、別添23、別添24、別添25、別添26、別添27、別添28、別添29、別添30、別添31、別添32、別添33、別添34、別添35、別添36、別添37、別添38、別添39、別添40、別添41、別添42の欄算額内訳の金額と一致するものであること。

別紙12-1(交付の対象30(4)の7の(カ))

自治体名

ワグチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

1 精算額内訳

(単位:円)										
区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出額	還定額 (D)とEのいずれ れか少ない方 の額	国庫補助 差本額 (C)とFのいずれ れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交定額	差引追加 交付(一審取 消申請額 (H)-D)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
ワグチン副反応相談体制構築事業 (都道府県設置副反応相談コールセンター)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注意)
「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

別紙12-1(交付の対象30(4)の7の(カ))

自治体名

新型コロナウイルスワグチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

1 精算額内訳

(単位:円)										
区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出額	還定額 (D)とEのいずれ れか少ない方 の額	国庫補助 差本額 (C)とFのいずれ れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	既交定額	差引追加 交付(一審取 消申請額 (H)-D)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
新型コロナウイルスワグチン副反応相談体制構築事業 (都道府県設置副反応相談コールセンター)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注意)
「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

2 実支出額内訳

ワクチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

(単位:円)

項 目	実支出額	積算内訳	備 考
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
賃金			
報償費			
役務費			
通信運搬費			
手数料			
保険料			
保管料			
広告料			
委託費			
計			

2 実支出額内訳

新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

(単位:円)

項 目	実支出額	積算内訳	備 考
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
賃金			
報償費			
役務費			
通信運搬費			
手数料			
保険料			
保管料			
広告料			
委託費			
計			

3 事業実施報告書

ワクチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

自治体名

事業名	
精算額	千円(精算内訳は別紙)
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

3 事業実施報告書

新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業(都道府県設置副反応相談コールセンター)

自治体名

事業名	
精算額	千円(精算内訳は別紙)
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

別紙12-2(交付の対象3の(4)のアの(カ))

自治体名

ワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

1 精算額内訳

区 分	(単位:円)									
	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の受支出 額	選定額 (D)と(B)のいず れか少ない方の 額	国庫補助 基本額 (C)と(F)のいず れか少ない方の 額	国庫補助 所要額 (D)×補助率	既 決 額	差引追加 交付に係る 額申請額 (H-I)
ワクチン副反応相談体制構築事業 (副反応相談協力医療機関)	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円

(注意)
「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

別紙12-2(交付の対象3の(4)のアの(カ))

自治体名

新型コロナウイルスワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

1 精算額内訳

区 分	(単位:円)									
	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の受支出 額	選定額 (D)と(B)のいず れか少ない方の 額	国庫補助 基本額 (C)と(F)のいず れか少ない方の 額	国庫補助 所要額 (D)×補助率	既 決 額	差引追加 交付に係る 額申請額 (H-I)
新型コロナウイルスワクチン副反応相談体制構築事業 (副反応相談協力医療機関)	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円

(注意)
「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

2 実支出額内訳

ワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

(単位:円)

項 目	実支出額	積算内訳	備 考
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
賃金			
報償費			
役務費			
通信運搬費			
手数料			
保険料			
保管料			
広告料			
委託費			
計			

2 実支出額内訳

新型コロナウイルスワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

(単位:円)

項 目	実支出額	積算内訳	備 考
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
賃金			
報償費			
役務費			
通信運搬費			
手数料			
保険料			
保管料			
広告料			
委託費			
計			

3 事業実施報告書

ワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

自治体名

事業名	
精算額	千円(精算内訳は別紙)
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

3 事業実施報告書

新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業(副反応相談協力医療機関)

自治体名

事業名	
精算額	千円(精算内訳は別紙)
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

別紙14 1シート （略）
別紙14 2-1シート

2 エイズ対策促進事業実支出額内訳

経 費 区 分	実 支 出 額	積 算 内 訳
	円	
報 酬		
給 料		
職 員 手 当 等		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
委 託 費		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
負 担 金		
計		

① 合計額を対象経費の実支出額(E)欄に記入すること。

② 「3-1 エイズ対策促進事業実績書」の事業種別ごとに別業とすること。

別紙14 1シート （略）
別紙14 2シート

2 エイズ対策促進事業実支出額内訳

経 費 区 分	実 支 出 額	積 算 内 訳
	円	
報 酬		
給 料		
職 員 手 当 等		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
委 託 費		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
負 担 金		
計		

① 合計額を対象経費の実支出額(E)欄に記入すること。

② 「3-1 エイズ対策促進事業実績書」及び「3-2 地方ブロックエイズ対策促進事業実績書」の事業種別ごとに別業とすること。

2 地方ブロックエイズ対策促進事業実支出額内訳

経 費 区 分	実 支 出 額	積 算 内 訳
報 酬	円	
給 料		
職 員 手 当 等		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
委 託 費		
使用料及び賃借料		
備 品 購 入 費		
負 担 金		
補 助 及 び 交 付 金		
計		

※1) 合計額を対象経費の実支出額(E)欄に記入すること。
※2)「3-2 地方ブロックエイズ対策促進事業実績書」の事業種別ごとに別集とすること。

(新設)

(削除)

別紙15 (交付の対象3の(4)の7の(7))

法人名
公費負担医療対応システム改修事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳

区 分	総事業費 (A)	委託金その他の 収入額 (B)	差 引 額 ((A)-(B)) (C)	基 準 額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	課 定 額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額 (F)	国庫補助金 本額 (G)と(F) のいずれか少ない 方の額 (G)	国庫補助 所要額 ((G)×補助 率) (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入額 (J)	(単位:円) 差引過不足額 (I)-(J) (K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
公費負担医療対応システム改修事業											

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(備式は、別紙様式40の別紙15の2に準じて作成すること。)
3 事業実績書(備式は、別紙様式40の別紙15の3に準じて作成すること。)

(削除)

2 実支出額内訳

公費負担医療対応システム改修事業

(単位:円)

項 目	支出済額	積算内訳	備 考
使用料及び賃借料			
需用費			
役務費			
委託費			
備品購入費			
計			

(削除)

3 実績報告書
公費負担医療対応システム改修事業

法人名 _____

事業名	
実績額	千円(積算内訳は別紙)
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

別紙15(交付の対象3の(4)の7の(ケ))

抗菌薬確保支援事業 精算額内訳等及び事業実績書

法人名

1 精算額内訳

区 分	(単位:円)										
	基準額	基準額から対象薬剤の売上実績額を減じた額	寄附金その他の収入額	差引額 (B)-(C)	差 定 額 (A)Dのうち、いずれか少ない額	検討会における適正性評価による調整率	国庫補助基本額 (E)×(F)×補助率	国庫補助所要額 (H)=(G)	国庫補助交付決定額	国庫補助受入額	差引通(△)不足額 (J-H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
抗菌薬確保支援事業	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円

(注) 1 「国庫補助所要額(G)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「検討会における適正性評価による調整率(F)」欄には、「抗微生物薬の市場ハセンティブに関する検討会」における評価に基づく率を記載すること。

別紙16(交付の対象3の(4)の7の(コ))

抗菌薬確保支援事業 精算額内訳等及び事業実績書

法人名

1 精算額内訳

区 分	(単位:円)										
	基 準 額	基準額から対象薬剤の売上実績額を差し引いた額	寄附金その他収入額	差引額 (B)-(C)	送 定 額 (A)Dのいずれか少ない額	検討会における適正性評価による調整率	国庫補助 基 本 額 (E)×(F)×補助率	国庫補助 所 要 額 (H)=(G)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受 入 額	差引通(△) 不足額 (J-K)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
抗菌薬確保支援事業	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円

(注) 1 「国庫補助所要額(G)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「検討会における適正性評価による調整率(F)」欄には、「抗微生物薬の市場ハセンティブに関する検討会」における評価に基づく率を記載すること。

別紙16 (交付の対象3の(4)のアの(コ))

医療機関名

感染症臨床研究体制構築事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差 引 額 (A)-(B)	基 準 額	対象経費の 実 支 出 額	選 定 額 (D)と(E)のい ずれか少ない方 の額	国庫補助基 本 額 (C)と(F) のいずれか少な い方の額	国庫補助 所 要 額 (G)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受 入 額	差引過(△) 不足額 (D)-(H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
感染症臨床研究体制構築事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)欄」に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙16の2)に準じて作成すること。
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙16の3)に準じて作成すること。)

別紙17 (交付の対象3の(4)の7の(サ))

医療機関名

感染症臨床研究体制構築事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差 引 額 (A)-(B)	基 準 額	対象経費の 実 支 出 額	選 定 額 (D)と(E)のい ずれか少ない方 の額	国庫補助基 本 額 (C)と(F) のいずれか少な い方の額	国庫補助 所 要 額 (G)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受 入 額	差引過(△) 不足額 (D)-(H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
感染症臨床研究体制構築事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)欄」に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙17の2)に準じて作成すること。
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙17の3)に準じて作成すること。)

1 精算額内訳

区 分	総事業費	収入額 （交付その他の収入額を含む）	差引額 （（A）-（B））	基準額	対象経費 の算出額	選定額 （（D）、（E）いずれか 少ない額）	国庫負担 （補助） 基本額 （（C）、（F）いずれか少ない額）	国庫負担 （補助） 所要額 （（D）×補助率）	国庫負担 （補助） 交付決定額	受入額	差引過 不足額 （（J）-（B）） （K）
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）	（K）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
感染症危機管理 リーダーシップ 人材育成事業											
（1）感染症危機管 理リーダーシップ人 材育成事業											
（2）予防計画訓練 等事業				639,000							
計											

（注） 1 「国庫負担（補助）所要額」（H）欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「収入額」（B）欄には、実費徴収額も含めて計上すること。
3 「選定額」（F）欄には、（D）欄と（E）欄のいずれか少ない額を計上すること。

1 精算額内訳

区 分	総事業費	収入額 （交付その他の収入額を含む）	差引額 （（A）-（B））	基準額	対象経費 の算出額	選定額 （（D）、（E）いずれか 少ない額）	国庫負担 （補助） 基本額 （（C）、（F）いずれか少ない額）	国庫負担 （補助） 所要額 （（D）×補助率）	国庫負担 （補助） 交付決定額	受入額	差引過 不足額 （（J）-（H）） （K）
	（A）	（B）	（C）	（D）	（E）	（F）	（G）	（H）	（I）	（J）	（K）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
感染症危機管理 リーダーシップ 人材育成事業											
（1）感染症危機管理 リーダーシップ人材育 成事業											
（2）予防計画訓練等 事業				642,000							
計											

（注） 1 「国庫負担（補助）所要額」（H）欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「収入額」（B）欄には、実費徴収額も含めて計上すること。
3 「選定額」（F）欄には、（D）欄と（E）欄のいずれか少ない額を計上すること。

2 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業実支出額内訳書			
（１）感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業			
経費区分	支出済額	積算内訳	備 考
	円		
諸 謝 金			
貨 金			
報 酬			
給 料			
職員手当等			
旅費			
役 務 費			
委 託 料			
負 担 金			
計			

（２）予防計画訓練等事業			
経費区分	支出済額	積算内訳	備 考
	円		
諸 謝 金			開催回数 ○○回
貨 金			開催期間 延○○日
報 酬			研修人員 延○○人
給 料			
職員手当等			
旅費			
需 用 費			
消耗品費			
燃料費			
印刷製本費			
光熱水費			
医薬資材費			
役 務 費			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
負 担 金			
計			

注）備考欄には開催回数、開催期間、研修人員を記入すること。

2 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業実支出額内訳書			
（１）感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業			
経費区分	支出済額	積算内訳	備 考
	円		
諸 謝 金			
貨 金			
報 酬			
給 料			
職員手当等			
国内旅費			
役 務 費			
委 託 料			
負 担 金			
計			

（２）予防計画訓練等事業			
経費区分	支出済額	積算内訳	備 考
	円		
諸 謝 金			開催回数 ○○回
貨 金			開催期間 延○○日
報 酬			研修人員 延○○人
給 料			
職員手当等			
国内旅費			
需 用 費			
消耗品費			
燃料費			
印刷製本費			
光熱水費			
医薬資材費			
役 務 費			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
負 担 金			
計			

注）備考欄には開催回数、開催期間、研修人員を記入すること。

別紙18(交付の対象3の(4)の7の(シ))

国立健康危機管理研究機構											
病原体検査体制訓練事業精算額内訳等及び事業実績書											
1 精算額内訳											
区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 実支出額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助基 本額(C)と(F) のいずれか少 ない方の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引通 不足額 (J)-(H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
病原体検査体制訓練事業											

(注) 1 「国庫補助所要額(H)欄」に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙18の2に準じて作成すること。)

3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙18の3に準じて作成すること。)

別紙19(交付の対象3の(4)の7の(ス))

国立健康危機管理研究機構											
病原体検査体制訓練事業精算額内訳等及び事業実績書											
1 精算額内訳											
区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 実支出額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助基 本額(C)と(F) のいずれか少 ない方の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引通 不足額 (J)-(H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
病原体検査体制訓練事業											

(注) 1 「国庫補助所要額(H)欄」に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙19の2に準じて作成すること。)

3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙19の3に準じて作成すること。)

支出済額内訳シート

事業実績報告～実績報告⑥シート (略)

[illegible]

①～⑤、⑩の事業の合計がそれぞれ「精製銅内訳」の「許容値」を「基準」点前等で「事業」と一致すること。

※⑥～⑨、⑪の事業の合計がそれぞれ「精製銅内訳」の「許容値」を「基準」点前等で「事業」と一致すること。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

事業実績報告～実績報告⑥シート (略)

[illegible]

※①～⑥、⑩の事業の合計、⑥～⑩、⑫の事業の合計がそれぞれ「1 精算部内記の「肝表情報ゼンター」で「行事業」「選定拠点病院等で行事業」と一致すること。

※⑥～⑩ ⑫の事業の精算部内記については「4 肝表事業精算部内記」参照。また、報告区分表に別添付表を添付する。

別紙21(交付の対象3の(4)の7の(イ))

1 精算額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他 の取入額 (B)	差引額 (A)-(B)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額 (F)	国庫補助金 の本額(①)とF のいずれか少ない 方の額 (G)	国庫補助 所要額 (G)×補助 率 (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入額 (J)	(単位:円) 差引過不足額 (I)-(H)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業											

- 〈注〉1 「国庫補助所要額(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙21の2に準じて作成すること。)
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙21の3に準じて作成すること。)

別紙22(交付の対象3の(4)の7の(イ))

1 精算額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄付金その他 の取入額 (B)	差引額 (A)-(B)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額 (F)	国庫補助金 の本額(①)とF のいずれか少ない 方の額 (G)	国庫補助 所要額 (G)×補助 率 (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入額 (J)	(単位:円) 差引過不足額 (I)-(H)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
全国医療情報プラットフォーム連携基盤調査事業											

- 〈注〉1 「国庫補助所要額(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙22の2に準じて作成すること。)
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙22の3に準じて作成すること。)

別紙22(交付の対象30(4)の7の(タ))

自治体名
予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)

1 積算額内訳

(単位:円)										
区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出額	選定額 (D)×(B)のいず れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)×(F)のいず れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 [(D)×補助率]	既 決 交 付 額	差引追加 交付[一般取 組]申請額 [(H)-(I)]
予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円

〈注〉国庫補助所要額(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

別紙22(交付の対象30(4)の7の(チ))

自治体名
予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)

1 積算額内訳

(単位:円)										
区 分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費 の支出額	選定額 (D)×(B)のいず れか少ない方 の額	国庫補助 基本額 (C)×(F)のいず れか少ない方 の額	国庫補助 所要額 [(D)×補助率]	既 決 交 付 額	差引追加 交付[一般取 組]申請額 [(H)-(I)]
予防接種事務デジタル化等事業(地方公共団体分)	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円

〈注〉国庫補助所要額(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

別紙23（交付の対象3の（4）のアの（チ））										都道府県名	
新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業 精算額内訳及び事業実績報告書											
1 精算額内訳											
区 分	総事業費	助付金 その他の 収入額	差引額 （(A)-(B)）	差増額	対象経費の 実支出額	選定額 （(D)と(E)のい ずれか少ないの額）	国庫補助基本額 （(C)と(F)のい ずれか少ないの額）	国庫補助所要額 （(G)×補助率）	国庫補助 交付決定額	国庫補助受入額	差引額（△） 不足額 （(J)-(H)）
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
新型コロナウイルス感染症 患者等に対する公費支援事 業											
〔注〕 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。											

(新設)

2 支出済額内訳

支払月	支出済額						備考
	支払基金分 ①		国保連合会分 ②		合計 ①+②		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
	件	円	件	円	件	円	
4月支払分							
5月支払分							
6月支払分							
7月支払分							
8月支払分							
9月支払分							
10月支払分							
11月支払分							
12月支払分							
1月支払分							
2月支払分							
3月支払分							
年度計							

（注） 過誤調整等により保険医療機関等から返還された返還金がある場合には、保険医療機関等に支払った支払額と当該返還金を相殺した金額を記載すること。

(新設)

別紙24～28 （略）
別紙29 1 積算内訳シート （略）

2 支出額内訳シート （略）

別紙24～28 （略）
別紙29 1 積算内訳シート （略）

2 支出額内訳シート （略）

3 事業実績シート

3 事業実績書				
都道府県名：				
1. 事業内容				
（1）都道府県循環器病対策推進事業				
事業名				
支出額				円
事業内容				
（2）循環器病医療提供体制の促進等に資する事業				
事業名				
支出額				円
医師等への研修・会議の実施回数				回
事業内容				
（3）循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業				
事業名				
支出額				円
地域住民向け普及啓発に資するもの（市民公開講座等）の実施回数				回
事業内容				

3 事業実績シート

3 事業実績書

都道府県名			
事業名		事業区分	
支出額	円		
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
事業内容	1 ページ		
事業実施における効果			

※ 1. 本表は事業ごとに作成すること。
2. 事業区分欄については、次の事業に該当する番号を記入すること。
①都道府県循環器病対策推進事業
②循環器病医療提供体制の促進等に資する事業
③循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
④循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業
⑤循環器病の相談に資する事業
⑥循環器病対策に資する多職種連携推進事業
⑦脳卒中・心臓病等総合支援センター事業
3. 事業内容及び事業実施における効果については具体的に記載すること。

（４）循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業

事業名	
支出額	円
事業内容	

（５）循環器病の相談に資する事業

事業名	
支出額	円
相談件数（延べ）	件
事業内容	

（６）循環器病対策に資する多職種連携推進事業

事業名	
支出額	円
事業内容	

3 事業実績書

都道府県名

事業名		事業区分	
支出額	円		
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
事業内容	1 ページ		
事業実施における効果			

※ 1. 本表は事業ごとに作成すること。
2. 事業区分欄については、次の事業に該当する番号を記入すること。
①都道府県循環器病対策推進事業
②循環器病医療提供体制の促進等に資する事業
③循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
④循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業
⑤循環器病の相談に資する事業
⑥循環器病対策に資する多職種連携推進事業
⑦脳卒中・心臓病等総合支援センター事業
3. 事業内容及び事業実施における効果については具体的に記載すること。

（７）脳卒中・心臓病等総合支援センター事業			
事業名			
支出額		円	
医師等への研修実施回数		回	
地域住民向け普及啓発 （市民公開講座等）の実施回数		回	
相談件数（延べ）		件	
事業内容			
2. 事業実施期間			
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
3. 事業実施における効果			
事業実施における効果			
※事業内容及び事業実施における効果については具体的に記載すること。			

3 事業実績書

都道府県名			
事業名		事業区分	
支出額	円		
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
事業内容	1 ページ		
事業実施における効果			

- ※ 1. 本表は事業ごとに作成すること。
2. 事業区分欄については、次の事業に該当する番号を記入すること。
①都道府県循環器病対策推進事業
②循環器病医療提供体制の促進等に資する事業
③循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業
④循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業
⑤循環器病の相談に資する事業
⑥循環器病対策に資する多職種連携推進事業
⑦脳卒中・心臓病等総合支援センター事業
3. 事業内容及び事業実施における効果については具体的に記載すること。

別紙31(交付の対象3の(5)のウ)

腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業実績報告書

法人名・医療機関名()

1 精算額内訳

総事業費	収入額 〔寄付金その他の 収入額を含む〕	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 実支出額	選定額 〔(D)(E)のいずれ か少ない額〕	国庫補助 基本額 〔(C)(F)のいずれか 少ない額〕	国庫補助 所要額 〔(G)×補助率〕	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引通(△) 不足額 ((J)-(H))
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切捨てること。
2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

(新設)

2 支出済額内訳

法人名・医療機関名()

腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業

経 費 区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
諸謝金	円	
旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
会議費		
賃金		
保険料		
子ども子育て拠出金		
雑役務費		
委託費		
合 計		

(注) 合計額を「1 精算額内訳」の対象経費の実支出額(E) 欄に記入すること。

(新設)

3 事業実績報告書

法人名・医療機関名()

当該事業の実績報告及び効果

① 事業の実施体制

② 事業実績

1. 研修資材・啓発資材の作成

2. 研修会の開催

3. 説明資材（パンフレット等）の作成

(新設)

4. 全国を対象とした腎不全緩和ケアの実施状況等に係る調査

5. 作成した資材に係る、持続可能性を考慮した長期的な計画（既存の制度に組み込むなど）

6. ワーキンググループの設置・開催

④ 補助によって得られた成果

（新設）

(削除)

別紙31(交付の対象3の(5)のク)

脳卒中・心臓病第3総合支援センターモデル事業積算額内訳等及び事業業績報告書

送人名・医療機関名()

「精算額内訳」

	(単位:円)
総事業費	
収入額 〔寄付金その他の収入額を含む〕	(A) - (B)
差引額 $((A)-(B))$	(C)
基準額	(D)
対象経費の 実支出額	(E)
選定額 〔(D)\(E\)のいずれか少ない額〕 〔(C)\(F\)のいずれか少ない額〕	(F)
国庫補助 基本額	(G)
国庫補助 所要額 [(G)×補助率]	(H)
国庫補助 交付決定額	(I)
国庫補助 受入額	(J)
差引過(△) 不足額 $((J)-(H))$	(K)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。

②「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

(削除)

2 支出済額内訳		
法人名・医療機関名()		
脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業		
経 費 区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
諸謝金	円	
旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
会議費		
賃金		
保険料		
子ども子育て拠出金		
雑役務費		
委託費		
合 計		
(注)合計額を「1 精算額内訳」の対象経費の実支出額(円)欄に記入すること。		

(削除)

① 総合支援における実施体制
② 実績報告
ア. 循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置
イ. 地域住民を対象とした循環器病について、予防に関する内容も含めた情報提供、普及啓発
ウ. 地域の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修会、勉強会等の開催
エ. 相談支援を効率的に行う、資料（パンフレットなど）の開発・提供
オ. その他、総合支援を効率的に行うために実施した内容
カ. 補助によって得られた効果

別紙32 (交付の対象3の(5)のケ)

腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業 実績報告書

法人名・医療機関名 ()

1 精算額内訳

(単位:円)

総事業費	収入額 (寄付金その他の 取入額を含む)	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 実支出額	選 定 額 (D)、(E)のい ずれか、少ない額	国庫補助 基 本 額 (G)、(F)のい ずれか、少ない額	国庫補助 所要額 (G)×補助率	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引過(△) 不足額 (ω)-(H)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)

(注)

1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。

2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

(新設)

2 支出済額内訳

法人名・医療機関名()

腎不全患者の在宅医療等に関する医療連携体制モデル事業

経 費 区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
報償費	円	
報酬		
給料		
職員手当等		
旅費		
需用費		
消耗品費		
印刷製本費		
役務費		
通信運搬費		
賃金		
保険料		
子ども子育て拠出金		
会議費		
委託費		
使用料及び賃借料		
合 計		

(注) 合計額を「1 精算額内訳」の対象経費の実支出額(E)欄に記入すること。

(新設)

3 事業実績報告書

法人名・医療機関名()

当該事業の事業実績及び効果

① 事業の実施体制

② 事業実績

1. 在宅医療等に関する医療連携体制を構築するために行う支援

2. 会議体の設置

3. 腎不全患者に対しての情報提供体制を構築するために必要な支援

③ 補助によって得られた成果

(新設)

(削除)

別添32(交付の対象3の(5)のケ)

慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療は制構築及び多職種連携モデル事業推進額内訳等及び事業実績報告書

法人名・医療機関名()

1 精算額内訳

総事業費	収入額 (交付金その他の収入額を含む)	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 実支出額	還 定 額 (D)(E)のいずれ か少ない額	国庫補助 基 本 額 (G)(F)のいずれか 少ない額	国庫補助 所要額 (H)(G)×補正率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引通(△) 不足額 (L)-(H)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切捨てること。
2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

(削除)

2 支出済額内訳			法人名・医療機関名()
慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業			
経 費 区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳	
報償費	円		
報酬			
給料			
職員手当等			
共済費			
旅費			
需用費			
消耗品費			
印刷製本費			
役務費			
通信運搬費			
会議費			
委託料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
合 計			
(注)合計額を「1 精算額内訳」の対象経費の実支出額(E)欄に記入すること。			

(削除)

3 事業実績報告書

法人名・医療機関名()

当該事業の実績報告及び効果

① 事業の実施体制

② 診療実績及び都道府県等や関係機関との連携

③ 行政の動向把握

(削除)

㊸ 事業実績報告
ア 会議体の設置
イ 健保組合等と連携した積極的な受診勧奨実施の支援方法等
ウ 企業・産業医等に対する啓発資料の配付等
エ 多職種連携における療養指導及び両立支援の実施
オ 本事業の成果物の作成等
㊹ 補助によって得られた成果

別紙33(交付の対象3の(5)のロ)

腎不全医療に関する情報提供体制整備事業実績報告書

法人名・医療機関名()

1 積算額が誤

総事業費	収入額 〔寄付金その他の収入額を含む〕	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 実支出額	選定額 〔(D)、(E)のいずれか少ない額〕	国庫補助 基本額 〔(G)、(F)のいずれか少ない額〕	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引額(Δ) 不足額 ((J)-(H))
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)

〈注〉 1 「国庫補助所要額」(H)欄は千円未満の端数が生じたときは切捨てること。

2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

(新設)

2 支出済額内訳

法人名・医療機関名()

腎不全医療に関する情報提供体制整備事業

経 費 区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
諸謝金	円	
旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
会議費		
賃金		
保険料		
子ども子育て拠出金		
雑役務費		
委託費		
合 計		

(注) 合計額を「1 精算額内訳」の対象経費の実支出額(E)欄に記入すること。

(新設)

3 事業実績報告書

法人名・医療機関名()

当該事業の事業実績及び効果

① 事業の実施体制

② 事業実績

1. ウェブサイトの構築

2. 医療機関情報リストの作成

3. 1 および 2 に係る持続可能性を考慮した長期的な計画

(新設)

4. その他、情報の収集、公開等

5. ワーキンググループの設置・開催

③ 補助によって得られた成果

(新設)

別紙34(交付の封条30)(6)及び(7))

地域保健医療等推進事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳										自治体名:				(単位:円)	
区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	基準額	対象経費の実支出額	選定額(D)とEOIの少ない方の額	国庫補助基 本額(D)(F) のいずれか少ない方の額	国庫補助所要額(D)× 補助率	国庫補助交付決定額	国庫補助受入額	差引通(Δ)或不足額(Δ)(H)				(K)
〈項〉地域保健対策費計(a)															
地域保健従事者現任教育推進事業費															
地域・福祉連携推進事業費															
〈項〉健康危機管理推進費計(b)															
地域健康危機管理対策事業費															
地域健康危機管理体制創推進事業費															
地域健康危機管理対策特別事業費															
合計(a)+(b)															

〈注〉「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

別紙33(交付の封条30)(6)及び(7))

地域保健医療等推進事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳										自治体名:				(単位:円)	
区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(A-B)	基準額	対象経費の実支出額	選定額(D)とEOIの少ない方の額	国庫補助基 本額(D)(F) のいずれか少ない方の額	国庫補助所要額(D)× 補助率	国庫補助交付決定額	国庫補助受入額	差引通(Δ)或不足額(Δ)(H)				(K)
〈項〉地域保健対策費計(a)															
地域保健従事者現任教育推進事業費															
地域・福祉連携推進事業費															
〈項〉健康危機管理推進費計(b)															
地域健康危機管理対策事業費															
地域健康危機管理体制創推進事業費															
地域健康危機管理対策特別事業費															
合計(a)+(b)															

〈注〉「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

3 (2) イ シート

(2)地域・職域連携推進事業費(イ二次医療圏回答用)
※なお、二次医療圏分(保健所設置市・特別区は除く)は都道府県がまとめて提出のこと。

二次医療圏(保健所)名	No.	
本事業で取り組んだ地域の健康課題		
複数の課題から上記課題を本事業に選んだ理由		
当該年度の目的		
実施体制 (構成メンバー)	別添の一覧表添付も可	
協議会での取り組み状況	0点:できていない 1点:少しだけできている 2点:どちらでもない 3点:まあまあできている 4点:よくできている	
	・情報の共有	点
	・現状分析	点
	・健康課題の明確化	点
	・目標の設定	点
	・連携事業の検討及び計画の立案	点
	・連携事業の共同実施	点
	合計	点
事業内容 ※単独事業の場合であっても、単独事業とわかるよう工夫して内容を記載	※①当該事業導入の経緯、②キーパーソン又は導入推進要因、③事業の対象、④事業の内容、⑤事業の成果、⑥今後の課題、の6つの項目についての記載は必須	
事業評価 ※連携事業を実施している場合のみ、地域・職域連携推進ガイドラインに基づいた評価を行い、その結果を必ず記載すること		

※ 内容については可能な限り詳細に記入すること。
なお、参考資料があれば適宜添付のこと。
※ 本回答内容については厚生労働省ホームページで公表予定であることに留意すること。

3 (3) ア-A～3 (イ) シート (略)

3 (2) イ シート

(2)地域・職域連携推進事業費(イ二次医療圏回答用)
※なお、二次医療圏分(保健所設置市・特別区は除く)は都道府県がまとめて提出のこと。

二次医療圏(保健所)名	No.	
本事業で取り組んだ地域の健康課題		
複数の課題から上記課題を本事業に選んだ理由		
当該年度の目的		
実施体制 (構成メンバー)	別添の一覧表添付も可	
協議会での取り組み状況	0点:できていない 1点:少しだけできている 2点:どちらでもない 3点:まあまあできている 4点:よくできている	
	・情報の共有	点
	・現状分析	点
	・健康課題の明確化	点
	・目標の設定	点
	・連携事業の検討及び計画の立案	点
	・連携事業の共同実施	点
	合計	点
事業内容 ※単独事業の場合であっても、単独事業とわかるよう工夫して内容を記載	※①当該事業導入の経緯、②キーパーソン又は導入推進要因、③事業の対象、④事業の内容、⑤事業の成果、⑥今後の課題、の6つの項目についての記載は必須	
事業評価 ※連携事業を実施している場合のみ、地域・職域連携推進事業ガイドラインに基づいた評価を行い、点数及び評価を必ず記載すること		

※ 内容については可能な限り詳細に記入すること。
なお、参考資料があれば適宜添付のこと。
※ 本回答内容については厚生労働省ホームページで公表予定であることに留意すること。

3 (3) ア-A～3 (イ) シート (略)

別紙35-1 (交付の対象3の(8)の7の(ア) a, b及びc)

健康的な生活習慣づくり重点化事業精算額内訳等及び事業実績書

逓進年度等名

1 精算額内訳

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 実支出額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助金 本額 (D)と(F) のいずれか少ない 方の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	(単位:円)	
											国庫補助 受入額 (I)	差引過(△) 不足額 (J)-(H)
たばこ対策促進事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
受動喫煙対策促進事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
糖尿病予防対策事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙35-1の2)に準じて作成すること。)
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙35-1の3)に準じて作成すること。)

別紙34-1 (交付の対象3の(8)の7の(ア) a, b及びc)

健康的な生活習慣づくり重点化事業精算額内訳等及び事業実績書

逓進年度等名

1 精算額内訳

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 実支出額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助金 本額 (D)と(F) のいずれか少ない 方の額	国庫補助 所要額 ((G)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	(単位:円)	
											国庫補助 受入額 (I)	差引過(△) 不足額 (J)-(H)
たばこ対策促進事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
受動喫煙対策促進事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
糖尿病予防対策事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙34-1の2)に準じて作成すること。)
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙34-1の3)に準じて作成すること。)

別紙35－2(交付の対象3の(8)の7の(ア) d)

健康的な生活習慣づくり重点化事業精算額内訳等及び事業実績書

法人名

1 精算額内訳

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 (A)-(B)	基準額	経費の 実支出額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助基 本額 (D)と(F) のいずれか少な い方の額	国庫補助 所要額 (G)×補助 率	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	(単位:円)	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	差引過 不足額 (J)-(H)	(K)
地域の健康増進活動支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙35-2の2)に準じて作成すること。
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙35-2の3)に準じて作成すること。

別紙34－2(交付の対象3の(8)の7の(ア) d)

健康的な生活習慣づくり重点化事業精算額内訳等及び事業実績書

法人名

1 精算額内訳

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 (A)-(B)	基準額	経費の 実支出額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助基 本額 (D)と(F) のいずれか少な い方の額	国庫補助 所要額 (G)×補助 率	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	(単位:円)	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	差引過 不足額 (J)-(H)	(K)
地域の健康増進活動支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙34-2の2)に準じて作成すること。
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙34-2の3)に準じて作成すること。

別紙36 (交付の対象3の(8)の7の(イ))

法人名

特殊な調理に対応できる調理師研修事業精算額内訳等及び事業実績書

精算額内訳

区 分	競争業費	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A)-(B)	基 準 額	対象経費の 実 支 出 額	選 定 額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助金 本額 (D)×F のいずれか少 ない方の額	国庫補助 所要額 (G)×補助 率	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受 入 額	差引通(Δ) 不足額 (I)-(H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
新卒研修生に対する特別研修費用											

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じるときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙36の2に準じて作成すること。)
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙36の3に準じて作成すること。)

別紙35 (交付の対象3の(8)の7の(イ))

法人名

特殊な調理に対応できる調理師研修事業精算額内訳等及び事業実績書

精算額内訳

区 分	結 算 業 費	寄 付 金 等 の 他 の 収 入 額	差 引 額 (A)-(B)	基 準 額	対象経費の 実 支 出 額	選 定 額 (D)とEのい ずれか少ない 方の額	国庫補助金 本 額 (D)×F の じ ゅ ぜ ん い ち ぶ ち 少 ない 方 の 額	国庫補助 所 要 額 ((G)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受 入 額	差引通(Δ) 不足額 (I)-(H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特殊な調理に対応できる調理師研修事業											

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じるときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙35の2に準じて作成すること。)
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙35の3に準じて作成すること。)

別紙37-1(交付の対象30.(B)の7の(ウ)のa),(c),(c),b)
がん診療連携拠点病院機能強化事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳										都道府県名()		(単位:円)	
事業名	区分	総事業費 (交付金その他の収入額を含む)	収入額 (交付金その他の収入額を含む)	差引額 (A-E)	基準額	対象経費 の実支出額	選定額 (D),(E)の いずれか少ない額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額 (C),(F),(G) いずれか少ない額	国庫補助 所収額 (H)×補正率	国庫補助 交付決定 額	国庫補助 受入額	差引額(△) 不足額 D-K
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)
がん診療連携拠点病院機能強化事業	医療機関名												
	直接補助												
	間接補助												
	医療機関名												
	直接補助												
	間接補助												
	医療機関名												
	直接補助												
	間接補助												
	小計												
地域がん診療連携拠点病院機能強化事業	医療機関名												
	直接補助												
	間接補助												
	医療機関名												
	直接補助												
	間接補助												
	医療機関名												
	直接補助												
	間接補助												
	小計												
直接補助計													
間接補助計													
合計													

(注) 次項「2 事業別精算額内訳」の「合計」欄にあって、医療機関別に、直接補助・間接補助の別に記入すること。

1 - 2 事業別所要額内訳及び 1 - 3 支出済内訳 (略)

別紙37-1(交付の対象30.(B)の7の(ウ)のa),(c),b)
がん診療連携拠点病院機能強化事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳													都道府県名()	(単位:円)
事業名	区分	総事業費	収入額 (交付金その他の収入額を含む)	差引額 (A-E)	基準額	対象経費 の実支出額	選定額 (D),(E)の いずれか少ない額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額 (C),(F),(G) いずれか少ない額	国庫補助 所収額 (H)×補正率	国庫補助 交付決定 額	国庫補助 受入額	差引額(△) 不足額 D-K	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	
がん診療連携拠点病院機能強化事業	医療機関名													
	直接補助													
	間接補助													
	医療機関名													
	直接補助													
	間接補助													
	小計													
	地域がん診療連携拠点病院機能強化事業	医療機関名												
		直接補助												
		間接補助												
医療機関名														
直接補助														
間接補助														
小計														
直接補助計														
間接補助計														
合計														

(注) 次項「2 事業別精算額内訳」の「合計」欄にあって、医療機関別に、直接補助・間接補助の別に記入すること。

1 - 2 事業別所要額内訳及び 1 - 3 支出済内訳 (略)

1 - 4 事業実績書

4-1 事業実績書

【がん診療連携拠点病院機能強化事業分】

医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

①都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開 催 内 容	備 考

②研修参加期間中の代診医雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医雇用期間	備 考

③医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)	相談支援事業の内容	備 考
人	電話		
	面談		
	その他		
	合計		

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	実績	備 考
リーフレット等配布		配布部数	部
市民フォーラム等の開催		参加者数	人
その他			

(5)病理医養成等事業

事 業 内 容	病理医の養成人数	備 考
	人	

(6)在宅緩和ケア地域連携事業

事 業 内 容	連携する在宅療養支援診療所数	備 考
	件	

1 - 4 事業実績書

4-1 事業実績書

【がん診療連携拠点病院機能強化事業分】

医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

①都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開 催 内 容	備 考

②研修参加期間中の代診医雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医雇用期間	備 考

③医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)	相談支援事業の内容	備 考
人	電話		
	面談		
	その他		
	合計		

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	実績	備 考
リーフレット等配布		配布部数	部
市民フォーラム等の開催		参加者数	人
その他			

(5)病理医養成等事業

事 業 内 容	病理医の養成人数	備 考
	人	

(6)在宅緩和ケア地域連携事業

事 業 内 容	連携する在宅療養支援診療所数	備 考
	件	

(7)緩和ケア推進事業

事業内容	緊急緩和ケア病床確保数	緊急緩和ケア病床利用件数	一般ケア病床稼働率(%)	備考

(8)がん患者の就労に関する総合支援事業

①就労に関する相談支援事業のみを実施する場合

事業内容	就労相談件数	就労者数	備考
	件	人	

②就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業を実施する場合

事業内容	就労相談件数 (両立支援を含む)	就労者数 (両立支援を含む)	備考
	件	人	

(9)アピアランスケアに係る体制整備支援事業

事業内容	備考

(10)がん医療提供体制の均てん化・集約化に関する事業

事業内容	備考

4-2 事業実績書

【地域がん診療病院等機能強化事業分】

医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

①主)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)	相談支援事業の内容	備考
人	電話		
	面談		
	その他		
	合計		

①主)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(3)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	実績		備考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(4)在宅緩和ケア地域連携事業

事業内容	連携する在宅療養支援診療所数	備考
	件	

(7)緩和ケア推進事業

事業内容	緊急緩和ケア病床確保数	緊急緩和ケア病床利用件数	一般ケア病床稼働率(%)	備考

(8)がん患者の就労に関する総合支援事業

①就労に関する相談支援事業のみを実施する場合

事業内容	就労相談件数	就労者数	備考
	件	人	

②就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業を実施する場合

事業内容	就労相談件数 (両立支援を含む)	就労者数 (両立支援を含む)	備考
	件	人	

4-2 事業実績書

【地域がん診療病院等機能強化事業分】

医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

①主)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)	相談支援事業の内容	備考
人	電話		
	面談		
	その他		
	合計		

①主)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(3)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	実績		備考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(4)在宅緩和ケア地域連携事業

事業内容	連携する在宅療養支援診療所数	備考
	件	

別紙37- 2(交付の対象30.(8)のアの(ウ)のa(c), c, d, e, f)

がん診療連携拠点病院機能強化事業精算額内訳等及び事業実績書

都道府県名()
法人名・医療機関名()

1 精算額内訳

総事業費	収入額 〔交付金その他の 収入額を含む〕	差 引 額	基 準 額	対象経費の 実支出額	選 定 額 〔D×Eの いずれか少ない額〕	国庫補助 基 本 額 〔D×Fの いずれか少ない額〕	国庫補助 所要額 〔(G)×補助率〕	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引通(△)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
(注) 次項「2 事業別精算額内訳」の「合計」欄に従って記入すること。										

別紙36- 2(交付の対象30.(8)のアの(ウ)のa(b), c, d, e, f)

がん診療連携拠点病院機能強化事業精算額内訳等及び事業実績書

都道府県名()
法人名・医療機関名()

1 精算額内訳

総事業費	収入額 〔交付金その他の 収入額を含む〕	差 引 額	基 準 額	対象経費の 実支出額	選 定 額 〔D×Eの いずれか少ない額〕	国庫補助 基 本 額 〔D×Fの いずれか少ない額〕	国庫補助 所要額 〔(G)×補助率〕	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引通(△)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
(注) 次項「2 事業別精算額内訳」の「合計」欄に従って記入すること。										

2 - 2 事業別積算額内訳及び2 - 3 支出済額内訳シート （略）

4-1 事業実績書

【がん診療連携拠点病院機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

①都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開 催 内 容	備 考

②研修参加期間中の代診医雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医雇用期間	備 考

③医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)		相談支援事業の内容	備 考
	人	電話		
		面談		
		その他		
		合計		

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	実績		備 考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(5)病理医養成等事業

事 業 内 容	病理医の養成人数	備 考
	人	

(6)在宅緩和ケア地域連携事業

事 業 内 容	連携する在宅療養支援診療所数	備 考
	件	

2 - 2 事業別積算額内訳及び2 - 3 支出済額内訳シート （略）

4-1 事業実績書

【がん診療連携拠点病院機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

①都道府県がん診療連携協議会

開催回数	開 催 内 容	備 考

②研修参加期間中の代診医雇用

研修派遣医療機関	研修派遣期間	代診医雇用期間	備 考

③医師の派遣による診療支援

派遣医療機関	派遣期間	診療支援の内容	備 考

(3)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)		相談支援事業の内容	備 考
	人	電話		
		面談		
		その他		
		合計		

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4)普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	実績		備 考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(5)病理医養成等事業

事 業 内 容	病理医の養成人数	備 考
	人	

(6)在宅緩和ケア地域連携事業

事 業 内 容	連携する在宅療養支援診療所数	備 考
	件	

(7)緩和ケア推進事業

事業内容	緊急緩和ケア病床確保数	緊急緩和ケア病床利用件数	一般ケア病床稼働率(%)	備考
	床	件		

(8)がん患者の就労に関する総合支援事業

①就労に関する相談支援事業のみを実施する場合

事業内容	就労相談件数	就労者数	備考
	件	人	

②就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業を実施する場合

事業内容	就労相談件数 (両立支援を含む)	就労者数 (両立支援を含む)	備考
	件	人	

(9)アピアランスケアに係る体制整備支援事業

事業内容	備考

(10)がん医療提供体制の均てん化・集約化に関する事業

事業内容	備考

ー2 事業実績書

【小児がん拠点病院機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)小児がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)小児がん拠点病院ネットワーク事業

地域ブロック協議会

開催回数	開催内容	備考

(3)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)	相談支援事業の内容	備考
人	電話		
	面談		
	その他		
	合計		

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(7)緩和ケア推進事業

事業内容	緊急緩和ケア病床確保数	緊急緩和ケア病床利用件数	一般ケア病床稼働率(%)	備考
	床	件		

(8)がん患者の就労に関する総合支援事業

①就労に関する相談支援事業のみを実施する場合

事業内容	就労相談件数	就労者数	備考
	件	人	

②就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業を実施する場合

事業内容	就労相談件数 (両立支援を含む)	就労者数 (両立支援を含む)	備考
	件	人	

4ー2 事業実績書

【小児がん拠点病院機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1)小児がん医療従事者研修事業

実施期間	対象者	受講者数	研修内容	備考

(注)研修内容は具体的に記入すること。

(2)小児がん拠点病院ネットワーク事業

地域ブロック協議会

開催回数	開催内容	備考

(3)がん相談支援事業

配置人員	相談件数(件)	相談支援事業の内容	備考
人	電話		
	面談		
	その他		
	合計		

(注)配置人員は、相談支援センターの職員数を記入すること。
また、相談件数はのべ件数を記入すること。

(4) プレイルーム運営等事業

事業内容	利用者数	備考
	人	

4-3 事業実績書

【小児がん中央機関機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) 小児がん相談・支援事業

実施期間	受講者数	育成及び意見交換の内容	備考

(注) 育成及び意見交換の内容は具体的に記入すること。

(2) 普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	実績		備考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(3) 小児がん医療の診断支援事業

事業内容	診断支援件数	備考
	人	

(4) 小児がん登録事業

事業内容	備考

(5) 小児がん医療従事者育成事業

実施期間	対象者	受講者数	育成内容	備考

(注) 育成内容は具体的に記入すること。

(6) 連絡協議会等運営事業

開催回数	開催内容	備考

4-4 事業実績書

【希少がん中央機関機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) 希少がん対策ワーキンググループ事業

開催回数	開催内容	備考

(4) プレイルーム運営等事業

事業内容	利用者数	備考
	人	

4-3 事業実績書

【小児がん中央機関機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) 小児がん相談・支援事業

実施期間	受講者数	育成及び意見交換の内容	備考

(注) 育成及び意見交換の内容は具体的に記入すること。

(2) 普及啓発・情報提供事業

事業内容	事業概要	実績		備考
リーフレット等配布		配布部数	部	
市民フォーラム等の開催		参加者数	人	
その他				

(3) 小児がん医療の診断支援事業

事業内容	診断支援件数	備考
	人	

(4) 小児がん登録事業

事業内容	備考

(5) 小児がん医療従事者育成事業

実施期間	対象者	受講者数	育成内容	備考

(注) 育成内容は具体的に記入すること。

(6) 連絡協議会等運営事業

開催回数	開催内容	備考

4-4 事業実績書

【希少がん中央機関機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) 希少がん対策ワーキンググループ事業

開催回数	開催内容	備考

(2) 病理コンサルテーション事業			
事業内容		コンサルテーション依頼件数	備 考
		件	

(3) 希少がん情報サービス事業			
事業内容		情報提供箇所数	備 考
		件	

(4) 希少がんホットライン事業			
配置人員 人	相談件数(件)	相談支援事業の内容	備 考

また、相談件数はのべ件数を記入すること。

4-5 事業実績書

【がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) がんゲノム医療支援事業			
①専門的な遺伝カウンセリングを実施するための人材			
配置人員 人	遺伝カウンセリングを 本年度実績 前年度実績	支援事業の内容	備 考
②治験及び臨床研究を適切に実施するための人材			
配置人員	治験及び臨床研究のための 介入患者数(人)	支援事業の内容	備 考
人	本年度実績 前年度実績		

(2) がんゲノム医療情報等管理等事業			
事業内容			備 考

(3) がんゲノム医療従事者育成事業				
実施期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。
がんゲノム医療中核拠点病院のみ対象。

(4) がんゲノム医療連携体制強化事業			
事業内容		事業概要	備 考

(2) 病理コンサルテーション事業		
事業内 容		コンサルテーション依頼件数
		件

(3) 希少がん情報サービス事業		
事業内容		情報提供箇所数
		件

(4) 希少がんホットライン事業			
配置人員 人	相談件数(件)	相談支援事業の内容	備 考

また、相談件数はのべ件数を記入すること。

4-5 事業実績書

【がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業分】

法人名・医療機関名()

(1) がんゲノム医療支援事業			
①専門的な遺伝カウンセリングを実施するための人材			
配置人員 人	遺伝カウンセリングを 行った患者数(人)	支援事業の内容	備 考
	本年度実績 前年度実績		
②治験及び臨床研究を適切に実施するための人材			
配置人員	治験及び臨床研究のため の介入患者数(人)	支援事業の内容	備 考
人	本年度実績 前年度実績		

(2) がんゲノム医療情報等管理等事業	
事業内容	

(3) がんゲノム医療従事者育成事業				
実施期間	対象者	受講者数	研 修 内 容	備 考

(注)研修内容は具体的に記入すること。
がんゲノム医療中核拠点病院のみ対象。

(4) がんゲノム医療連携体制強化事業		
事業内容	事業概要	備 考

別紙39(交付の対象3の(8)の7の(オ))

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳

市区町村名	総事業費 (A)	収入額 〔寄付金その他の 収入額を含む〕 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (D)・(B)のいずれ か少ない額 (F)	国庫補助 基本額 〔(C)・(F)のいずれ か少ない額〕 (G)	国庫補助 所要額 〔(G)×補助率〕 (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入額 (J)	差引過不足額 (J)-(H)) (K)
			0	0	0	0	0			0

〈注〉1「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
2「収入額(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

別紙38(交付の対象3の(8)の7の(オ))

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳

市区町村名	総事業費 (A)	収入額 〔寄付金その他の 収入額を含む〕 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (D)・(B)のいずれ か少ない額 (F)	国庫補助 基本額 〔(C)・(F)のいずれ か少ない額〕 (G)	国庫補助 所要額 〔(G)×補助率〕 (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入額 (J)	差引過不足額 (J)-(H)) (K)
			0	0	0	0	0			0

〈注〉1「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
2「収入額(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

実績（3 事業実績）シート

3 事業実績書		市区町村名()					
(1)個別の受診勧奨・再勧奨							
①対象者数							
対象人口		胃がん	子宮頸がん	肺がん	乳がん	大腸がん	実人員
受診勧奨	受診勧奨者数						
	受診勧奨者のうち受診者数						
	受診勧奨者の受診率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
受診再勧奨	受診再勧奨者数						
	受診再勧奨者のうち受診者数						
	受診再勧奨者の受診率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
合計	受診勧奨者数及び受診再勧奨者数の合計	0	0	0	0	0	0
	受診勧奨者・受診再勧奨者のうち受診者数の合計[注]	0	0	0	0	0	0
	受診勧奨者・受診再勧奨者の合計の受診率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	※受診勧奨と受診再勧奨で受診者数の区別ができない場合は合計欄に直接入力。						
②受診勧奨の実施時期		令和 年 月					
③受診再勧奨の実施時期		令和 年 月					
④受診勧奨・再勧奨の具体的な取組内容							
(2)かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨							
①連絡協議会等の開催、パンフレット等の作成							
②かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨の実施体制(必要に応じて参考資料を添付すること)							

実績（3 事業実績）シート

3 事業実績書		市区町村名()					
(1)個別の受診勧奨・再勧奨							
①対象者数							
対象人口		胃がん	子宮頸がん	肺がん	乳がん	大腸がん	実人員
受診勧奨	受診勧奨者数						
	受診勧奨者のうち受診者数						
	受診勧奨者の受診率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
受診再勧奨	受診再勧奨者数						
	受診再勧奨者のうち受診者数						
	受診再勧奨者の受診率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
合計	受診勧奨者数及び受診再勧奨者数の合計	0	0	0	0	0	0
	受診勧奨者・受診再勧奨者のうち受診者数の合計[注]	0	0	0	0	0	0
	受診勧奨者・受診再勧奨者の合計の受診率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	※受診勧奨と受診再勧奨で受診者数の区別ができない場合は合計欄に直接入力。						
②受診勧奨の実施時期		令和 年 月					
③受診再勧奨の実施時期		令和 年 月					
④受診勧奨・再勧奨の具体的な取組内容							
(2)かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨							
①連絡協議会等の開催、パンフレット等の作成							
②かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨の実施体制(必要に応じて参考資料を添付すること)							

(3)子宮頸がん検診

市区町村名()

①対象者数

生年月日	対象人口	クーポン券の送付人数	検診手帳の送付人数	受診者数
平成17年4月2日～平成18年4月1日				

注1 「対象人口」欄は、基準日時点(令和7年4月20日)での対象人口を記載

2 「クーポン券の送付人数」及び「検診手帳の送付人数」欄は、本事業による送付人数を記載

3 「受診者数」欄は、本事業による受診者数を記載

②検診機関数

個別検診	か所	(直接	か所、委託	か所)
集団検診	か所	(直接	か所、委託	か所)

③検診実施期間

個別検診	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
集団検診	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

④クーポン券利用率向上に向けた取組

	取組(該当に○)	取組内容
イベント等での啓発		
学校と連携した啓発		
SNSを活用した啓発		
その他		

⑤その他(休日・早朝・夜間における検診の実施、他市区町村等との連携等対象者の利便性に配慮し、受診率向上に向けた具体的な取組予定の事例を記載)

--

(4)乳がん検診

①対象者数

生年月日	対象人口	クーポン券の送付人数	検診手帳の送付人数	受診者数
昭和60年4月2日～昭和61年4月1日				

注1 「対象人口」欄は、基準日時点(令和7年4月20日)での対象人口を記載

2 「クーポン券の送付人数」及び「検診手帳の送付人数」欄は、本事業による送付人数を記載

3 「受診者数」欄は、本事業による受診者数を記載

(3)子宮頸がん検診

市区町村名()

①対象者数

生年月日	対象人口	クーポン券の送付人数	検診手帳の送付人数	受診者数
平成16年4月2日～平成17年4月1日				

注1 「対象人口」欄は、基準日時点(令和7年4月20日)での対象人口を記載

2 「クーポン券の送付人数」及び「検診手帳の送付人数」欄は、本事業による送付人数を記載

3 「受診者数」欄は、本事業による受診者数を記載

②検診機関数

個別検診	か所	(直接	か所、委託	か所)
集団検診	か所	(直接	か所、委託	か所)

③検診実施期間

個別検診	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
集団検診	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日

④クーポン券利用率向上に向けた取組

	取組(該当に○)	取組内容
イベント等での啓発		
学校と連携した啓発		
SNSを活用した啓発		
その他		

⑤その他(休日・早朝・夜間における検診の実施、他市区町村等との連携等対象者の利便性に配慮し、受診率向上に向けた具体的な取組予定の事例を記載)

--

(4)乳がん検診

①対象者数

生年月日	対象人口	クーポン券の送付人数	検診手帳の送付人数	受診者数
昭和59年4月2日～昭和60年4月1日				

注1 「対象人口」欄は、基準日時点(令和7年4月20日)での対象人口を記載

2 「クーポン券の送付人数」及び「検診手帳の送付人数」欄は、本事業による送付人数を記載

3 「受診者数」欄は、本事業による受診者数を記載

別紙42(交付の対象30(8)のアの(ク))

希少がん診断のための病理医育成事業精算額内訳等及び事業実績書

法人名()

1 精算額内訳

(単位:円)										
総事業費	収入額 (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 実支出額	選 定 額 (D)(E)のいずれか 少ない額	国庫補助 基 本 額 (C)(F)のいずれか 少ない額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引過(△) 不足額 ((J)-(H))
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

別紙41(交付の対象30(8)のアの(ク))

希少がん診断のための病理医育成事業精算額内訳等及び事業実績書

法人名()

1 精算額内訳

(単位:円)										
総事業費	収入額 〔 寄附金その他の収入額 を含む 〕	差引額 (A)-(B)	基準額	対象経費の 実支出額	選 定 額 〔(D)(E)のいずれか 少ない額〕	国庫補助 基 本 額 〔(C)(F)のいずれか 少ない額〕	国庫補助 所要額 (G)×(補助率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引過(△) 不足額 (J)-(H)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときには切捨てること。
2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

(削除)

別紙43(交付の対象3の(B)のアの(コ))

アピアランス支援モデル事業精算額内訳等及び事業実情書

医療機関名()

1 精算額内訳

総事業費	収入額 (交付金その他の収入額を含む)	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 実支出額	選 定 額 ((D),(E)のいずれ か少ない額	国庫補助 基 本 額 ((G),(F)のいずれか 少ない額	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引過(△) 不足額 ((J)-(H))
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)

(主) 1 「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

(削除)

2 支出済額内訳

医療機関名()

アピアランス支援モデル事業

経 費 区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
報酬 給 需 役 ○○○○ ・ ・ ・ ・ 用 務 ○○○○ 酬 料 費 費	円	
合 計		

(注)合計額を「1 精算額内訳」の対象経費の実支出額(E)欄に記入すること。

(削除)

3 事業実績書

医療機関名()

1. 事業実績

①アピアランスケアに関する実施体制(実績)	
※専らアピアランスケアに関する業務に従事する者の数(人)	
うちアピアランス支援研修を受講した者の数(人)	
※アピアランスケアに関する業務と他業務を兼ねる者の数(人)	
うちアピアランス支援研修を受講した者の数(人)	
②事業実績	
ア. アピアランスケアに関する院内の医療従事者に対する教育に関する実績	
※院内研修の実施回数(回)	
イ. 都道府県内におけるアピアランスケアに関する課題の抽出及び対応に関する実績	
ウ. 他の医療機関で治療を受けているがん患者からの相談にも対応できる体制整備(実績)	
2. 本事業によって得られた効果及びアピアランスケアの取組みの継続性	
アピアランスケアに関する相談件数(延べ数)	

別紙43 (交付の対象3の(8)のアの(ケ))

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業精算額内訳等及び事業実績書

都道府県名 ()

1 精算額内訳

種目	総事業費 (A)	収入額 (B) (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 ((A)-(B))	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 (D),(E)のいずれ か少ない額 (F)	国庫補助 基本額 (C),(F)のいずれ か少ない額 (G)	国庫補助 所要額 (G)×補助率 (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入額 (J)	差引過(△) 不足額 (J)-(H)
1 助成費			0	0	0	0	0	0			0
2 事務費			0	0	0	0	0	0			0
合計	0	0	0	0	0			0	0		0

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
2 「収入額(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

別紙42 (交付の対象3の(8)のアの(ケ))

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業精算額内訳等及び事業実績書

都道府県名 ()

1 精算額内訳

種目	総事業費 (A)	収入額 (B) (寄付金その他の収入額を含む)	差引額 ((A)-(B))	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 (D),(E)のいずれ か少ない額 (F)	国庫補助 基本額 (C),(F)のいずれ か少ない額 (G)	国庫補助 所要額 (G)×補助率 (H)	国庫補助 交付決定額 (I)	国庫補助 受入額 (J)	差引過(△) 不足額 (J)-(H)
1 助成費			0	0	0	0	0	0			0
2 事務費			0		0	0	0	0			0
合計	0	0	0	0	0			0	0		0

(注)1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときには切り捨てること。
2 「収入額(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

別紙44 (交付の対象30(8)のアの(コ))

女性の健康支援事業精算額内訳等及び事業実績書

法人名

1 精算額内訳

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 実支出額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助金 本額 (D)と(F) のいずれか少な い方の額	国庫補助 所要額 ((C)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引過 不足額 (I)-(H))
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
女性の健康支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙44)に準じて作成すること。
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙44)に準じて作成すること。

別紙44 (交付の対象30(8)のアの(サ))

女性の健康支援事業精算額内訳等及び事業実績書

法人名

1 精算額内訳

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 実支出額	選定額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助金 本額 (D)と(F) のいずれか少な い方の額	国庫補助 所要額 ((C)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引過 不足額 (J)-(I))
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
女性の健康支援事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
2 実支出額内訳(様式は、別紙様式4の別紙44)に準じて作成すること。
3 事業実績書(様式は、別紙様式4の別紙44)に準じて作成すること。

(削除)

別紙45 (交付の対象3の(8)の7の(シ))

子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法に伴う健康管理システムの改修事業									
自治体名									
1 精算額内訳									
区 分	総事業費	寄 付 金	差 引 額	基 準 額	対象経費	選 定 額	国庫補助	国庫補助	(単位:円)
	(A)	その他の 収入額	(A)-(B)	(D)	の支出 額	と収入の 差額	(B)	額 (C)×(補助率)	
子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法に伴う健康管理シ ステムの改修事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)「国庫補助所要額(H)」欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

(削除)

2 実支出額内訳

子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法に伴う健康管理システムの改修事業

(単位:円)

項 目	実支出額	積算内訳	備 考
使 用 料 及 び 賃 借 料			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 費			
備 品 購 入 費			
負 担 金			
計			

(削除)

3 事業実施報告書

子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法に伴う健康管理システムの改修事業

自治体名

事業名	
精算額	千円(精算内訳は別紙)
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

別紙45(交付の対象3の(B)のアの(ヤ))

重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業精算額内訳等及び事業実績書

自治体名()

1 精算額内訳

(単位:円)										
総事業費	収入額 〔寄付金その他の 収入額を含む〕	差引額 ((A)-(B))	基準額	対象経費の 実支出額	選 定 額 〔(D)×(E)のいずれ か少ない額〕	国庫補助 基 本 額 〔(G),(F)のいずれか 少ない額〕	国庫補助 所要額 ((G)×補助率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入額	差引過(△) 不足額 ((J)-(H))
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)

(注) 1 「国庫補助所要額」(H)欄は千円未満の端数が生じたときは切捨てること。
2 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

(新規)

2 支出済額内訳

自治体名()

重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業

経 費 区 分	支 出 済 額	積 算 内 訳
報酬 給 需 役 ○○○○ ・ ・ ・ ・	円	
酬料 費 費		
合 計		

(注)合計額を「1 精算額内訳」の対象経費の実支出額(E)欄に記入すること。

(新規)

3 事業実績書

自治体名()

1. 事業実績

①肺がん検診の実施体制(実績)
対象年齢: 検査手法(以下のいずれかに■): ☐ 重喫煙者に対し、胸部エックス線検査のみ実施 ☐ 重喫煙者に対し、胸部エックス線検査に加え、喀痰細胞診を実施 ☐ 胸部CT検査を実施 ☐ その他()
②胸部低線量CT検査を用いた肺がん検診の体制について
・対象者(年齢、喫煙歴等): ・対象者の抽出方法: ・対象者への受診案内の方法: ・低線量CTを用いた検診の実施場所(該当する場所を■にしてください)(複数選択可) ☐ 自身の市区町村内の検診実施機関 ☐ 自身の市区町村以外の検診実施機関 ☐ 検診車 ☐ その他() ・低線量CTを用いた検診を実施した検診実施機関数(検診車を除く): か 所 ・検診車による低線量CTによる集団検診を実施した場合は、その検診を行った日数(令和8年度): 日
③実績報告について
・実証事業に基づく肺がんCT検診を実施する検診実施機関について、別添の「低線量CTを用いた新しい肺がん検診の体制構築に関する研究班」において作成された「対策型検診のための低線量CT肺がん検診マニュアル」の概要版(以下「マニュアル」)に基づいた以下の体制整備を実施したか。(該当箇所を■にしてください) ☐ 検診実施要件(検診実施機関、読影医師、診療放射線技師の基準) ☐ 読影体制 ☐ 精度管理

(新規)

別紙46 (交付の対象3の(8)のアの(シ))

法人名

国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業精算額内訳等及び事業実績書

1 精算額内訳

区 分	総 事 業 費	寄付金その他の 収入額	差 引 額 (A)-(B)	基 準 額	対象経費の 実 支 出 額	選 定 額 (D)と(E)のい ずれか少ない 方の額	国庫補助差 本額 (G)と(F) のいずれか少な い方の額	国庫補助 所要額 (G)×補助 率)	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受 入 額	差引過(△) 不足額 (I)-(H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

（注）「国庫補助所要額」(H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。

(新規)

2 実支出額内訳

国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業

(単位:円)

項 目	支出済額	積算内訳	備 考
報 酬			
給 料			
職 員 手 当 等			
共 済 費			
賃 金			
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
委 託 料			
使用量及び賃借料			
備 品 購 入 費			
手 数 料			
事 業 費			
計			

(新規)

3 実績報告書
国民健康・栄養調査オンラインシステム化等事業

法人名

事業名	
実績額	千円(積算内訳は別紙)
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
事業目的	
事業内容	

(新規)

別紙47-1（交付の対象3の(8)のイの(7)のa)

健康増進事業精算額内訳等及び事業実績書

1. 精算額内訳

（都道府県名：）															
区分	総事業費	収入額（寄付金その他の収入額を含む）	差引額（A-B）	基準額	対象経費の実支出額	選定額	都道府県補助基本額	都道府県補助所要額	都道府県補助額	国庫補助基本額（H）、（I）のいずれか少ない額	国庫補助所要額（J）×補助率	国庫補助交付決定額	国庫補助受入額	差引不足額（M）-（K）	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	
健康増進事業費		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 健康教育費															
2. 健康相談費															
3. 健康診査費															
(1)健康診査費															
(2)歯周病検査費															
(3)骨粗鬆症検査費															
(4)聴覚費															
(5)健康診査実施連絡等費															
(6)肝炎ウイルス検査費（自己負担相当額除く）															
4. 自己負担相当額（肝炎ウイルス検査）															
5. 訪問指導費															
6. 総合的な保健推進事業費															
合計(1+2+3+4+5+6)															

(注) 1 「総事業費」とは「対象経費の実支出額」をいう。
2 「収入額(寄付金その他の収入額を含む)(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上する。
3 「国庫補助所要額((J)×補助率)(K)」欄において1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
4 「自己負担相当額(肝炎ウイルス検査)」は、肝炎ウイルス検査において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検査を実施する場合に、本来受診者が負担する額(3割相当)を計上する。

健康増進事業精算額内訳等及び事業実績書

別紙46-1 (交付の対象3の(8)のイの(7)のa)

1. 精算額内訳

健康増進事業費	区分	総事業費 (A)	収入額(寄付金その他の収入額を含む) (B)	差引額 ((A-B)) (C)	基準額 (D)	対象経費 の実支出額 (E)	選定額 (F)	都道府県 補助 基本額 (G)	都道府県 補助 所要額 (H)	都道府県 補助額 (I)	国庫補助 基本額 ((H)、(I) のいずれ か少ない 額) (J)	国庫補助 所要額 ((I)×補 助率) (K)	国庫補助 交付 決定額 (L)	国庫補助 受入額 (M)	差引 不足額 ((M)- (K)) (N)	
																円
1.	健康教育費															
2.	健康相談費															
3.	健康診査費															
	(1)健康診査費															
	(2)歯周疾患検診費															
	(3)骨粗鬆症検診費															
	(4)渡航費															
	(5)健康診査実施連絡等費															
	(6)肝炎ウイルス検診費 (自己負担相当額除く)															
	4. 自己負担相当額 (肝炎ウイルス検診)															
	5. 訪問指導費															
	6. 総合的な保健推進事業															
	合計(1+2+3+4+5+6)															

(注) 1 「総事業費」とは「対象経費の実支出額」をいう。
2 「収入額(寄付金その他の収入額を含む)(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上する。
3 「国庫補助所要額((J)×補助率)(K)」欄において1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
4 「自己負担相当額(肝炎ウイルス検査)」は、肝炎ウイルス検査において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検査を実施する場合に、本来受診者が負担する額(3割相当)を計上する。

(4)訪問指導費											
市区町村名	年間訪問活動日数										
	対象者数	被指導 実人員数	被指導 延人員数	保健師	看護師	管理 栄養士	歯科 衛生士	理学 療法士	作業 療法士	その他	合計
〇〇市	人	人	人	日	日	日	日	日	日	日	日
(小計) 合計 全市区町村数 ()											

(注)「年間訪問活動日数」欄は、各職種の総活動日数を記入すること。

市区町村名	(4)訪問指導費									
	対象者数	被指導 実人員数	被指導 延人員数	保健師	看護師	管理 栄養士	歯科 衛生士	理学 療法士	作業 療法士	合計
〇〇市	人	人	人	日	日	日	日	日	日	日
(小計) 合計 全市区町村数 ()										

(注)「年間訪問活動日数」欄は、各職種の総活動日数を記入すること。

[illegible][illegible]

別紙47-2 (交付の対象3の(8)のイの(ア)のb)

健康増進事業精算額内訳等及び事業実績書

1. 精算額内訳

(指定都市名:)												
健康増進事業費	区分	総事業費	収入額(寄付金その他の収入額を含む)	差引額((A-B))	基準額	対象経費の実支出額	選定額((D)、(E)のいずれか少ない額)	国庫補助基本額((C)、(F)のいずれか少ない額)	国庫補助所要額((G)×補助率)	国庫補助交付決定額	国庫補助受入額	差引不足額((J)-(H))
健康増進事業費	1. 健康教育費	(A)	円	(B)	円	(D)	円	(F)	円	(H)	円	(K)
	2. 健康相談費											
	3. 健康診査費											
	(1)健康診査費											
	(2)歯周病検査費											
	(3)骨粗鬆症検査費											
	(4)渡航費											
	(5)健康診査実施連絡等費											
	(6)肝炎ウイルス検診費(自己負担相当額除く)											
	4. 自己負担相当額(肝炎ウイルス検診)											
費	5. 訪問指導費											
	6. 総合的な保健増進事業											
	合計(1+2+3+4+5+6)											

(注) 1 「総事業費」とは「対象経費実支出額」をいう。
2 「収入額(寄付金その他の収入額を含む)(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上する。
3 「国庫補助所要額((G)×補助率)(H)」欄において1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
4 「自己負担相当額(肝炎ウイルス検診)」は、肝炎ウイルス検診において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検診を実施する場合に、本来受診者が負担する額(3割相当)を計上する。

健康増進事業精算額内訳等及び事業実績書

(指定都市名:)

1. 精算額内訳

健康増進事業費	区分	総事業費	収入額(寄付金その他の収入額を含む)	差引額((A-B))	基準額	対象経費の実支出額	選定額((D)、(E)のいずれか少ない額)	国庫補助基本額((C)、(F)のいずれか少ない額)	国庫補助所要額((G)×補助率)	国庫補助交付決定額	国庫補助受入額	差引不足額((J)-(H))
		(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円	(E) 円	(F) 円	(G) 円	(H) 円	(I) 円	(J) 円	(K) 円
健康増進事業費	1. 健康教育費											
	2. 健康相談費											
	3. 健康診査費											
	(1)健康診査費											
	(2)歯周病検査費											
	(3)骨粗鬆症検査費											
健康増進事業費	(4)渡航費											
	(5)健康診査実施連絡等費											
	(6)肝炎ウイルス検診費 (自己負担相当額除く)											
	4. 自己負担相当額 (肝炎ウイルス検診)											
	5. 訪問指導費											
	6. 総合的な保健推進事業											
合計(1+2+3+4+5+6)												

(注) 1 「総事業費」とは「対象経費実支出額」をいう。
2 「収入額(寄付金その他の収入額を含む)(B)」欄には、実費徴収額も含めて計上する。
3 「国庫補助所要額((G)×補助率)(H)」欄において1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てること。
4 「自己負担相当額(肝炎ウイルス検診)」は、肝炎ウイルス検診において、40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検診を実施する場合に、本来受診者が負担する額(3割相当)を計上する。

実支出額内訳シート ③

3健康診査費経費別内訳				（指定都市名：）				
区分			基 準 額			対象経費実支出額		
			（1の(D)欄の内訳）			（1の(E)欄の内訳）		
			人員	基準単価	所要額	積算内訳	金額	
健康診査費			人	円	円		円	
個別健診	40歳以上74歳以下	被保険世帯	基本項目のみ		8,360			
			基本項目＋詳細項目		10,640			
		非課税世帯	基本項目のみ		7,520			
			基本項目＋詳細項目		9,570			
		その他	基本項目のみ		5,850			
			基本項目＋詳細項目		7,450			
	75歳以上	被保険世帯	基本項目のみ		8,360			
			基本項目＋詳細項目		10,640			
		非課税世帯	基本項目のみ		7,520			
			基本項目＋詳細項目		9,570			
		その他	基本項目のみ		5,850			
			基本項目＋詳細項目		7,450			
区分			基 準 額			対象経費実支出額		
			（1の(D)欄の内訳）			（1の(E)欄の内訳）		
			人員	基準単価	所要額	積算内訳	金額	
			人	円	円		円	
健康診査費	集団健診	40歳以上74歳以下	被保険世帯	基本項目のみ		7,120		
				基本項目＋詳細項目		7,890		
			非課税世帯	基本項目のみ		6,420		
				基本項目＋詳細項目		7,110		
			その他	基本項目のみ		4,980		
				基本項目＋詳細項目		5,520		
		75歳以上	被保険世帯	基本項目のみ		7,120		
				基本項目＋詳細項目		7,890		
			非課税世帯	基本項目のみ		6,420		
				基本項目＋詳細項目		7,110		
			その他	基本項目のみ		4,980		
				基本項目＋詳細項目		5,520		

実支出額内訳シート ③

＜3＞健康診査費経費別内訳										＜指定都市名：＞		
区分				基 準 額			対象経費実支出額					
				＜1の(D)欄の内訳＞			＜1の(E)欄の内訳＞					
				人員	基準単価	所要額	積算内訳		金額			
				人	円	円			円			
健康診査費	個別健診											
	40歳以上74歳以下	被保険世帯非課税世帯	基本項目のみ		8,360							
			基本項目＋詳細項目		10,640							
		非課税世帯	基本項目のみ		7,520							
			基本項目＋詳細項目		9,570							
		その他	基本項目のみ		5,850							
			基本項目＋詳細項目		7,450							
	75歳以上	被保険世帯非課税世帯	基本項目のみ		8,360							
			基本項目＋詳細項目		10,640							
		非課税世帯	基本項目のみ		7,520							
			基本項目＋詳細項目		9,570							
		その他	基本項目のみ		5,850							
			基本項目＋詳細項目		7,450							
区分				基 準 額			対象経費実支出額					
				＜1の(D)欄の内訳＞			＜1の(E)欄の内訳＞					
				人員	基準単価	所要額	積算内訳		金額			
				人	円	円			円			
健康診査費	集団健診											
	40歳以上74歳以下	被保険世帯非課税世帯	基本項目のみ		7,120							
			基本項目＋詳細項目		7,890							
		非課税世帯	基本項目のみ		6,420							
			基本項目＋詳細項目		7,110							
		その他	基本項目のみ		4,980							
			基本項目＋詳細項目		5,520							
	75歳以上	被保険世帯非課税世帯	基本項目のみ		7,120							
			基本項目＋詳細項目		7,890							
		非課税世帯	基本項目のみ		6,420							
			基本項目＋詳細項目		7,110							
		その他	基本項目のみ		4,980							
			基本項目＋詳細項目		5,520							

区分			基 準 額		対象経費実支出額	
			人員 人	(1の(D)欄の内訳) 基準単価 円 所要額 円	(1の(E)欄の内訳) 積算内訳 金額 円	
訪問健康診査費	医師に看護師帯同の場合			13,299		
	医師のみの場合			9,807		
訪問健康診査費計						
介護家族訪問健康診査費	医師に看護師帯同の場合			13,299		
	医師のみの場合			9,807		
介護家族訪問健康診査費計						
保健指導費	動機付け支援	に年 行度 う内	被保護世帯等		8,450	
			非課税世帯		7,620	
			その他		5,910	
		年 度 を 超 え て	被保護世帯等	初回面接(了)	6,769	
				実績評価(了)	1,669	
			非課税世帯	初回面接(了)	6,090	
				実績評価(了)	1,500	
			その他	初回面接(了)	4,740	
				実績評価(了)	1,170	
				積極的支援	に年 行度 う内	被保護世帯等
	非課税世帯		22,590			
	その他		17,580			
	年 度 を 超 え て 行 う 場 合	被保護世帯等	初回面接(了)		10,031	
			継続的支援(了)		12,546	
			実績評価(了)		2,509	
		非課税世帯	初回面接(了)		9,030	
			継続的支援(了)		11,300	
	その他	実績評価(了)	2,260			
初回面接(了)		7,020				
継続的支援(了)		8,775				
保健指導費計						
健康診査費計						
区分			基 準 額		対象経費実支出額	
			人員 人	(1の(D)欄の内訳) 基準単価 円 所要額 円	(1の(E)欄の内訳) 積算内訳 金額 円	
歯周 疾患 検診費	被保護世帯等・非課税世帯			5,320		
	その他			3,720		
歯周 疾患 検診費計						
骨粗鬆症検診費	被保護世帯等・非課税世帯			5,156		
	その他			3,656		
骨粗鬆症検診費計						
渡航費			厚生労働大臣が認めた額			
健康診査実施連絡等費	事業実施通知費			52		
	受診結果連絡費			158		
	検診記録簿作成費			48		
健康診査実施連絡等費計						
健康診査費合計(肝炎ウイルス検診費除く)						

実支出額内訳シート④～事業実績報告シート① （略）

区分		基 準 額			対象経費実支出額		
		(1の(D)欄の内訳)			(1の(E)欄の内訳)		
		人員 人	基準単価 円	所要額 円	積算内訳	金額 円	
訪問健康診査費	医師に看護師帯同の場合			13,299			
	医師のみの場合			9,807			
訪問健康診査費計							
介護家族訪問健康診査費	医師に看護師帯同の場合			13,299			
	医師のみの場合			9,807			
介護家族訪問健康診査費計							
保健指導費	動機付け支援	に年度内 行う場合	被保護世帯等		8,450		
			非課税世帯		7,620		
			その他		5,910		
		年度を超えて 行う場合	被保護世帯等	初回面接(了)	6,769		
				実績評価(了)	1,669		
			非課税世帯	初回面接(了)	6,090		
				実績評価(了)	1,500		
			その他	初回面接(了)	4,740		
				実績評価(了)	1,170		
	積極的支援	に年度内 行う場合	被保護世帯等		25,110		
			非課税世帯		22,590		
			その他		17,580		
		年度を超えて 行う場合	被保護世帯等	初回面接(了)	10,031		
				継続的支援(了)	12,546		
				実績評価(了)	2,509		
			非課税世帯	初回面接(了)	9,030		
				継続的支援(了)	11,300		
				実績評価(了)	2,260		
			その他	初回面接(了)	7,020		
				継続的支援(了)	8,775		
				実績評価(了)	1,755		
保健指導費計							
健康診査費計							
区分		基 準 額			対象経費実支出額		
		(1の(D)欄の内訳)			(1の(E)欄の内訳)		
		人員 人	基準単価 円	所要額 円	積算内訳	金額 円	
歯周 疾患 検診費	被保護世帯等・非課税世帯			5,320			
	その他			3,720			
歯周 疾患 検診費計							
骨粗鬆症検診費	被保護世帯等・非課税世帯			5,156			
	その他			3,656			
骨粗鬆症検診費計							
渡航費		厚生労働大臣が認めた額					
健康診査実施連絡等費	事業実施通知費			52			
	受診結果連絡費			158			
	検診記録簿作成費			48			
健康診査実施連絡等費計							
健康診査費合計(肝炎ウイルス検診費除く)							

実支出額内訳シート④～事業実績報告シート① （略）

事業実績報告シート②

【2】健康診査費				【指定都市名： 】				
区 分				対象者数(A)	実施方法別受診人員計(B)	受診率 [B]／[A] %		
健康診査費	個別健診			人	人	%		
	40歳以上74歳以下	被保護世帯等	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
		非課税世帯	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
		その他	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
	75歳以上	被保護世帯等	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
		非課税世帯	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
		その他	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
健康診査費	集団健診							
	40歳以上74歳以下	被保護世帯等	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
		非課税世帯	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
		その他	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
	75歳以上	被保護世帯等	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
		非課税世帯	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
		その他	基本項目のみ					
			基本項目＋詳細項目					
健康診査費計								
訪問基本健康診査費								
医師に看護師等同行の場合								
医師のみの実施								
訪問健康診査費計								
介護家族訪問健康診査費								
医師に看護師等同行の場合								
医師のみの実施								
介護家族訪問健康診査費計								
健康診査費計								
保健指導費								
	動機付け支援	年度内に行う場合	被保護世帯等					
			非課税世帯					
			その他					
			被保護世帯等	初回面接(了)				
			非課税世帯	実績評価(了)				
			その他	初回面接(了)				
		年度を超えて行う場合	被保護世帯等	初回面接(了)				
			非課税世帯	実績評価(了)				
			その他	初回面接(了)				
			被保護世帯等	実績評価(了)				
			非課税世帯	初回面接(了)				
			その他	実績評価(了)				
	積極的支援	年度内に行う場合	被保護世帯等					
			非課税世帯					
			その他					
			被保護世帯等	初回面接(了)				
			非課税世帯	継続的支援(了)				
			その他	実績評価(了)				
		年度を超えて行う場合	被保護世帯等	初回面接(了)				
			非課税世帯	実績評価(了)				
			その他	初回面接(了)				
			被保護世帯等	継続的支援(了)				
			非課税世帯	実績評価(了)				
			その他	初回面接(了)				
保健指導費計								
当周疾患検診費								
被保護世帯等・非課税世帯								
その他								
当周疾患検診費計								
骨粗鬆症検診費								
被保護世帯等・非課税世帯								
その他								
骨粗鬆症検診費計								

事業実績報告シート②

(3)健康診査費				(指定都市名:)		
区 分				対象者数(A)	実施方法別受診人員計(B)	受診率 (B)／(A) %
健康診査費	個別健診			人	人	
	40歳以上74歳以下	被保護世帯等	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
		非課税世帯	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
		その他	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
	75歳以上	被保護世帯等	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
		非課税世帯	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
		その他	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
健康診査費	集団健診					
	40歳以上74歳以下	被保護世帯等	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
		非課税世帯	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
		その他	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
	75歳以上	被保護世帯等	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
		非課税世帯	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
		その他	基本項目のみ			
			基本項目＋詳細項目			
健康診査費計						
訪問基本健康診査費						
	医師に看護師等同行の場合					
	医師のみの実施					
訪問健康診査費計						
介護家族訪問健康診査費						
	医師に看護師等同行の場合					
	医師のみの実施					
介護家族訪問健康診査費計						
健康診査費計						
保健指導費	動機付け支援	年度内に行う場合	被保護世帯等			
			非課税世帯			
			その他			
		年度を超えて行う場合	被保護世帯等	初回面接(了)		
			非課税世帯	実績評価(了)		
			その他	初回面接(了)		
	積極的支援	年度内に行う場合	被保護世帯等			
			非課税世帯			
			その他			
		年度を超えて行う場合	被保護世帯等	初回面接(了)		
			非課税世帯	継続的支援(了)		
			その他	初回面接(了)		
保健指導費計						
当周疾患検診費						
	被保護世帯等・非課税世帯					
	その他					
当周疾患検診費計						
骨粗鬆症検診費						
	被保護世帯等・非課税世帯					
	その他					
骨粗鬆症検診費計						

(表)

(4)訪問指導費 ア 対象者等		(指定都市名:)
対象者数(人)	被指導実人員(人)	被指導延人員(人)
イ 訪問対象者等		
区分	年間訪問活動日数(日)	
保健師		
看護師		
管理栄養士		
歯科衛生士		
理学療法士		
作業療法士		
その他		
計		
(注)1 「対象者数」欄については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」(平成20年3月31日健発第0331026号)に基づき把握した人数を記入すること。		
2 「年間訪問活動日数」欄は、各職種の総年間活動日数を記入すること。		

(表)

(4)訪問指導費 ア 対象者等		(指定都市名:)
対象者数(人)	被指導実人員(人)	被指導延人員(人)
イ 訪問対象者等		
区分	年間訪問活動日数(日)	
保健師		
看護師		
管理栄養士		
歯科衛生士		
理学療法士		
作業療法士		
計		
(注)1 「対象者数」欄については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」(平成20年3月31日健発第0331026号)に基づき把握した人数を記入すること。		
2 「年間訪問活動日数」欄は、各職種の総年間活動日数を記入すること。		

新

別紙様式第10 （略）

別紙

別紙

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付額確定内訳書

項	目	区 分	確定額	受入額	超過交付額	不足額
感染症対策費	感染症等自費事業	感染症予防事業費				
		感染症発生防止費				
		検入費等				
		【項】感染症対策費(a)				
感染症対策費	感染症等国庫負担事業	感染症発生予防等費				
		【項】感染症対策費(b)				
感染症対策費	感染症等補助事業	感染症対策特別費				
		特定感染症発生等事業費				
		マイナポータル構築費等				
		エイズ対策費				
		感染症対策管理システム構築費				
		予防接種事業デジタル化等事業費(地方公共団体等)				
		【項】感染症対策費(c)				
	感染症等補助事業	感染症対策推進事業費				
		【項】特定感染症対策費(d)				
	感染症等補助事業	地域保健推進事業費				
		地域・保健推進事業費				
	感染症等補助事業	【項】地域保健対策費(e)				
	感染症等補助事業	地域保健対策管理システム構築費				
		地域保健対策管理システム構築費				
	感染症等補助事業	【項】健康危機管理推進費(f)				
健康増進対策費	健康増進等補助事業	健康増進事業費				
		たばこ対策費				
		受動喫煙対策費				
		禁煙事業費				
		新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業				
		がん検診に対する健康増進に関するがん検診推進事業				
		【項】健康増進対策費(g)				
	健康増進等補助事業	補助金計(h) [(c) + (d) + (e) + (f) + (g)]				
		合計(a) + (b) + (h)				

旧

別紙様式第10 （略）

別紙

別紙

令和 年度感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付額確定内訳書

項	目	区 分	確定額	受入額	超過交付額	不足額
感染症対策費	感染症等自費事業	感染症予防事業費				
		感染症発生防止費				
		検入費等				
		【項】感染症対策費(a)				
感染症対策費	感染症等国庫負担事業	感染症発生予防等費				
		【項】感染症対策費(b)				
感染症対策費	感染症等補助事業	感染症対策特別費				
		特定感染症発生等事業費				
		マイナポータル構築費等				
		エイズ対策費				
		感染症対策管理システム構築費				
		予防接種事業デジタル化等事業費(地方公共団体等)				
		【項】感染症対策費(c)				
	感染症等補助事業	感染症対策推進事業費				
		【項】特定感染症対策費(d)				
	感染症等補助事業	地域保健推進事業費				
		地域・保健推進事業費				
	感染症等補助事業	【項】地域保健対策費(e)				
	感染症等補助事業	地域保健対策管理システム構築費				
		地域保健対策管理システム構築費				
	感染症等補助事業	【項】健康危機管理推進費(f)				
健康増進対策費	健康増進等補助事業	健康増進事業費				
		たばこ対策費				
		受動喫煙対策費				
		禁煙事業費				
		新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業				
		がん検診に対する健康増進に関するがん検診推進事業				
		【項】健康増進対策費(g)				
	健康増進等補助事業	補助金計(h) [(c) + (d) + (e) + (f) + (g)]				
		合計(a) + (b) + (h)				

新

旧

別紙様式第11 (略)

別紙様式第11 (略)

新

旧

別紙様式第12 (略)

別紙様式第12 (略)

新

旧

別紙様式第13 (略)

別紙様式第13 (略)

新

旧

別紙様式第14 (略)

別紙様式第14 (略)

新

旧

別紙様式第 1 5

番 号
年 月 日

厚生労働大臣殿

都道府県知事

令和 度感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の一部返還について

標記について、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱 6（1 4）の規定に基づき、疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援事業に限る）の一部返還額について、下記のとおり報告する。

1 国庫返還額 金 円

2 添付書類

返還額調書（別紙）

（新設）

